

平田氏蔵
享和二年
有月二年
年譜
藏本

古
書
學

久
米
邦
武

310516-000-0

62-400

古文書学

久米 邦武 述

久米邦武述



古
文
書
學



早稻田大學出版部藏版

古文書學目次

第一章 叙言

- 第一節 古文書學の大意……………頁
- 第二節 古文書學の遠因及び有職故實……………二
- 第三節 古文書學の起る近因……………六
- 第四節 古文書學創起の順序……………一〇

第二章 古文書の種類

- 第五節 古文書の原義及び其類別……………一五
- 第六節 記録と日記との解釋……………一八
- 第七節 帳簿系圖の解釋……………二二
- 第八節 古文書と非古文書……………二五

第三章 官府體の漢文

- 第九節 古文書は讀難き文辭に非ず……………二七

第十節	官府體漢文の來歴	三〇
第十一節	通文雅文の相異	三五
第十二節	官府語習用の變化	三八
第四章 最古の文書		
第十三節	支那史に存する日本最古の文書	四三
第十四節	日本に存する最古の文書	四七
第十五節	原本の存する最古の文書	五一
第五章 古代の漢文と假名文		
第十六節	古の漢文と假名文は相近し	六二
第十七節	崇佛定法修史にて文の發達	六九
第十八節	通文雅文僧文の別	七四
第十九節	古代の假名文	七九
第六章 天平年間の勅書		
第二十節	聖武帝の親勅及び古文書と國史との抵觸	八八

第廿一節	聖武帝の勅書及び御遺物	九五
第廿二節	古の財産と辨ず	一〇三
第七章 天平封戸墾田の公文		
第廿三節	封戸の文書	一〇九
第廿四節	墾田の文書	一二五
第廿五節	賣買地の立券公驗	一四二
第廿六節	私地賣買の譯證	一六一
第廿七節	天平賣財の文書	一七六
第八章 古文書の時代變化		
第廿八節	公家文書と武家文書	一八五
第廿九節	公文と消息	二〇二
第三十節	公文の敬稱及び候の字	二二三
第卅一節	假名交り漢文	二三五
第九章 古文書の時代別		

第卅二節	文書と發局との沿革	二三九
第卅三節	文書の時代別	二五八
第卅四節	詔勅と繪圖院宣	二七八
第卅五節	諸家の公文と下文	二九一
第卅六節	奉書と消息	三〇九
第十章 院政以後の文書		
第卅七節	鎌倉時代下達文書	三二六
第卅八節	鎌倉時代向上及び相對の文書	三六二
第卅九節	室町時代の文書	四〇三
第四十節	室町季以後の文書	四五〇
第十一章 普通古文書の要件上		
第四十一節	總説並に書式	四九四
第四十二節	年月日	五一三
第四十三節	文體と習用語	五二七

第四十四節	傳來	五五〇
第十二章 普通古文書の要件上		
第四十五節	名判印	五六三
第四十六節	字形筆意排行	五八七
第四十七節	料紙墨色	六一七
第四十八節	正副	六三七
第十三章 原本寫本及び贋作		
第四十九節	寫本	六四九
第五十節	原本	六五八
第五十一節	鑒識	六七三

古文書學目次終

古文書學 目次

古文書學

久米邦武

第一章 叙言。

○第一節 古文書學の大意。

古文書學は歴史の骨髓を研闡する知識を養成する學と心得べし。凡そ人類の發達は蒙より明に進むものにて、是を世運の通軌となす。歴史は其蒙昧なる社會の時運が進みて、文學の曙光のさすにつれ漸々と成出るものなり、是を稱じて有史時期といふ。即ち歴史は其國に文書の發生したる時代より有もの

とす。

故に歴史は文書を骨髄となす。其文書が編修されて歴史となりて傳はるも亦蒙より明に進むものなるに因て、古史は古きほどに拙劣なるを通例とす。其は文筆の拙劣なるばかりに非ず、これを取捨し、改修し、記述する等皆其思想の拙劣なるものとす。此に拙劣といふ要點は、其時代の修史者がまだ不發達なる知識にて前代の文書を誤解し、修飾し、敷衍し、或は捏造して、正真なる社會の顯象を破壊したる點の多きにあるなり。

故を以て史學をなして精確なる研闡を遂げんとならば、先づ古史時代の文書、即ち古史の原料、若しくは原料となすべき古き文書の存するものに就て、とくと事實を參考して確實なるを證明し得たる後に判斷を下さざるべからず、古文書學は其ために起りたる學なり。

○第二節 古文書學の遠因及び有職故實。

日本の歴史時代は無慮二千年を通過せり。其年間に於て漸々と國郡に覃及し、史籍の増多し、文筆の巧みになりたる、此三點に於ては著しく發達を示したり。然れども修史に於ては近千年間さらに發達を見ず、勅撰史は絶へたり、書紀續紀世を逐よて華を減じて實を文書を收めたるは枯燥なるも猶信すべし、藤原氏に至り勅撰史は絶へたり。爾後は浮文を競ひ公文は形式に流れ著作は華あり實なく片々たる野乘神史の類は其著いよく多く、其文いよく巧みなるに従ふて、前に謂へる拙劣てふ點は減するとなきのみならず、寧ろ妄誕を以て充され、因て社會より小説劇本を以て正史實錄を迎へらるゝ様に成果たり。

斯く世の進運に背ける顯象の因由は此には備論を省く、惟門閥政治の作用が發達の大阻力となりたりとの一語にて足るべし。さはさりながら社會より歴史に要求する實著なる思想は、決して妄誕を充たる野乘神史にて満足すべきものにあらず、折に觸れ端に觸れ、前代に爲したる事實の經驗を詳悉して吾人が將來に行ふ例格を得んとの希望を生ず、是人事必然の情にして、歴史の必要は素より此にあり。因て古文書學の潛勢力を養ふたる由來は蓋し甚だ久し。

見よ、正史の絶へし比より京都貴族の宿習が積り／＼て總て政治を秘密となし、必要の文書を官庫家藏に封鎖して人に示さず、故に藤原氏擅權の時代より權門勢家、社寺、局務官務の家には盛大なる書庫を有したり。此時に當り、普通の人に於て文書の例格を知らざる必要あれば、或は其家の家禮となり、或は門弟となり、傳授を受け、或は簽縁を求めて、種々の口より抄寫し、轉寫して、彼上層にたゞへたる文庫より、溪流を滴て此に公家有職の學は起りたり。

其中に於ても世運の發達は息へきに非ず、歴史は國郡に漸被し、各地豪族の狀況も記述されて世に顯はれ、やがて鎌倉幕府始まり、北條氏の末に吾妻鑑を編修したり。吾妻鑑は歴史と文書を具載したる良史籍にて、これを武家の日本書紀に比するも慚色なし。然れども武家も同じく門閥政治なれば、世祿世職を確執するため、に文書を世に公示するを嫌へり、加ふるに南北朝の大亂となり、幕府の修史も亦絶へ、野乘稗史のみ増加したるにより、武家の例格も亦諸家に就て秘藏の文書を抄寫し、傳授し、其一端を講究するとなり、此に武家故實の學は起りたり。

徳川時代に至りては政治の阻力が歴史の發達を停めたる極度にて、總て學問の

知識は替して伸ず、歴史は儒學の教訓に利用され、有職學は公家資産の財源に充られ、故實學は諸家の異義まぢ／＼にて聚訟の判せぬを厭はれたり。然れども亦世運より觀察すれば、此時歴史の發達は既に下級の士民にまで漸被し、追々篤志者が文書の封鎖に鑽孔して學問の制縛を甘んぜざるもの世一世と加はり、今史學の材料となりたる古文書を大阻力の下に漸々と採輯したり。

然し外形が人の思想を左右する力は強きものにて、歴史と文書と分離したるとの久しきにより、歴史は小説劇本を以て迎へられ、ひたすら讀者の感情に刺撃を與ふる力の劇烈なるを良史と喜ばれ、却て是を勸善懲惡の訓戒に適すると稱美されたり。古文書は確實なれども、其文を讀むに艱澁なるが上に、有職故實の學者が瑣細なる形式に偏屈にして且杜撰なる解説を加へ、口傳秘義と誇張したるに慣れて、齷齪として枯燥したる講究との思想を先入したり。さりながら平心に考一考すべし、吾人の正史と信ずる六國史及び吾妻鑑を見よ、みな歴史事實の間に古文書を挿み入れたるものに非ずや、されば事實と文書と相合して歴史の具體となるとは、必ずしも辨解を須ひずして自ら一般の人に公認されてあるなり。

抑學問をなして知識を發達する大益を得んと志すならば、己が頭腦に疼痛を感ずるまで根力を殫^ツして精研するとのなくては其望を達すべからず。たとへ講談演劇に臂を張り涙を流すとも只一時の快美を受けるに止まりて知識の發達には幾許の益もなし。學問に苦痛を感ずるは頭腦の變化して發達するの驗應なり、正確なる歴史を繙閱すれば事蹟を知る快美は微少して種々なる討究に精神を疲らす、知識を發達する大益は其中より得る、古文書學が史學の骨髓となる價直は此にあり、決して精研の勞を避るを得ず。

○第三節 古文書學の起る近因。

右は古文書の早き時代より學者の必要となりたる由來を述たるなり、あながち有職故實の學を昔しの古文書學と謂にはあらず。古文書學は近年に創まりたる最も新らしき學科なり、有職故實などは全く思想を異にす、宜しく其大意を了知しむかざるべからず。

明治の新政にて舊來の宿弊を根抵より洗除し、世界の知識を輸入して學說の自由を許したる後は、社會も學問も、全く新世界に變化したり。是によりて知識發達の大阻力は頓に熄み、闇より明に振向くを得て眺覽すれば、是まで末世^{ゴキョ}と思ひたる時代は正に進歩發達の最中にてありき。されば、社會はみな愉快を覺ふべしと思ひきや、追々年月の經るに従ひつゝ、人人に新舊の思想が衝突して、是非善惡の顛倒したる迷眩は却て苦患を感ずる光景となり來れり、是も他の故に非ず、思想界に大變動を起したる刺撃なりとす。其然り、昔の學と今の學とは全く反對の方位に向へり、昔は却行したり、今は進歩して進む故に今の學問は決して昔に泥みて迷途^{ミチ}斷するを許さざるなり。

國史學を帝國大學の文科中に創めたるは明治二十一年にあり、其科目は國史、地理及び支那史なりしに、二十五年に至つて古文書學の一科を加へられたり。此の如く大學に於ても最も新創の學なれば其研究法も整はらず、材料の整頓さへも届かぬ程にて、固より世間には未だ知らざるもの多し、今僅に八九年を經過し、方に此學科の開闢時代にてあるなり。

然しながら吾人が祖先の遺したる文書の研究なり、其原料は少しも新奇なるものに非ず、舊政の下より萌芽は發達し、若しくは發達を求めてありしとは前節に略述したるが如し。又明治の文運に移りてより大學に此科を設くるに至るには近因のあるとなり、是よりこれを述ぶる必要あり。

明治の初めに修史館を設けられたるは水戸藩の日本史に繼いで其後の歴史を編修する趣意に止まり、夫迄は日本史を正確なる歴史と信じたり。然るに其後歴史の材料を全國より徵集するにつれて、是まで秘封したる古文書の續々と出たるにより、之を引用して闕略を補はんと日本史に對校すれば、彼史の引用は多く違ひを誤まり、濫りに妄誕を信じ、取捨の是非を顛倒して、野乘稗史の寓を脱せざるを發見したり。

水戸藩には禮儀類典、扶桑拾葉集の編纂あるにて、證さるゝ如く、固り古文書の歴史に重要なるとは知悉したりと雖も、如何にせん時代の非なる政治の阻力と、舊習の壓制とに骨髄を挫かれたり。其頃に於て古文書の秘封の嚴なりしとは、彼藩より諸國に人を派出して其探訪を務めざるに非ざれど、社寺諸藩の多くは僅に三四

通を示して門前拂をせぬばかりに追返したりと、故に彼藩にては古文書を以て歴史を修むる望みはなしと思へり。且其學風が勸懲主義にて、野乘稗史を過信したるを以て今に至りては破綻百出とはなりたり。

同時に幕府が林春勝に編修させたる本朝通鑑は是まで蕪雜と譏られたれど、實はさして日本史と軒輊なし。彼書には廢社寺より散佚したる古文書を頗る多く收拾したると覺えて、今は得難き事實も多く記録されてあるなり。又加賀藩にても修史の企てありて、其比より材料を廣く徵求し、貴重なる古書、古文書を書庫に採收しあるとの多き、水戸の彰考館、瑠氏の和學講談所、群書類從にまさしく劣らざるべし。是を主として篤學者の古文書採集研究に精力を殫せし人は世を逐ふて輩出し、これに據りて歴史の真相を知らんと試みたりと雖も、幕府時代にありては沙中の金の如く、たゞ散落したる粒々が光を發するを拾ふまでにて、貴重は猶閉鎖されてありぬ。

苟も實著なる思想にて歴史を編修し、若しくは研究せんと志すものは、必ず古文書の貴重なるを感ず、而して之を精研せんとすれば、必ず種々の障礙に遇ふ、史學者

が確實なる事實に基礎を立るを得ざる苦辛は主として此にあり。明治以前は此學の興らざる一は其ためなりしが聞く泰西に於ても亦同じ事情なりし、近年に至り漸くに其障礙を減じて確實なる修史を始め、且これを科學的に研究する時節の到來し、史學てふ科を創じめたるは至つて近き比よりのとなりと。之を統るに史學と非史學との關係は第一に古文書學の研究されたると否とに判別さるゝ、舊來の歴史のみにては史學の用に中る事實は乏しと知るべし。

○第四節 古文書學創起の順序。

古文書は歴史の骨髄となる程に貴重なる書きものなるによつて、諸家に秘封されたり、明治後も十餘年間は猶封鎖は解けざりしに、追々と秘封するも無効なり、或は保存するに無力なるを知り、是に於て次第に世に出現するに至りぬ。壬生、油、小路兩家に傳へたる官務局務の記録を官に獻納し、伏見宮に勅封同様に秘藏されたる北朝の宸記までも謄寫するを許され、これを首として公卿、社寺、諸藩、及び舊き家

に秘藏したるもの次第に開放さるゝにつれ、中には廢紙となりたりとて紙屑屋に沽却するあり、或は手習草紙となすに至れり。修史局に於て斯くと聞き、十七年の比よりかはるゝ諸府縣を廻回し、歴史材料の採輯を務めしに、集め得たる古文書は余が彼局に在職中に十七八萬通の多きに及び、又冊をなしたる記録日記の數は千種に下らず。然れども猶其外に秘密の暴露するを忌みて公示するを欲せぬ家まゝあり、以ていよゝゝ歴史に大價値あるを證するに足る。

社交國際の通理として、歴史の原料は我家に存せずして他人の手に在べきものなり。吾人が書翰は贈りたる人の手に保存され、久しき後に其人より示されて、殆ど吾人が記憶に忘れたるとは毎にあるものなり、其如くに此藩の文書は彼藩の箇中に藏められてあるなり、自國の現状は他國の人に記されてあるなり、故に歴史の事實を精密にせんとらば萬國の史籍文書に涉りて博採せざるべからず。是まで各藩にて歴史年譜を自家の書のみにて編修したるもの、近年他藩より文書の出るに及んで意外の事を發見し、往々に破綻を生じたるが如き、又以太利、西班牙、和蘭の諸國より日本の古文書を發見し、佛國の書庫に日本の古書を餘多保存してある

が如き、みな其的證なり。

此の如く明治の開國よりして文運の發達は内國の古文書が鎖封を開きたるに止まらず、是まで國際の國々よりも古書古文書を發見し、互に相交換する時期に到着したるにより、東西各國みな歴史の大變革を起したれば最早區々たる國學の陋案を守るを得ず。

これに因て二十一年に修史局を帝國大學に寄せて國史料學科を雙設せられ、我輩も其教授に任ぜられ、修史の傍に國史の講座をもち、國史を科學的に研究する端緒の挑けたり。素より創起の事なれば何も未だ整備せず、茫洋たる史海に一棹をいれたるに過ぎずと雖も、其航海の針路は確實なる事實を測定して進むに定まれり。縱令是まで世間にあらゆる史籍の蕪雜にして妄誕の多きも、是を諸料の學理にあつれば照破するに難からず、但事實の真相を得て實否を判斷する標準に於ては古文書に據るの外に他の道はなかるべし。

政治の變化によりて千年來秘封したる古文書は世に出たり、其浩瀚なるこれを檢閲して整理するところへまだ届かず、謄寫するにも年月を要す故に今は纔に諸家

の秘庫を出て、官庫に堆積され、借覽の小孔を開きたるに止まると雖も、必ず速からずして世に公布され、歴史の顯象を一變して種々の異彩を放つべし。故を以て余が文科大學に在しとき教授數名申合せ、修史室に借入れたる古文書の原本に就て毎週一度の研究會を始め、其時余は此學の順序を立て、研究法の緒をも始めしかんと、會中の諸人と相談して起稿したりしに、まだ數卷をなさざるに教授を解任し、其功を終るを得ざりき。

其比より始めて古文書學の科目を國史料の中に立て、講座に於て研究の方を授くるとなりたれば、今は漸々と弘まりつゝあるならん、近年の學士學生の史說に古文書の採用ますく、多きを加ふを見る。さりながら此學の研究法を精到なる基礎に定めんには、多くの眞本を檢閲し、浩瀚なる寫本を涉獵し、精細に講究を遂げたる後に非ざれば備はるを得ず、是は逆も個人の業に非ず。然れども千里の程は陸歩より始まる、苟も此學の史學に於て最も必要なるを識認したる上は、前述の如き遠因近因にて古文書の世に流布するもの夥多し、或は印刷したるも少からず、熱心に求めれば眼前なる書籍の中にも存在するなり。因て余が是まで涉獵し記憶

したるものに就て此學に入るの門徑を指示せんとするは、あながち無用の勞にあ
らざるべし。

一四

第二章 古文書の種類。

○第五節 古文書の原義及び其類別。

古文書は編修著述して人に讀しむる目的にはあらずして、凡そ當時事故の必要
によりて書綴りたる文書をいふ。

古文書は後の證據となし、若しくは記憶に備ふために保存し、謄寫しおきたるも
のなり。古文書を貴重すると古書古物を貴重するとは大に趣旨を異にす。古文
書と古書との別は、喩へば書紀、古事記の原本が今に存ずるとも、珍希なる古書とし
ては大價值あれど、古文書としては其料紙、墨色、字形、筆意の外には唯辭句の異同を
校訂するの益あるにすぎず。然るに若し夫には非ずして、紀記の編修に採用した
る原料及び當時の諸貴族家より出したる文書記録の存するならば、断簡殘片にて
も古文書として珍重すべきもの多かるべし、古代の學者は此差別を知らざるによ
り、釋日本紀の如く先代舊事本紀を以て聖德太子の史料と信じ、撰作者より購着さ

れたり。又古語拾遺は齋部廣成が家記に據りて撰録したるものなれど、當時神祇に對する朝廷の處置の不當なるを辯證したる訴文なれば、即ち大同年間の古文书にて今菊池社に存する菊池武朝申狀、阿蘇家に存する阿蘇惟澄申狀、並に群書類從に收めたりと同じ、但し後の兩申狀は自己の經歷を録す、古語拾遺は名の如く古歴史を述べたるの相異あり、後世にもこれに似たる文書あり、相良家に存する沙鷺洞然申狀、是も群書類從にありの如き是なり。

古文书の範圍は甚だ廣し、其類を充れば凡そ五類に區別さるゝ、左の如し。

- 一 古文书
- 二 古記録
- 三 古日記
- 四 古帳簿
- 五 古系圖

古文书。是を普通にいふ古文书とす。凡そ詔勅、官符、教書、下文、解牒、執達狀、職功狀、讓狀、訴狀、和與狀、其他消息往來の書翰を總へて謂ふ、大抵散紙なるを以て、幾通

と雖も、中には巻物にじたるものあり、冊になしたるものは希なり。其文體は官席體の漢文と公文の通常法と、し消息は僞漢文及僞假名文と常法とす。其書は自筆のものほ少く、右筆文は代書に屬し書きたるもの多し、大抵楷書行書を通例とす、草書は多く、兼文なり。

女の文書は假名書なるを常法とす。古來男女文の別は文書を觀れば判然す、天皇皇后の内書は尙書内侍より出す、諸華族は家々の女房より出す、因て女房奉書と稱す、藤原氏時代より之あり、昔しは眞假名若しくは宣命文體を用ゐたるべし、正倉院文書中に此の其かと思ふものを見る。攝關家の始まりてより後は宮廷より主女夫まで、私の贈答には男女ともに女房文、或は眞名假名交りの文を以て相贈答する習例となしたり。又諸國の地頭家人の讓狀などに假名文のあるは、女の自筆狀なるを通例とすれども、中には男子のものもあり、是は男女の際に取換し、或は文筆のてきぬ人が右筆に書かしむべき場合にあらざる時の自筆狀なり、奈良朝の比には宣命體にかき流る男の解文あり。

⑤ 第六節 記録と日記との解釋

文書のうちに入ることあるものも、その性質からいへば、記録と日記とを以て區別する。記録とは、公事の奉行人が執行する事の案文、儀式行事箇の順本を取、或は其の下の記録して後例に存じたる案書なり、攝家大臣、攝大夫の事に當りたる家及び官務層級の家に傳はりたるもの最も多し、或は冊をなし、或は巻物となし、或は古への案内といふは此記録の案文をいふ、因て簡く記録を熟知したる人を案内者と謂ふ。後世まで公務の文案を類別して一綴りとなすをいふ。記録といふ。其文體は官府體の漢文なるを文案に同じ。記録は日記にありたるもあり、但し其一事にかゝるとのみを録す、日記の日本の出来事を總括するとは別なり。此記録の起りは古事記の原料として舍人阿禮が編纂したる先代舊事記なりと謂べきなれど、其題目よりいへば、歴代に記録されたるを傳へたる名にはあらず、此題目の下に後世の人が編纂したるものに似たり、古事記の文の體も、歴代の記録に據るとは思はれず、今に存する先代舊事本記はまた

此先代舊事記にも非ず、其原は成安宮太子の薨承給ひしを蘇我馬子が補ひし如くに書かれど、其赤な傍書なり、平は傳するもの少し、凡そ古記録と著述書體の多異なる要點は、惟當時取扱ふ事の始末を寫録して、隨處に備ふる趣意は、總じてこれを改易取捨して修飾のなきにあり。

古日記。是は帝王を始め、公卿、史官及び僧綱、社務の人を以て、其の取扱ふたる公私の事及び聞見したる出来事を、自筆、或は主者に記し、おかしむたる實記なり。一は日次とも、日なみともいふ。公家は古き時代より日なみを記すを必要の事となし、諸家に於て大抵怠りなく記され、其體裁も凡そ一定したり、武家は亦日記を記するとは行はれたれど、記事の體も、少くして傳ふべき程のもの少し、朝廷の如く儀式禮節の例格に必要の乏しき故に、家々に於て日記を記する必要も乏しきに由るとなるべし。

天子の日記を御記、宸記といふ、舍人阿禮が編纂したる帝皇任繼を其體となすべしと雖も、古事記に仁賢帝以後の近き御世ほど、記事の少きを見れば、日繼の傳はりしと覺束がせ、宇多醍醐兩帝の御記は殘缺して僅に存す、今は是を給めとなす。

伏見宮に譲せらるゝ梅園老翁所蔵の御記は曆面に記し給ひて其の餘れるは某裏に記させ給ふも原本を見たる人の誤に金と寫筆と混つて墨色筆蹟の混淆あるも德音を想望し奉らるゝといふは往年御記を寫すとを許されてより當時の是る邊の秘密を知るを得たり殊に歴史に於て尊重するに餘りあり。

公卿日記は天曆前後のものも零々存すれど小野宮右大臣實資公の小右記一に野府記は圓融帝の天元五年より後一條帝の長元五年まで百餘卷ありし内に六十卷を存するに過ぎざれど纏りたる日記の最古なるものとす殊に此公は賢木右府と稱せられし人にて九十歳の高齡を保ち日記のさす自筆にて纏されしならんと思はるれど原本の存せざれば確知するにまじし。其他左經記春記を首座つゝいて有名なり是より以降四五冊乃至三十冊の日記は歴代は多し猶々むねは史學雜誌に星野博士の記解題種々あり就て見るべし。是まで小右記と九條關白實資公の玉葉(一)に玉葉(二)に玉葉(三)に玉葉(四)に大臣公實公の關本曆とは三本日記とも謂べし珍書なり(一)に近年に至り藤家の秘藏を開くに及んで是に比すべき貴重なる大部の日記は追々として歴史に異彩を放身に至りたり。

僧綱日記は足利義持より義政まで機密に參したる三寶院大僧正滿濟自筆の日記六十餘卷あり最も珍重すべきものにて當時武家の秘藏は多しこれに記したり。社務日記は祇園執行日記數冊あり(群書類従)にあるは節録頗る貴重なり且此記と滿濟日記とは共に文書の裏に書きたるものなり此記の文書をすかして見れば亦當時貴要の文書を發見す惜むらくは釘冊して小口を綴たるによつて編切れたり。是等を首として貴重なる寺社の日記は甚だ多し。

日記も官府體の漢文を常法とす但し日日に私記しむくものにて人に示す文に非ざるを以て文書の如くに文を修めず率易なる書き方なれば却て當時の言談を聞が如し聞には片假名平假名にて習用語を填めたる處もあれど其は至つて少し。抑男は漢文女は假名文と分れたる由來は久しき事にて土佐日記に男もすてふ日なみを女もしてみんと書起したるは漢文の日記を女の假名文にて書んと意なり其後は女の假名日記も多くある中に御湯殿の上の記といふ日記あり足利中葉以下の事を記す歴史の引據に必要なるものなれど男文よりも讀取りにくし。

○第七節 帳簿系圖の解釋

古帳簿。是は戶籍圖田課租其他財用計算にかゝる記録なり。五倉院文書の中に奈良時代の帳簿あり多くは解と題す即ち解由なるものはなり。嚴格なるは主計の帳簿式によりて書す料紙に數條の横線を劃して總計小計内譯小譯又小譯等起筆の高低を定め瞭然流覽し易からしむ數字は總て繁畫を用ふる文體は同じく官府語の漢文なるを常法とす。

錢穀計算の事は世祿に生活したる士大夫必習ひとて是までの學者は甚だ迂濶なりしを以て此類の文書の採集されたるは比較的は少し。阿蘇文書採集學者の注意となるを稍欠しかりしが余往年九州の文書を採訪して彼家に到りしは天保の大災に原本の適半は焼失したるはよつて失望したり。別は水帳一箱は現存するを以て夫を閱覽するにやとの尋ねにつき箱蓋の事也と答へて取出さるを見れば是は欠しつ附く人もなかりしと覺ふ。蓋中に委細毎卷を綴りけり是は充分

に繕ふべからず皆鎌倉室町代の租税帳にて横書を畫したる正式のものなり又簡紙殘簡を閱すれば壽永の比のものまでありは蓋を寫取きたれど是等の帳簿が學者の注目に上るは猶畏が年月を経たる後なるべし。

古系圖。史學にては甚だ必要なれど古文書としては缺點多し。さりとて編修ものとはなしがたし。古文書の中に往々系圖の一部若しくは柱系圖とて相續の世代のみを抄録したるものあり。古系圖の最も確實なるは代々自ら書繼ぐ家ありて希れに其系圖の存するものはなり然れども其家の甚だ著れず又記載の疎略にては只確實といふのみにて史學には益少し故に代々の書繼にあらずとも其家族の古き書繼が又は來歴の正しきものは貴重すべし。余が徧く系圖を檢したる中に始終を徹して確實と覺ふものは甚だ希なるものなり大抵武家系圖の祖先は假冒なるを常とす最も劣悪なるは始と末と共に假冒なるあり是は廢系圖として捨てよるし。

古系圖の年代は余は足利の中葉までに止めて然らんと思料するなり。其故は文明の亂以來舊家は次第に系圖と共に滅び天文の比より新大名起り舊家の子孫

を求めて家來に抱へると流行せしに因て、廣系圖を以て無學の武人を欺いて數百石の家祿を受たるもの往々にあり、其比より系圖學てふもの起り、系圖を偽造すると漸々昇進するに至りたり。故に天文比の系圖は廣の最拙なるものにて、一見して直に知るべきも、寛永以後には頗る巧みになりて欺罔するゝと多し、因て古系圖の足利末より以後に成たるものはよく、來歴を糾し、鑿證を定めたる後ならでは信じがたきものとす。

大系圖は總領の家一族の領地を總ると云、古の氏長にて大抵本家なり、に於て分家よりの死亡異動の報知を得て配注し、他日相續の證左となる本籍の系圖なり、門閥姓氏を重んずる時代には無くてならぬものなり、因て分家に大系圖はなきものとす。然れども北條足利時代を経て、一族互に相駢へ相争ひ、本家分家の混雜を生じたる後は大系圖も亦廢絶したるべし、故に眞の大系圖は果して存するや否を知らず。洞院家の尊卑分脈の如きは、大臣家の權貴を以て廢書に富み、當家は代々かゝる文書に力を用ゐる家風にて、採集に力を盡されれば、諸家に秘しあつたる大系圖も多く寫し取られ、或は後に此の如き家より散佚して世に出たる大系圖

もあるべし、あながち大系圖は眞しからずとは斷言しがたし。後の系圖學家は此の如き系圖を博覧し、中に私意を雜へて系圖を編修すると流行したるを以て、古系圖も編修ものゝ性質に變じて眞偽を混ぜ、故を以て甚だ鑿證を要す、古文書として見るべき原本は至つて希なるものなり。

○第八節 古文書と非古文書

古文書と非古文書との別は編修著述の目的に非ざると否とに判すべし。凡そ編修著述して徧く人に示さんとして書きたる文は、必ず其事實を回護し、修飾し、或は隱蔽する等の情由を免れざるものなり。金石文の如きは至つて嚴正なる文にして、往々に歴史の證となるものあり、高麗王の古碑出でて、應神の朝三韓の逸事を知り、法隆寺佛壇の銘及び繪帳の文にて書紀の誤脱を正すが如し。故に好古家は古跡古家を訪ひ、苔を削り土を洗ふて古碑古銘を得て、以て當時の證跡を發見す、皆歴史に大なる效驗を與ふると雖も、金石文は古文書には非ず、古書古物の類なり、系圖

とは性質に於て正反對なり。如何んとなれば、系圖には編修したるもの多く、眞偽を辨ずる甚だ難しと雖も、元來編修に成べき性質のものには非ざるなり。金石文には正眞の記事多しと雖も、元來人に示す目的にて作り、著述同様の性質を具す。まして唐宋の文學者には墓に諛ふて金を取るの誘りあり、魏近の碑文の如きは架空の舞文を尙ひ、多く小説劇本に近く、文學者の科中に屬し、歴史となる價直はなきに非ずや。古き金石文とても、亦文藻の美なるは史實に遠し、澀拙なる程に、眞面なる文の多きものなり。凡そ歴史は文の巧なるを厭ふ、如何んとなれば巧といふ中に修飾誇張の病を伏す、世には古史の文を拙なりといふならん、實は拙にあらず、古き思想にて文を巧みに書んとするため、事實を模糊し、却て拙に陥りたるものとす、日本書紀は即ち是なり。古文書とても亦然り、文の巧みなる所に價直はなし、王代文章家の書たる公文の如き、文辭の修美なる割に事實は少し、三代格即ち是なり。總て文學と史學との大別は華と實とに判すと知べし。

古文書の大價直は秘して人に示すを憚りたる所に在りと謂て可なり、如何んとなれば、其秘するといふ中に眞の事實を存ずればなり。此に近き一事を擧て之を

説明せん、往年某公の家に於て其年譜を作らんとて、生前に贈答されし書翰を檢閲し、これを三類に分ち、年譜に收むべきものを甲となし、收むるに足らざるものを乙となし、公然人に示し難き秘密のものを丙となして撰分けしに、丙に入るもの十の九に於るとて、年譜材料の少きをかこちしに因て、其丙類の書こそ後の歴史となすに極必要の文書なり、厚く保存ありたしと勸告しおきたり。古文書學の史學に於る大價直を此事に證しなば、其思ひ半ばに過ぎん。

第三章 官府體の漢文。

○第九節 古文書は讀難き文辭に非ず。

明治の政變によりて古文書の封鎖開け、五類の文書續々と出て、歴史の眞相を發見せんとする昌運になりたる喜悅に伴ふて、茲に又一の困難を生じたとあり、其は何事なるかといへば、是より後の新進の學者が古文書を讀むとに甚だ苦澀せんと是なり。

今の新學に教育されたる人は漢字の素養に乏しきに因て、國語國文の改良を望むの聲は年を遷て高く、或は漢字を減省せんといい、甚だしきは全廢せんといい、一方には言文一致の論も起れり。又一般の氣習は漢字の利便になれて、語學文法に意を用ゐる者なし。國文家は是を漢文と思ひ、徒に詩歌の純假名語をのみ講究して、社會の實用文は此にあるを忘れたり。國語國文に通用の文書を除去されては、言文の交換の途は草蕪せり、適は國文の大闕にて今更言ふても詮なかるべし。

古文書の原は官府體の漢文なり、日本に習用せられて交換の繁く、久しき間に倭習を生じ、是まで漢學專修の時にてさへ、漢文學者も、國文學者も、これを讀むに甚だ苦みたるに、漢文の素養乏しき學界に向ふて古文書學を勸むるは殆ど逆風に舟を進めんとするに近し、必ず人より厭棄さるべし。さりながら國史學をなさんと志ざす者にして古文書を讀むを得ざるは、羅馬字を知らず西洋學をなさんとすに齊し、他の科學はいざ知らず國史の研究をなすには必ず古文書を讀みてこれを解釋し得る知識を養成しよかざるべからず。たとへ漢字の運命は廢滅に歸するとも、其は將來の事なり、既往には遡らず、今が今まで國中に取扱ふたる文字は歴史

となつて殘る、これを時代に從ふて讀碎くは國史學の任なり。

且理論より推すも古文書を日本人にて讀みがたき文とは謂を得ず。漢文には原つけど自國の通用文なり、漢語には出たれど自國の通用語なり、通用文語を書綴りたる物なれば國人として讀めがたく解しがたき理はあるべからず。是まで漢文學者の讀むに苦しむは文書のむつかしき故にはあらず、初今の漢學者は漢文に向ひし素養の相違せるによる、彼は經書の雅文より學び入り、文學の詩賦を作り習ひ、唐宋の美文を讀もし書もするに因て、なへて通用文通用語に疎き故なり。國文家も亦然り、彼が素養されたる歌詞美文はすべて通文に遠し、まして漢文に倭習を交へたるものなるを以て、彼は意に介せざりしにより、これを讀むに困しめるは理りなり。されば新教育を受たる人は漢文を取扱ふとの、是まで素養されたる人より比較的、少きを以て、初めては稍困難を感ずるならんと雖も、亦漢字の英文習慣に染まざるを以て、自國の古き通用文通用語を讀むには却て苦澀を感ずる少き利のあるべし。

言語文字は習慣を切要となす、幼少より慣たる國語は音の抑揚まで袖に變化

を聞かれど、慣れ他國の語の意味を通暢に取得するに至るは、甚だかたきは、早く習慣に染みせざる故なり。通常に用ゐる語を耳に聞けば容易に解釋すれど、文字に寫せば、健に讀むに苦しむは、見慣れぬ故なり。婦人の書きたる平假名文には、眞假名萬葉假名の交りたるを、雖も、艱難なるを以て容易に讀取を得れど、若しこれを楷書になどして寫すならば、必ず苦難を感ぜん、古事記の文は古奥なる様なれど、これを平假名交りに寫せば、讀易くなる、皆見慣れたると否とに因るなり。古文書も亦然り、今人の消息文、調ゆる御座候文も、行艱體にかきたるまゝなれば、見慣れたるによつて讀去るに容易なれど、楷書に寫して印刷すれば、漢文に類したる讀がたき文となる。古文書は即ち昔しの消息文なり、文句用語の時代につれて、歴史變化をなしたるものあれど、木體に於ては、決して讀難き文にあらず、熟讀する功の積もりて習慣となれば、却て雅文よりは平易なるべし、理にあらずや。

○第十節 官府體漢文の來歴

漢文の體は三あり、雅文、通文、俗語、是なり。是まで漢學者の習用したるは雅文な

り、故に俗に通せず。俗語は支那語學の習はずが如き、平話の直寫なり、助詞のみ多くして文を成さず。世人の普通に漢文といふは、此兩體のみを注目して、彼に入らざれば、是に向ひ、通文は全く眼孔より遺脱したり、或は別に通文のあることを知らざるならん。通文は即ち古來官府の通用文にして、支那も日本も専らこれを以て、公私の用を達して、其文體の源は一より出たれど、兩地の言語習俗の異なる社會の中に、習用さると甚だ久しくして、互に源流の經過遠く、歴史變化を重ねたるを以て、今は殆ど和漢の官府文書は全く異様の觀をなせども、其流に遡つて尋ねれば、一源なるを認めん。古文書學の專究すべきは、此通文に在るを以て、先づ其來歴の大概を知り、あかざるべからず。

官府文は周代より來ると雖も、秦の法律政治に發源すと謂て可なり、官府の習用語を以て、事の状態を平易明白に直敘する文體なり。雅文の如くに辭句を修め、趣味をこめ、辭致を帯びて抽象し、言外の意を玩味さするなど、文彩潤色をなすとなく、惟事の有のまゝを、紛れなく、見易く書き碎きて、人に讀せても、誤解なからしむるを主として、書く通文なり。國史の材料の多く昔の公文を、其まゝに記入したると

皆人の知る所なるべし。支那歴史の材料もこの通文に書きたるもの多し、修史者の手にて其要を摘み、煩冗の句を去り、陳括して雅文の様に修め、以て史冊となしたりと雖も、中には事實を失はざる様に官府語を其まゝに用ゐたる所ありて、歴史は雅文通文を混じたる書き方なるものとす。

史記漢書の文にも官府語を多く用ゐてあるなり。項羽本紀に項梁嘗有襟陽獄、乃請新獄掾曹咎書抵襟陽獄掾司馬欣とある、逮は及の義より罪の逮及に用ゐ、漢史に制獄有逮捕と見ゆ、是より習用して捕縛するとなり、逮捕、逮治は、追捕、退治と書くとにもなれり。抵は至の義なり、其官宅に至り書面を證に差出して相憑託するに用ゐ、抵當の抵は是より轉化したるものとす。高祖本紀に告歸之田の告は漢律に吏二千石有予告賜告とある、告は休暇のとなり、戰國策に商君告歸とあれば周代よりの語なり。此の如く一語の義にても知らぬ人に對して解釋すれば六じき語の様なれど、習用すれば誰も自然に了解し得るものなり。見よ今の人に退治といはゞ征伐するのと解し、抵當といはゞ担保品と解するならん、是が即ち逮抵の歴史變化なり、言語の歴史變化は無窮のものにて、殊さら公衆に多く用ゐらるゝ言語に

多きものとす。

官府語とは官吏の習用語にて、今にて換言したらば法律語といふて可ならん、政府萬能の時代に於ては、猶更官府に包むぬ事業はなき故に、總て實用的の説明をなす語は官府語となりて通文に用ゐられたり。漢の初めに蕭何が秦律によりて定めたる九章の律も、叔孫通の官儀も、みな官府文にて書きたるが本となり、晉、宋、齊、梁、陳、隋の六朝を経る間に幾度も増補改革を経て、遂に唐律六典となりたり。日本の律令はこれを講究して編成されたものなれば、和漢共に律令の文は同じ官府文にて即ち源は一なり。されど今普通の漢學者に唐宋明清の律會典及び奏議などを示しなば、大抵は讀に苦しむ人のみならん、初めより通文にうとき故なり。苟も實用は通文にあるを知りて此に意を用ゐるならば、我等が平生に話す言語もみな官府語及び其文理なるを以て、古文書は人の務めて俗を脱せんと修潤したる雅文よりは却て讀み易かるべし。

余は日本に漢文を書き始めたるを、上古筑紫の娜縣ナガノより漢の樂浪郡へ交通したるとき、敏縣ミンケン即ち渡津見ワツツミ氏の譯官が官府文を教習したるに起ると斷言す。以來本

幸好の書あり、其系統は遂に長崎の唐人通事となり、明治に至り清國の修好を兼
介して、今に至るまで官話を話し、官府文を作るものは其系統を承たる一派の人は
屬し、漢學家とは全く別派なり。此の如く漢文は國際の必要によりて輸入し、始め
は専ら通文を習はして必用を辨ずるに切々たりしに因て、まだ雅文を作る餘裕
はなかるべく、故に文學的の文の發達したるは餘程後世の事とす。應神帝の博士
が進んで明經明法に分れ、其時に傳へたるは六朝の學にて、雅文は四六の體體を常
とす、散文は官府通文の語氣多き俗文に近し。これを、吳晉當時の首都南齊を以て
讀ませ、主とする目的は政治にあり、律令の修定にあり、是みな官府體を習はして公
文となす順序を誘きたるものとす。是に於て國民の實用する事務上の語の缺乏
を補足して官府語となり、これを習用するとの久しきにより、固有の俚語と同じく
一般に浸染し、今は公衆に話されてある語の半にすぎたり。又其通文即ち官府語
の漢文も古文書の示すが如く、時代の經過につれて變化し、今まで一般に用ゐられ
てありし消息文となりては漢文の正體なき書様の如くなれど、猶其系統に廻れば
六朝の官府文より歴史變化したる條理を按ぜらるゝ。其然り、故に清の官府文と

幾近代の官府文とは比較にならぬ程に異様なれど、一千四五百年前六朝の時より
派別となして雙流し、互に歴史變化を閲したる結果にて大相異をなしたるを以て
古文書の時代を廻りて釋めれば漸々に其源は一なるを認むるなり。

○第十一節 通文雅文の相異。

通文と雅文と表面は相似たれども、これを綴る用意は殆ど反對なるものとす。
雅文は抽象的なり、韓退之の言に惟陳言之務、去憂々乎其難說とある如く、久しく習
用したる語さへ陳言套語と嫌ふて務めて清新なるを擇む、まして俗の通用語は雅
といふ體面を傷るを以て痛く嫌ふなり。通文は言文一致的にて官府習用の陳言
と世俗の常語とを以て書綴り、只甚だしき鄙陋なる俚語を用ゐざるまでにて極く
書綴りよき文なり。故に通文は用語も文體も時俗の流行につれて變化し易きも
のにて、支那にては六朝の文が唐、宋、明を經過して今の清朝官府文となりたり、日本
にては藤氏、源氏、文明、天正の亂を経て、倭習を生じ、今の消息文となりたり。

故に今となりて互に相異すると非常なれど、之を要するに習用語の時代につれて變化したるにすぎず、其源は一より出たり。日本の通文は今通用する消息文も古代の公文も、體面甚だ相違すれど習用語に於ては、自ら歴史變化の跡を釋ぬるに難からざるなり。

例へば都合不都合といふとは今に習用する、語なり、雅文には之を俗語とて雜以別に雅馴なる漢語に替へんとして適當の辭なきに苦めり、此の如く社會の事情をいひく、だく語は抽象的の雅文には適せぬものと云とを了解したる人は少し。都合、大都といふは原は吳音にて讀みたる會計上の語にて、今の合計、總計と同じ、元來俗語なり、帳尾に結算の合ふをいふ、因て事務の首尾合はぬを不都合といひ、事のよく結ばるを都合好といふ、古來公文に用ゐたる官府語の歴史變化なり。俗語のがつてんは合點の吳音にて、是も帳面を勘査し、數の合ひたるに勾點するより、轉用したる語なり。昔し六朝の通文を日本に輸入せしとき、彼の首都は今の南京にてありしを以て、吳音にて讀習はしたるが一般の通用語に染込み、其後律令の定まる此は唐學となりて、漢書に讀たれども、吳音の習用已に久しくして遂に改めがたき

を以て、其まゝ律令の文も吳音にて讀むとになれり。太政官だせうぐん、大納言だいなごん、勘解由(かげゆ)外記(げき)等を、だいせいぐわん、だいのふげん、かにかいゆうぐわいさとは讀まざるなり。追従をついせう、苦患をくげん、輕忽をきやうこつ、公事をくじといふ、是等は文字にては雅文にも用ゐるを妨げざれど、口頭にて呼ば俗語となるなり。

凡そ官府體の通文には六朝の官府語を習用して自然國語となれり、今漢學家は是も倭習と思へど、其實は官府語を知らざると、吳音を聞慣れぬと、此兩點より出たる非難にして、畢竟は雅と俗と趨向の反對したるによる。倭習といふは、日本の語格を漢文の語格に當嵌て顛倒し、或は義訓の假名を挿むなどといふ、日本人にては讀にかたからず。故に今より以後に雅文の教習が先入せぬ人は、却て古文書に向ふてまづ此迷歧を生せざる便あらんと思ふなり、倭習は我々が慣れたる俗語なるを以て自ら入りやすき便あるべし。

國語にて訓ませたる官府語は往々に和漢の大相異をなしたるあり。例へば蒙仰被仰付、依仰執達等は文書にては常用の語なれど、此仰はもと仰ぐと讀み、たのひ

と訓すべき意義にて、貴者より賤者に言付るに用ゐたる語にて、今の清朝官府文にも其通りに用ゐてあるなり、和訓栞に北齊の比より用來れりと群碎録に見ゆとあれば、即ち六朝の官府語とす。然るを日本にては國語のほほせと訓じ、言付られたる人よりの敬稱に用來りたるを以て、清朝文とは全く相異となりたり。奉、奉書、奉行の奉は上意を奉ずるの義なり、承、承知、承畢の承はすべて旨意を聞取たる義に用ゝ、日本にては國語のうけたまはると訓じて此の如く遣ひ分け來れり、支那にては奉命、承旨など、雅文にも用ゐて差別あるなし。是等の例の如く古文書を見慣れば常用字となりて、普通には必ずしも解釋を勞せざれど、字義の源流を釋ぬれば此の如く同異あるもの多くあり、故に古文書學を爲すには官府語の深き穿鑿をなすよ、尙も古文書を多く讀みて慣習するを捷徑とす。

○第十二節 官府語習用の變化。

余嘗て清朝の官府文を學びしとき、官府語を解釋したる字書ありやと質問した

れば、支那の字書は雅訓を選録する主義にて著はしたる書なるにより、俗語を解したるは至つて希なりとの答へにつき、字書の搜索は絶念したり。近來泰西の書を翻譯する人は清人の對譯字書より引用して其官府語を以て譯し、又法學の流行にて彼の律令を讀みて官府語を採用したる等にて、是までの漢學者の用ひ慣れぬ熟語が自然と國語となりたる多し、銀行、兌換、保險、檢査、條件、捕拿、挪移、該官、應用、幫助、窩主、拘捕、乾兒、綽號、淨且、打扮、伏器の類是なり。又詩は雅文なれども人情風俗を寫すには俗語を用ゐると唐以來の習はせとなれり、遮莫、忽地、到底、打破、笑殺、借問、俗丁、些子、么麼の類は雅語に非ず、後周の世宗は詩を作らぬ君なれど、燒造所司より陶器の色を請ひし時、これに批して雨過青天雲破處、這般顏色儘將來と書し下げられたり、其時の陶を柴窯と稱じ、後世は其碎片をも金翠と價を同しくすといふ有名の談あり、此二句を見るべし、上句は官府文體なり、下句は俗話なり、近來此の如き俗話の語も世に習用さるゝ、社會の萬爲を書碎く用語は世の遷るに従ひますく、變化す、之を討究するも史學者の任なるべし。

古文書は多く用ひたる陸機、沙汰吟味、評定、異義、非難、檢校、勾當、確執、胡亂、勘辨、勘定

定額文、領事、案内、油断、扶持、合方、源坊、押領、頂戴、大徳の類に、
通用せられたれど元は六朝の官府語なり。又佛教の語より通語となりたるも
り、慈悲、善根、法事、供養、布施、精進、煩惱、妄執、寄進、三昧、業因、果報、往生、因縁、功徳、縁妙、殊勝
の類なり。儒學より出たる俗語は比較的になげれど、忠信、孝悌、道徳、仁義、禮儀、才
能、藝術等の雅語にて國語の不足を補ふたるは枚舉にたへず。又官府語の中には
所詮無難の如く音讀訓讀並ひ用ふるあり、所存所望不慮不沙汰、無念無法未遣未練
勿論勿體、其言有徳などと虚字を著けて音讀するあり、詮議之次第沙汰之限不反是
非、無勿鉢、理不盡申、掠言語道斷、無遠慮加地子、前代未聞、未曾有、胸臆之説、
三寶、命頂禮、法界無縁不思議、未來永劫金輪際彌勒之世、奈落之底、
のまゝに通語となりたるあり。或は憲治を退治、宰領を才領、弱年を若年、
と書きたるが如く同音假借もあり。綺いろふを綺充を宛とかくは六朝樓の書形
より訛れり。此様の漢語が國語を補ふて、二千年の星霜を經るまゝに閩巷村落の
方言にまで染漬し、其が文書に寫されて通文を成したれば、其實は決して國人の讀
み難き文にはあらず。

言語の歴史變化は社會の自然にて決して免れがたきものなり、爰に少しく其故
を辨しむかん。法術の聽訟所を法庭、廷にはあらずといふ、足利氏の比まで朝廷に
於ては庭中といへり、記録所檢非違使廳の構造より稱へしならん、舊幕の時は庭に
白沙を布きて其上に坐せしめたるによりて白沙といふ、今は法廷の構造異なれど
猶白沙の語は沿用さるゝ、即ち歴史變化なり。莊屋、名主の如き、昔し莊園の盛んな
りし比島津莊の如きは薩隅日に跨り、數郡を寄せ、國司よりも大なりければ今の島
津家は其下司より此の如き大名となれり、若狹の大良莊は東寺領にて、後龜山天皇
は其下地を供奉に御領なされたり、此の如き例は甚だ多し、同國の今富名主の如き
は守護と肩を比ぶる程の人よりなる例にてあれど、小き莊園の莊司名主は徹々た
るものもありぬ、然るに文明の亂後には莊園類れて、大莊屋小莊屋と稱へて、田舎の
豪農なりしが、猶も衰へて莊屋名主といへば村々の百姓頭分のとになり畢れり。
百姓といふも元は氏氏名名の良家をいふ語なりしに、追々人口稠密になりて、畿内
の如きは課戸の班田を受る百姓衰落し、却て權門社寺地の給人に豪族多くなりて
其位地を替るに至り、猶帝室領などは御百姓と稱へて士族にてありけれど、其後ま

すます零落して、遂に氏もなき賤民の耕作人といふ語となれり。是等たゞ種籍の歴史變化を例すべし、又難澁とは、納租を難し澁りたる末に所帯地を收公されて零落したるを難澁者と稱へしより、困窮を難澁といふとになれり、勤當とは罪科を勤じ當るとなり、不行跡にして不孝罪に勤當されんとするにより、父兄より除籍するとあり、因て除籍を勤當といふとになれり。此例の如く昔し習用したる官府語は大抵世をふるまゝに歴史變化をなすものなる故に、其文書を讀みて時代に比へ、歴史に照して、之を解釋しざるは古文書學に於て切要なる研究にて、頗る興味あるとにぞあるべし。

第四章 最古の文書。

○第十三節 支那史に存する日本最古の文書。

日本に傳はる古代の文字は、出雲の文字島の石に彫たる少名彥命の文字といふもの、常陸の鹿島社に傳はる古文字あり、其字形に入紘釋史に載たる苗人の字に類す、支那人は苗字を古文謂ゆる科斗文字となして讀み、日本人は神代文字となさんと試む、みな竟に允當を得ず、周代荆揚に行はれたる苗人の字とするが正傳なるべし。釋日本紀に師說大藏省御書中有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫給其字、○は日本の漢文にはかゝる句格あり、即ち倭習なり、國人は讀むに難からず、注意し○くべし、皆用假名、其字未明、或乃川等字明見之、若以彼可爲始歟とあり、是承平の私記なれば、先帝は醍醐帝なり、仁和寺書籍目錄に肥人書、薩人書を載す、昔はかゝる古文書も存じたれど、今はなし。

漢字の傳來を考ふるには、まづ大篆、大篆、隸書の三變に注意せんを要す。日本に

は秦の小篆までの痕跡を認めず、承平の師説に肥人の字を其字未明、或乃川等字明見之とあれど、其時の博士が大篆小篆を知らぬとはあるべからず、されば肥人書、薩人書なるものは苗人の字にて川の字も川(セン)にはあらで別字なるべし、假名のッを門の艸體と説をなせど、是も苗字より來るにはあらざる歟。凡そ真假名は隸字を用ゐたるものなれば、漢代になりて漢字は入りたるを證すべし、余は漢武帝が韓地に四郡を置きしより、樂浪海中の倭人百餘國、彼郡に交通すとあるに據て、其時より文書が必要ありて、譯部これを讀習ひ書習ひたるより、真假名及び官府文は起れりと斷定せり。後漢書に倭奴國より彼の洛陽に使節を通ずると再三なれど、表文を錄せざるは其文のさして要なきを以て例により略したるのみ、黄金の印を領受する程の接遇に表文のなきとはあらざるべし。

是より迥に降りて、宋書の東夷傳に、宋順帝昇明三年戊午、是年梁に禪る倭國王武の上表を載たり、是を日本文書の始見とす、其文は

封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人、五十五國、西服衆夷、六十六國、彼平海北、九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲、臣雖下愚、

忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道遙百濟、裝治船舫、而句驪無道、圖欲見吞、掠抄邊蠻、劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟實、忿寇讎、壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大舉、奄喪父兄、使垂成之功、不獲一置、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武効功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、推此疆敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授、以勸忠節、

是は雄略帝の時にあたる、帝は御名を稚武尊と申す、奄喪父兄とは允恭安康兩帝の崩をいふ。此文。の句は祖宗の功烈と臣民の義勇を叙述して、自ら國の威武を誇耀し、而して、の數句國際の腹詞を用ゐて敬を表するも分寸あり、名文と謂べし。書紀に據れば、此時の使節は、雄略帝の寵任ありし史部の身狹村主青槍前民使博德にて、孰れも支那の歸化姓なり、彼等の草せし文なるべし。辭句の沈著したる處は必ず修史者沈約等の修正あるべしと雖も、原文になき語を彼は代つては作らじ、原文の結構美なりしと疑ひなし、是を抄寫の古文書に略修正を加へたるものとす。

此文を最古の文書として擧るならば、書紀に載たる神武帝奠都の令、崇神帝校科

の謂みな抄寫の古文書なりと謂ふものあらん。古文書學をなすには眞偽の鑒別を必要とす其は後に述ぶべしと雖も、彼二詔文は余斷然と後の修史者が造爲して體面を繕ふたるものと判定するなり、鑒識力を養ふために附載しおくべし。

自我東征於茲六年矣、賴以皇天之威、凶徒就戮、雖邊土未清、餘妖尙梗、而中州之地無復風塵、誠空恢廓、皇都規模大壯、而今運屬屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立制、義必隨時、苟有利、民何妨、聖造且當披拂山林、經營宮室、而恭膺寶位、以鎮元元、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎、視夫畝傍山東南、樞原地者、蓋國之塊區乎、神武帝の詔

漢字の移入したる最初の時代なれば文の拙きは却て實に近けれど、此文は辭藻の頗る華美なるを怪しむ。雖邊土未清以下の十句は卷初に記しある日向にての辭と辭氣克く似たり。巢棲穴居習俗惟常の句は大和に土蜘蛛帥國栖の占據するを謂たるにて、誤解に近し、且かゝる野民の中にかゝる文を頒布するも不倫なり。夫以下漸々と六朝文に近くなり、未の聯句は全く六朝文になり、西漢の時代の文にあらず、日向の議と同じく修史者の苦心して造爲したるものとす。

朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪改過、敦禮神祇、亦垂教而綏荒俗、舉兵以討不服、是以官無廢事、下無逸民、教化流行、衆庶樂業、異俗重譯來、海外既歸化、空當此時、更校人民、令知長幼之次第、及課役之先後焉、崇神帝の詔

此文は偽作の跡明白なり。〇〇〇〇句の前なるは漢書の成帝鴻嘉元年二月の詔を剽して、天地を天位に、日月不光百姓蒙辜を疫病多起百姓蒙災に改めて時事に合せたり。後なるは同く鴻嘉二年三月の詔を填めたり。異俗云云は蝦夷征服をいふならん、文字當らず。此外書紀に六朝の歴史を生呑活剝して詔令を填補したる文は猶多し、浮とは借すべからず。

○第十四節 日本に存ずる最古の文書

本居宣長が語氣をまねるには非ざれど、書紀編修者の漢籍心にて上古の文書を塗抹し、且偽造したるに因て、其中にあたら遺文のあるも辨ずべからざるに至らし

めたり。今にして當時の原文と認むべきは、推古帝の時乙丑年七月、紀は前年四月に誤れり。聖德太子の親ら肇め給ふといふ十七條の憲法を最古となす。世に隠れなき文なるを以て此には録せず。隋書の倭國傳に、煬帝の大業三年、倭王多利思比古(男名なり?)使を遣し、其國書に日出處天子致書、日沒處天子無恙云々とありければ、煬帝覽て悦ひずとあり。是は丁卯の年七月に、又小野妹子を隋に遣はされし年なり。翌戊辰年に隋より裴世清を遣はして妹子と共に來朝し、其時に呈したる彼の報書は紀に載すれど、煬帝が妹子に授けたる復書は百濟より掠奪されたりといふ。再び妹子を遣はれたる報書は左の如し。

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊候何如、想清
念一に念とも念とも、此即如常、今遣大禮、蘇因高、大禮乎、那利、謹白不具。

太子傳曆に、天皇太子を召して答書の辭を議し給ふ、太子筆を執りて、東天皇敬問西皇帝と書き給ふとあれど、信じがたし、是式の文を攝政太子の親ら起草せらるるとあらんや、史部などの書たる文なるのみ、前年の辭を改められしならん、此辭も穩當とは謂がたし。至より以下の文は必ず誤脱あり、且末文は闕たるべし、不完全の文な

るのみならず、たゞ普通の款問にて當時の文藻として貴ぶべくも覺えず。書記の函莽は毎々此の如し、日本最古の抄寫文書として擧る力なきを憾む。

此時代の文字の全存して貴重すべきは、上宮聖德法王帝説に録しある法隆寺の金堂に安置したる東壇佛藥師像光後の銘なり。

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午、召於大王、天皇與太子而誓願賜我大御病大平欲坐、故將造寺、藥師像作仕奉、詔然當時崩賜造不壞者、少治田大宮治天下、大王天皇及東宮聖王、大命受賜而歲次丁卯年仕奉。(八十九字)

丙午年は用明帝元年にて、太子は年十三なり、紀には用明帝翌年四月の新嘗祭より病みて崩すとあれど、此に據れば前年より病み給へるなり。丁卯年は前に述たる小野妹子が初度に隋へ使せし年にて、其年に造りたる藥師像の銘なり。此文は國語の其まゝにて、古事記體の文なり、その分は官府體の文にて、倭習の書き方なり、僧徒の筆にも非ず、固り太子の作には非ざるべし。

又中壇佛釋迦像の光後に銘したるは、

法興元世一卅一の誤り、年歲次辛巳十二月、鬼前太后崩、明年正月廿二日上宮法王

枕病弗豫于食王后仍以勞疾並著于牀時王后王子等及與群臣深懷愁毒共相發願
仰依三寶當遣釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者住登
淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法王登遐癸未年三月中如願欲遣釋
迦尊像并侍及壯嚴具竟乘斯靈福信道知識現世安穩出生入死隨奉三王紹隆三
寶遂共彼岸普遍六道法界合識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造百九十
六字

尺寸王身とは太子の軀に等しとの義にて此像を太子等身の金銅佛といふ。司馬
鞍首止利佛師は繼體帝の末に梁の歸化人といふ司馬達等の孫にて有名の佛師な
り河内國澁川郡鞍作鞍部とも村主を賜はりて鞍作首を氏とす日本佛師の始めな
り父を多須奈といひ僧となり德齊法師といふ止利は鳥とも書く。

此等身の像は推古帝三十一年に造れると文中に見えたるが如し太子の母鬼前
后は廿九年に薨し太子は三十年に薨す書紀には廿九年に隕る。此銘文は官府體
にはあらず佛僧の文體にて。の句は經典の語格なり古文書に此語調を繼ふ
るとまゝあり。法興元は伊豫風土紀湯那碑に法興六年丙辰とあれば崇峻帝四年

を元年とす。

又同じ比中宮寺に寄附されし繪帳二帳あり最も法隆寺に藏したり其龜背の上
に縫たる四百字許の文あり後に出すべし。此三件の銘文は金石文に屬し文書の
類にあらずこは已に第八節に辨じたるが如し。普通文人の碑文などは異ひて
太子記念のために信教の誠心より書いて勒したるものなれば最も著實の文にて
以て書紀の誤謬を正し當時の眞を徵すべき貴重の文なり因て類例に泥まず日本
に存する最古文書の首に録しおく。

○第十五節 原本の存する最古の文書。

聖德太子の薨後より尙百餘年間の文書は佚して傳はらず其説は次章に説くべ
し。前に擧たる法王帝説は其時代に寺僧の録しおきたる古記にて壇佛繪帳の銘
に限らず總て貴重すべき文あり其記によりて繼體帝以後にも書紀の年代月日を
誤りたる點を正すを得る。續日本紀の撰は書紀より迥に確實なれど何故か元正

帯の比まては材料に乏し三代格に奉る詔符も此時代は抄録多きに似たり、撰格所にも原案は多く存せざりしにや。正倉院の古文書は東大寺建立後の遺物なれど、廻りて天平比まての古文書を存するさへ珍重なるに猶廻りて大寶三年の戸籍帳數卷あり、まゝ散紙となり殘闕して存ず。是は帳簿類に屬し、普通の文書に非ず、且數紙に亘るを以て、此には抄録して古文書原本の最古なるもの、一斑を示すべし。

數卷の戸籍帳は首尾佚して完たからず、

(墨の裏に)

御野國加毛郡半布里太寶貳年戸籍

とあり)

中政戸秦人小昨戸口十四正丁三 並九 小子五 正女三 並五
 下々戸主小昨正丁六十 並九 小子五 正女三 並五
 次牟都麻呂小子十四 正丁六十 並九 小子五 正女三 並五
 次荒人小子四
 爾伎良弟古麻呂小子八
 戸主同黨爾伎良正丁六十 並九 小子五 正女三 並五
 子小人小子六
 戸主同黨秦人佐目正丁六十 並九 小子五 正女三 並五

此墨三疊書アリ

戸主妻秦人當賣正年卅五 正女 兒飯賣小子九
 寄人秦人目都賣正年卅 正女 寄人秦人若賣正年七十

佐目妻秦人寺賣正年卅四 正女

五保中政戸秦人部々跡戸口十七正丁二 並九 小子三 並九 正女四 並九 小子三 並九 正女四 並九
 下々戸主都々跡正年六十 並八 正丁一 並九 小子三 並九 正女四 並九
 戸主弟也呂都次丁六十一 正丁一 並九 小子三 並九 正女四 並九
 次百足少年十九 正丁一 並九 小子三 並九 正女四 並九
 戸主妻秦人小倍志賣正年卅五 正女 兒比賣小子十三
 辛人妻秦人部麻理賣正年卅五 正女 兒牟志賣小子二
 戸主孫秦人阿加賣小子五 正女 戸主姪秦人身賣正年廿八 正女
 次奈理小子十六 辛人子宇麻小子八
 次惠止賣小子十一 也呂都妻秦人猪手賣正年五十 正女

(以下ハ略ス)

太寶二年十一月 目追正八位下五百井造豊國
 守直從五位上少治田當麻朝臣 大掾務從七位上律島連堅石

介勅從六位上許勢朝臣眞弓 少掾追正八位上祀朝臣宮麻呂
 少目追從八位上矢集宿禰宿奈麻呂
 主帳進大初位下縣主弟麻呂

太寶貳年十一月御野國山方郡戶籍

三井田里戶數伍拾戶

上政戶拾壹

中下登戶
下登戶

中政戶貳拾壹

下中登戶
下登戶

下拾陸戶

口數捌佰伍拾伍

男肆佰貳拾貳

有位捌正丁參
次丁參
廢疾壹

正丁壹佰伍拾參之中

兵士參拾貳

遺壹佰貳拾壹廢疾壹

次丁拾

少丁肆拾壹之中

兵士參

遺參拾捌

小子壹佰肆拾肆

綠見伍拾貳

廢疾伍

篤疾貳

耆老漆

女肆佰陸拾參

有位次女壹

正女貳佰拾貳

次女拾伍

少女肆拾

小女壹佰貳拾捌

綠女肆拾伍

耆女貳拾貳

奴漆

正奴參

次奴壹

少奴壹

小奴貳

婢漆

正婢肆

小婢參

(以下略ス)

是は後に東大寺の封戸となりたる百姓の原籍にして、毎郡に一卷を造ると思はる。前の加毛郡は卷の尾なり、後の山方郡は卷の首なり、首に都計を記し、次に各政戸を録す、是が書式にてあるべし、各卷の縫に「ち」と書したり、志の字にてあるべし。是より少し降りて、和銅二三年(凡七年)のものと覺えて、戸籍の異動を注記したるものあるを録すべし。

(此前後の端はされてなし、紙面に陸奥國印を捺す)

意弥子黑麻呂年廿六

瑞丁 和銅元年死

古文書學 第四章 最古の文書 第十五節 原本の存する最古の文書

戸主占部加臣石年卅四 正丁 太實二年籍戸主占部古臣跡月、戸生子、今爲戸主。
 寄大伴部忍年九 小子 大實二年籍後、移住里内戸主大伴部忍跡月、今爲戸主。
 次眞忍年七 小子
 從父弟大麻呂年廿三 正丁
 忍姉麻刀年十四 小女 上件二人、忍從修性。
 本戸主古置彌年六十七 耆老
 子甲年卅八 正丁
 子東麻呂年十四 小子
 寄大伴部意弥年卅三 正丁
 甲妻同族黒年卅八 正女 上件五人、慶雲三年死。
 意弥妻占部弥都年卅八 正女
 見刀自年廿五 正女 上件二人、慶雲四年死。
 戸主三枝部母知戸欠
 戸主弟諸忍年卅六 正丁

戸主姑古奈年六十三 老女 上件二人、太實二年死。
 戸主君子部國忍戸
 戸主弟古須見久岐自年廿一 正女 大實二年籍後、移住里内、戸主君子部國忍跡月、戸主同族阿佐麻呂爲妻。
 戸主子金麻呂年十九 少丁
 次身麻呂 小子 上件二人、慶雲四年死。
 (以下略ス)

此後神龜元年比の戸籍には、兩耳豐、左食指爪无額疵、右頭黒子など、其體格の異を詳録したるあり。或る一通は表面に所解 申請筆墨并事(行)右爲今、召加經師等所請如件以解(行)寫寫經所所解と筆を試みたる字あるを見る、以て推想すれば、大實以來の戸籍帳が故ありてか寫經所に存在して、寫經師の下敷などになしたるならんとも思はる。其帳簿を他の文書と共に勅封して今に現存するを以て、古代の財産たる、謂ゆる大御寶オホミタカラの分配が、大化の政新に田籍戸籍を作りて處分されたも、當初の眞象を證するを得て、以て古に廻り、屯倉郡民の實況を考ふる料となし、而し

て後に降り、授田私田の沿革して、莊園地頭の所領となりたる由来を尋ねる本源を
知り、千餘年間の古文書を概括して此學の開端を審かにするは實に史學の大幸と
謂べし。

すべて帳簿は公文式に於て解に屬す、解は官府語にて上司へ解陳分疏する文を
いふ、史記に以風爲解或は以海風波爲解などの句あり、是等の義より沿用したるな
り。帳簿の外に文書の原本にて傳はるは是も正倉院文書に皇后職の移解を最古
とす、左に舉ぐ、

皇后宮職移 圖書寮 (官司相互に移すを移といふ)

- 大初位上船花張善 上日壹伯拾玖 夕肆拾 九月上日十二夕六 十月十日夕六
- 寫紙肆伯參拾張 瑞備論抄三卷 紙二百九十九張 六月廿四夕四 七月廿七夕十
- 少初位上安子兒公 上日壹伯陸拾壹 夕伍拾 十月十二夕五 十一月十五夕六
- 寫紙漆伯肆拾肆張 瑞備論抄三卷 紙二百九十九張 三月廿三夕三 四月十五夕四
- 寫紙漆伯肆拾肆張 瑞備論抄三卷 紙二百九十九張 五月十九夕五 六月廿一夕七

- 少初位下幸金福 上日壹伯參拾漆 夕肆拾伍 正月十一夕二 二月廿七夕十 三月廿
- 寫紙陸伯壹張 瑞備論抄四卷 紙百九十二張 六月十四夕五 七月廿日夕十
- 少初位下秦雙竹 上日壹伯參拾貳 夕參拾漆 九月十夕三 十一月十四夕八 十二月
- 寫紙伍伯漆拾玖張 瑞備論抄一卷 紙百九十二張 六月廿日夕四 七月廿七夕十
- 右起去年八月一日、盡今年七月卅日、上日夕并寫紙等、如件注狀、故移、
- 天平三年八月十日正八位下大屬勳十二等内藏伊美吉

皇后宮職 申書上日事

- 少初位上新家大魚 上日壹伯捌拾漆 夕貳拾 八月十六 九月十四 十月十五
- 寫紙玖伯參拾玖張 瑞備論抄二卷 注金剛般若經三卷 勝鬘經一卷 十一月十九夕三 十二月十八夕五
- 右起去年八月一日、盡今年七月卅日、上日夕并寫紙等、如件注狀、謹解、
- (蓋に) 天平三年八月十日正八位下大屬勳十二等内藏伊美吉

前なるは官司互に移すに因て移とす、後なるは皇宮職大屬より上官へ申すに因

て解とするなり、並に案文なる故に書式具備せず、是を留め、以て後の檢閲に備ふ。檢案内とはこれを檢するをいふ。二、通共に、去年とは天平二年をさす、今に習用する語なり、廿餘年前なりき、清人が、或氏の文を見て、去年とは去何年にやと問ひしにより、昨年なり、貴國にては如何んと問返したれば、前年と答へしとなん、去年前年とも不確なる語にて異りなければ、習慣によりて此の如き訂正を生ず、今此文書に據れば、去年といふ習語は由來久しきを知る。

去る七月に帝國大學編纂の大日本古文書初冊を印刷發行され、大寶二年より天平六年までの文書を盡く網羅したれば、此學をなすもの必ず開覽せざるべからず、此は惟其一端を挑ぐるに過ぎずと知るべし。猶少し辨を費し、おくべきとあり、古文書の原本を檢するに、字形と筆意とは、各要件の一なるを以て、務めて其眞を存じ、おきたしと雖も、六朝體を明朝體の活字にて寫し、行書楷書に改むれば、眞面は既に失へり、徒に古き體形の壞字を存ずるとも、活字に新形を煩はすのみにて、改良したる文田に惡劣の種子を遺す、弊多く益少きを以て、寧ろ正格の字に讀直して正寫するの優れるに如かず。但し、其中には舊を存じて和漢古今に字形の變化を考ふ

る料となすべきもあれば、此に總論し、おくべし、大寶戸籍以下數通の文字を正したるは

御	貳	籍	昨	香	籍	稻	足	牟	佐	兒	若	庭	辛	惠	豐	追
直	掾	鳥	勒	從	勢	眞	縣	弟	肆	廢	漆	婢	移	龜	族	往
慶	職	圖	初	寫	冊	冊	晉	屬	美	解	剛	經				

四十六字に及べり。其中に於て、の廿二字、原本は壞形に屬す、嫡を女商に作り、稻初移を示旁に、掾を木旁に作り、籍、弟に艸を冠らせ、勢を圭旁に、勒を莖旁に、兒を臼下の人に、惠を亩心、婢を女早に作り、族を矢に从へり、みな字學乏しき筆者の譌にて、六朝以來の弊習とす。中には全く別字になりたりたるあり、弟を艸に从へば、第にまざる、が如し、貳は式貝にて、財計に用う二の字なり、或は買弋に作り、或は貳に作る等、今に正體なきは大寶以來のと弊習なるを知るべし。漆は水傍の木人水に从ふを、或は來水に訛り、或は麥に訛るあり、大寶以來の計算には、多く七水に作りて、普通は册むらる、是は木人水の行體を諧寫したるにて、繁畫を避たるなり、正楷には正さざるを得ず。廢は疾にのみ、垂れに从ふことあれど、譌字に屬す、本帳は發も亦行

體になれり、置は全く形を失ひ、庭を庭に作り、職を身旁とし、園を中のみ書す。鳥は山旁の鳥に作れり、尙書に鳥夷を鳥下の山に作り、後に連火を去りて鳥の字に定まりたるに、俗には猶山旁鳥を用ゐて軌近まで習用せり。美下の大を筆勢に因て、火となし、轉化して美と書く、是も大寶時よりあり、後の假名は此形の姿致あるを以て習用せられたり、是等は填字の習用久しき形なれば辨へをくべし。其他或は一點畫を加へ、或は略し、或は行草の略畫に従ひたるを正形に改めたる填字あり。但彌を跡に作り、其まゝ存じたるは、尔の字は假名のみとなり、古今習用して和字の様になりたるを以てなり。麻呂の麻は麻に作るを正とすれど、通用字は林に从ふ、因て兩用し正さず、此比の文書より麻呂を一字の様に署したるもあり。鍛は鍛ならんと思へど、鍛治は金師にて鍛冶の譌には非ずとの説もあれば原本に従へり。

第五章 古代の漢文と假名文。

○第十六節 古の漢文假名文は相近し。

官府體の漢文と假名文とは、古往今來日本の通用文となりて、殆ど言文一致に近し。されど世人は史學者の主とする時代の思想なき故に、日本人はもと假名ありて國語を其まゝに寫して文を作りたるに、漢學の流行より彼字を模擬して、語格に合はぬ漢文に改めんとしたるに因て、言文の困難を招きたりと、漫に思惟するもの多し、大なる誤想なり。遺は却て官府體漢文の歴史變化を經過したる後に於て、通用文の便を忘れ、唐宋の雅文を綴りて俗用文にも用ゐんとしたる失敗に適當したる論なり。古代は然らず、其故は、奈良の朝までは今の如く平假名も片假名もなかりしなり、此時に當り、眞名にて國語を其まゝに寫したるとの困難は如何ばかりなりしとは、古事記萬葉集を見れば想像さるべし。元來日本に於て言語を文に寫すとは漢字の渡りてよりぞ創まれり、假名といふは漢字の訓、若しくは音を假りて、國語の名詞に代用するの謂にあらずや。漢字の渡りし始めに於て、漢文を書き得ぬ人の眞字を假名に用ゐたる光景を想像すれば、漢文を書習ふて専用せんと望みたるは、寧ろ自然の傾向とこそ謂べけれ、決して強てこれを脅制して漢文を用ゐたるにはあらず。

まづ其時代の人になりて、音假名を累用すると、訓假名を填譯すると、其便不便を比較し見るべし。昔は阿麻呂流於保美加美、於保句爾奴士と十五字を累ぬるに、創は天照大神、大國主の七字にて足る。宇氣母知能加美、布那手能加美と十三字を累ぬるに、保食神、葦神の五字にて足る。音辭を綴るにも、阿賀那勢能美舉斗、宇都志兼阿烏比斗、久佐と十八字を累用するに、吾夫君顯見蒼生にて足る。猶一句二句の語を綴るには、更に簡短にて意を達するを得る。國語の格にて、阿米我志多乎於佐米太麻布ムム乎女登利、ムム乎字卒と書くべきに、漢語の格にては、治天下、娶ムム生、ムムと書き、乎及び太麻布などの前置後置字を省きて、自ら其中に含ましむる便もあり。如何に古代の人、其開日月の多くして氣永くとも、勞逸繁簡の取捨は自然に存ず、漢文に習はぬ人が、漢文を習へる人の簡易にして明白に、言語を寫すを見れば、自然に我もく、と之を書習はんと望みを興さざるを得んや。

さりながら、文辭にて言語を書寫すは易き様なれど、是には文心てふものあるものにて、其才性の乏しき人は、做し能はぬものとす。因て其發達は遅遅と、久しく藝業人の専職となり、貴族には漢學の素養乏しかりし故に、名詞動詞を假名交りに書い

て、覺束なくも用を足らしたる人は多かるべし。是を以て國文の源泉とはなし難し。應神天皇の博士をふき、文氏史氏を定め給ひしより、始めて貴族の文學を啓誘し、并せて政治の發達を催し、繼體帝より以來は、明經明法學を講究し、やがて佛教の流布となりたりければ、律令を作り、會計を整へ、教化徳義を奨むる等、迺も固有の國語のみにて辨じ能ふべきにあらず、王公貴族のやつさとなりて、漢文を習はすに至りたるは、言文發達の順序に於て然らざるを得ぬ傾向となりたるものとす。

試み見よ、徳義を教ゆる固有の國語は何程あるや、忠、孝、仁、義に振る邦訓はみな無し、佛教は漢譯にて渡來したり、これを國語に譯する能はざるを以て、女にも漢語の經文を誦誦せしむるに至りたり。此事情は高尚なる教義のみ然るに非ず、日常生活に用ゐる、財用、藝術、政務、法令みな國語は不足せり、因て漢字の官府語を移して、其不足を補ひ、用辨をなし、漸々に一の習用語を生じて、國語を形成するに至りたり。

應神帝は東晉の末に當る、推古帝は隋代に當る、此年代の間に、彼は吳都の晉、宋、齊、梁、陳、隋六朝を通過し、官府の習用語も、佛教の常誦文も、其吳都より輸入したるによりて、官府語も、佛經も、吳音にて訓み、六朝語を以て國語を足らし、通用文を書たるが、實

に古文書學の源とはなりたり。

六朝の官府文と、梁、北魏にて譯したる佛經とが、吳音にて當時の貴族に教習され、推古帝の朝に至るまで、京師の通用文は何程まで進歩したるや、諸國の國宰良家の人に何程の文筆ありしや、古書古文書の傳はらぬより推せば、必ず猶未熟にてどありつらん。聖德太子の十七條憲法は例外として、法隆寺壇佛の銘も僧徒の才筆を運したる文ならん、同じ比中宮寺に寄附されし物とて、法隆寺に存する縮帳の文も僧徒の筆にて、其時代の假名を交へたる平易なる書き方なり、此に假名交り漢文の一例として左に擧ぐ。

新羅斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比呂爾波乃彌己等娶卷奇大臣名伊奈米足尼女名吉多斯比彌乃彌己等爲大后生名多至波奈等己比乃彌己等妹名等己彌居加斯支移比彌乃彌己等復娶大后弟名乎阿尼乃彌己等生名孔都間人公主新羅斯麻天皇之子名蘇奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等娶麻妹名等己彌居加斯支移比彌乃彌己等爲大后坐乎沙多宮治天下生名尾治王多至波奈等己比乃彌己等娶麻妹名孔都間人公主坐瀆邊宮治天下生名等己刀彌々乃彌己等娶尾

治大王之女名多至波奈大女郎爲后

以上二百十七字は當時の假名文の一體と見て然るべし、此假名の中に卷奇は蘇我なり、奇は哥の誤りなるべし、至は知なり、己を古また與に用ゐる彌を美また賣に用ゐたり。音假名の習用は時代によりて同じからず、古事記も或る時代の假名なるべく、書紀の假名には時代くの異同を存ず、真假名の字同じからざるは、平假名片假名の字樣時代により異なるが如し、是も歴史變化として見るべきものとす。

此文を書紀の文體になをせば、磯城島宮治天下天皇名天國排開廣庭尊娶蘇我大臣稻目宿禰女堅鹽姬命爲皇后生名橘豐日尊妹名豐御食炊屋姬尊復娶皇后妹小姉命爲妃生名孔都間人皇女。磯城島天皇之子名淳名倉太珠敷尊娶麻妹豐御食炊屋姬尊爲皇后坐譯田宮治天下生名尾治王橘豐日尊娶麻妹名孔都間人皇女爲皇后坐池邊宮治天下生名豐聰耳命娶尾治大王之女橘大女郎爲后。此く書けば字數は三の一を減して、却て眉目に明かなり。若し又眞名を平假名に寫しても讀易くなるならん、其は見慣れたる故にて、即ち習慣なり、文の便不

便を極論すれば、字數少くして、用事の悉すを皆の人便とすべし、是古代に於て漢文を書習ふを便としたる情由なり。

歲在辛巳、十二月廿一日癸酉日入、孔部間人母王崩。明年、二月廿二日夜半、太子崩。

于時多至波奈大女郎悲哀嘆息、白長天□□□之、雖恐懷心難止、使我大王與母王如期從遊、痛酷無比、我大王所告、世間虛假、惟佛是真、玩味其法、謂我大王、應生於天壽國之中、而彼國之形、眼所叵看、情因圖像、欲觀大王往生之狀、天皇聞之、憐然曰、有我一子、所啓誠以爲然、勅諸采女等、造繡帳二張、畫者、東漢末賢高麗加西、又漢奴加己利、命者、掠部秦久麻。

以上百七十四字は官府體にも非ず、僞偶體にも非ず、佛經の文調にして、僧徒の筆に成たる平易なる文とす。

前半の文を見て、其比に漢文を書習はぬ人は、眞名にて言語を書綴るの如何に不自由なりしやを想ひやられ、後半の文を見て、佛法流布につれ、經典の眞旨は、漢字の翻譯に非ざれば國語にて説明されぬとも悟るに足ならん。

○第十七節 崇佛定令修史に付て文の發達。

推古帝の朝に、聖德太子は儒學、佛敎の進みに従ふて三つ大業を創められたり、一は三寶の興隆、二は律令の撰定、三は歴史の編修、是みな漢文の敎習を一般に誘導する原動力となりたり。

三寶に歸依するには男女となく南梁北魏にて譯したる佛經を諷誦し、其語を暗記し、其意味の説法を聽聞するを勤めざるべからず、因て自然に其文句は習用語となりて、女まで漢文を書綴るを得る便りとなりたり。律令の漸々と修定されて官府の諸務に施行さるゝに従ひ、六朝の官府文を讀覺えて、其官府語を用ゐたるにより、其意味を解するを得ずしては、貴賤となく公事を辨ずべからず、因てますく學校を興して之を敎習し、明經學よりもまづ文章業を重んずる様になりたり。歴史編修は、今より言へば古來の事跡を其まゝに寫しおけば事足るべき様なれど、當時にありては決して然らず、歴史には官府文を其まゝに用ゐべきに非ず、之を取捨し、

修詞し、文辭を莊飾し得るを天晴良史の筆となじたるは、唐韓を通じて其比の風儀なり。故に最も文筆の達者を撰まれ、力を極めて六朝の雅文たる優偶文を學びたり。因て其風は官府文にも及びて、官省に於て文章生の書たるは、公文の辭句にも優偶調を帯びて華に失する節も多くあるなり。此の如き時節となりたるも其由來は、久しき事にて、前に擧たる埴佛繪帳の文を書たる時代より已に其波を擧たりき。

是より京師の王公貴族はますく、儒佛の學に心を入れ、藤原鎌足公は神儒佛を兼て、名臣の績を立られたる程にて、和魂漢才を兼ざれば顯榮を望みがたき世とはなれり。是を以て三大業の歩を進め、佛僧も政要に參し、大化に至りて官制、田籍法を施行され、近江の朝に律令定まり、淨見原の朝に歴史を撰定され、大學國學の興隆したる等、ますく、漢文を都鄙に教習する傾向となれり。京師に於ては官府文の域より雅文を綴る域まで進入し、陳隋の五言優偶の詩を作りて、和歌に代んとするに至りたり。さりながら雅文は文才ある人の餘力を遊ばしむる藝なれば、官府文の實際の必用に迫りたる比にあらず。殊に詩は、駢格音調の相異によりて一腹を隔つるにより、其發達甚た鈍く、懷風藻の載る所を見るに、初唐の氣格にも至らず、山

田史三方が新羅に遊學して詩賦を善くすると、養老中大學頭に昇進し、東宮の侍讀となりし程なれば、其他の伎倆も推て知べし。其後阿倍仲麻呂唐に遊學し、王維、李白、杜甫などと交り、秘書監とまで登用されたるは、非常の文才ありし人なるべし。因て日本の名譽を揚たれど、日本の詩は盛唐の氣格を接納するまでには進歩せず、猶六朝様にて、萬葉集、懷風藻に存ずる、四六文を其選とす、是を當時官府體の通文を盛んに獎勵されたる梢の花と見るべきなり。

之を統るに、推古帝より五六十年を経て近江の律令定まり、淨見原の國史成たれど、又持統の朝に十八氏の墓記を徵され、太寶元年に律令を重修し、和銅七年に國史を重修され、養老二年に至り今の律令は定まり、四年に今の日本書紀は成たり、其間幾と百年を經過したり、是を古文書を作る能力を養成したる年月とす。されど律令は國郡の末まで准奉すべき實用の法規なれば、京師に試み、近畿に及ぼし、全國に普く行はるゝまでには、此の如く永き年月を費して、再三改定ありたると、最も然るべき事にして、夫も猶誤解するもの多くして、生死相半、出入異科の弊あるを以て、更に百餘年を経て天長に養解を頒たれたり。此裏面には國郡の臣民が官府體の漢

文に慣れぬ故に、國學に於て文章を教え、史生學生に右筆代書を頼む等、一方ならぬ騒ぎなりし光景を想はるゝ。其然り故に養老比までの古文書原本にて傳はりたるは實に珍重と謂べく、奈良朝までの古文書は晨星の如く稀なれば、惟續紀、格等に就て、此學の源頭を尋釋するべし。

國史も律令と同じく再三重修されたるは何故ぞといへば事實の材料を集むるよりも、寧ろ文辭の修潤に精力を疲らしたるものと思はれ、中には紀年を逆推して事實を攪亂する等の徒ら事さへ其間に造爲されたり。太安麻呂は養老修史者の巨擘にて、和銅四年に詔を奉じて古事記を撰し、已以訓述者詞不達心、全以音連者事趣更長とて、通體の漢文に音假名を交へて書たるは、史記漢書に官府語を交へたると其趣旨を同くす、事實の眞を傳ふには此文體を用ゐるを適當なりとせん。さりながら當時人心の風潮が漢文に傾注したる力は、中々此の如き漢文交りの假名文に安んずべきに非ず、一方には佛教の流布に因て男女共に經文に心耳を傾け、一方には願令に因て遠近の人みな公文に精魂を殫し、和歌の前書は漢文を綴り、或は四六假名の序を添え、萬葉假名は半ば漢化したる假名にて、而も其歌調は古きま

にして遺書を尋ず、萬葉歌を學びがたしといふは古語古訓を以てする、轉手時代傳ひの語關は巧拙に拘はらず、撰し難きものなり、かゝる時代なれば、修史家は務めて漢文の雅體を學び、事實の詮義は後にして、抽象的の辭藻を彫鍊するは年月を費したるは、亦時の風習にて然らざるを得ぬ勢なり。

續紀は書紀に比すれば修飾少く、文辭の正體を錄したれど、如何なる故にや天平比までは材料乏しくて闕略多し、當時の文書は早く散佚したるならん、懷風藻の序に、(天平勝寶三年の文)近江の朝を叙して、宸翰垂文、賢臣獻頌、影意麗筆、非唯百篇、但時經亂離、悉從煨燼とあれば、天智の朝までの文は壬申の亂に燒燼したり。天平寶字八年、惠美押勝の亂などにも文書は多く燒たらん、此前後の宣旨、官符、解文の類に原本の存するものなし、幸に正倉院の文書が勅封せられて存するに因て、當時の眞を睹るを得たり。其他は零紙遺簡を古寺より發見するにありて、律令と國史との撰修されし比は、貴賤の人が漢文にて實川を辨じたる一斑を知るを得る。古文書の由來は推古以前にありと雖も、原本の存するもの千二百年に上らざるは、蓋し此の如き事山によるなり。

○第十八節 通文雅文僧文の別。

官府の通文と文學の雅文と佛僧の文と異なるは、讀價へば自ら判然すれど其大要を摘みていへば通文は實寫的にして修飾なし、雅文は抽象的にして實錄少し、僧徒の文は教理を抽象す(儒者も)といはれ、略其別を知る心得にならん。爰に其例を舉れば、書紀大化二年三月甲申の詔は原文を以て修潤を加へざるものにて、最も實寫的なり、文長ければ二節を舉ぐ。

復有被役邊畔民、事畢還鄉之日、忽然得疾、臥死路頭、於是路頭之家、乃問之曰、何故使人死於余路、因留死者友伴、強使祓除、由是兄雖臥死於路、其弟不收者多、復有百姓、溺死於河、遂者乃謂之曰、何故於我、使遇溺人、因留溺者友伴、強使祓除、由是兄雖溺死於河、其弟不收者衆、復有使役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飯、余路強使祓除、復有百姓、就他僧、假炊飯、其假觸物而獲、於是假主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、復有百姓、臨向京日、恐所乘馬、疲瘦不行、以布三尋、麻三束、送參道尾張之人、雇令養飼、乃入于京、於邊鄉日、送饋二口、而參河人等不能養飼、爾令

○蘇我若君相馬、即生食、置玉作、讀語、言被偷失、若君是化馬、孕於臣家、便使祓除、遂奪其馬、乘明若君是故、今立制、凡養馬於路傍國者、將被雇人、審告村首、方授調物、其遺鄉之日、不須更報、如致被損、不合得物、縱違斯詔、將科重罪。

凡そ百姓とは姓氏ある良民をいふ、是を本義とす、徳川時代に姓氏なき賤民を百姓といふは、歴史變化の訛りなり、大化比の詔書に國司郡司及百姓と書し、或は庶姓萬姓とも書し、無姓の家人奴婢と差別す、是國民の品種に於て大なる限界なり、天武五年に紀臣阿佐麻呂之子遷東國、即爲其國之百姓とあるは、其國の士籍に編入したるにて、姓尸を奪ふて賤民に降したるには非ず。不合得物は法律語なり、法に於て做得らるゝを合といふ、因て不合、合無などの語あり、明清の官府文には習用す、唐詩に當時諸葛成何事、只合終身作臥龍の句も其義なり、心得べくべし。

若は通文の穢き様にして、事の在のまゝに文辭を飾らず、叙述して、句格の整はる様は書きてなかり。故に雅文より見れば、俗習の去らぬ生成の漢文なるを以て倭書といふ、書紀の文も欽明帝の比より以後は、漸々に此様なる生成の漢文多し、蓋し

賞書を其體は編文に於ては由らばなり。然れども其辭を修潤して佳辭各句を作らんとすもに於て、摩摩麗麗に明せて自然と抽象の多くなる所なり。亦は六朝の優偶文は華多く實少く、通文には通せざるのみならず、歴史にも通せざるなり。書紀の文を見るに、反對に欽明帝以前は抽象の雅文多きは、後史者の作爲して補填したる痕跡なりを感ず。神武紀の昔は東征の詔を擬して、瓊々梓々開天闢地、雲霧騰山、以是時連屬、國亮時、鐘草、味、故、蒙、以、養、正、治、此、西、偏、皇、祖、皇、考、於、神、方、聖、積、慶、重、降、多、歷、年、所、而、遠、達、之、地、猶、未、嘗、於、玉、澤、遂、使、邑、有、君、村、有、長、各、自、登、疆、用、相、檢、標、云々とあるは蓋し史館第二の文者が力を極めて漢の詔勅を模して作りたるものなるべし。對句、句中對を用ひたる處など、六朝文としては上出来なれど、上皇の初めの想像には中らず、事實として見れば、破綻のみ多し、若し神武帝の時に文章學を奨励されて新く進歩したるならば、兩儀の文學は退歩したるか。奈良朝以後は文章學を奨励されたる結果に於て、林に詔文はこれに似たる修潤を極め、雅句を統る體例となるは、天子の體格なるを以てなり、されど餘り辭藻を登くにより、抽象的となりて、華多く實少

き發見せざる本也。續紀以降、文體三代實錄となれば、他の必要あるにより、文體を其體に歴史に編入し、於て、文筆より觀れば、退歩して、まづ、結構したる體なれど、事實は却て、まづ、たしかになれり、律、令、格式、符、宣抄など、并せて講究すれば、大に古文書學の知識を養成すべし。之に反して、書紀の文は美なるほど實少し、例へば日本武尊信濃の歸路を叙して、是國也、山高谷幽、翠嶽高重、人倚柱而難升、巖嶮危紆、長峯數千、馬頓轡而不進、の聯句は、賦體の美文にて、歴史には通せず、後に文章生の書きたる公文の中に、まづ、此様の辭句あるを見る、皆美文に馴れたるものとす。書紀の文を修飾したるもの甚だしきものは、雄略紀に、

乃使人於市邊押磐皇子、陽期校獵、勸遊郊野、曰、近江狹々、城山君韓發言、今於近江、來田、綿、蚊、屋、野、豬、鹿、多有、其、鹿、角、類、枯、樹、末、其、聚、脚、如、弱、木、林、呼、吸、氣、息、似、於、朝、霧、願、與、皇、子、孟、冬、作、陰、冬、月、寒、風、肅、殺、之、晨、將、遣、遙、於、郊、野、聊、娛、情、以、購、射、市、邊、押、磐、皇、子、乃、隨、馳、獵、於、是、大、泊、瀨、天、皇、擊、弓、驟、馬、而、陽、呼、曰、豬、有、即、射、殺、市、邊、押、磐、皇、子、

是は古事記に、自茲以後、穢薄之佐々、紀山君之祖名韓發、白、淡海之久多綿之蚊屋野

多在猶度其立足者如秋原樹葉角者如枯樹此時市邊之忍齒玉案行儀海云云とあり、其原語を敷衍して西京賦の孟冬作陰寒風蕭殺の句を取夾へ賦體の華文を摸したるにて、天武帝以來の修史館にてはかゝる文の競争に幾き年月を送り、其中には往々に懸賞文にてもあるかと思はれて陳隋時代の歴史を全く襲用して、歴代の詔書を補ふたる處を見出す、無用の粧飾と謂べし。

法王帝説は法隆寺の僧相慶が著にて、書紀の成らぬ以前の古書と認む、其文は最古の文書として貴重すべし、此に類により當時の文例に一二節を舉ぐ。

池邊天皇居穴太部間人王出於履戸之時忽産生上宮王王命幼少聰敏有智至長大之時一時聞入人之白言面辨其理又聞一知入故號曰豐聰入耳命池邊天皇其太子皇德王甚愛念之令住宮南上大殿故號上宮王也
上宮王師高麗慈法師王命能悟深解常住五種佛性之理明法華三車權實二智人之經通達權學不思議解脫之宗且知經部薩婆多兩家之辨亦知三玄五經之旨並照天來地理之遺即遺法華經疏七卷號曰上宮御製疏太子所問之義師有所不通太子夜夢見金人來教不解之義太子寤後即解之乃以傳於師師亦領解如是之事非一二

耳、
是は通文の書き様にて亦雅文にも適用すべき普通の文にて、文中は構目あり、文理を得たり。後節の王命能悟以下。の分は僧徒の雅文にして、對句の調にて教旨を抽象したる六朝様とす。總て佛僧は偈讚などに詩賦の句を造りて教旨を抽象し、理會し難き所に深意を寓するなり、文學者の詩歌も亦然り、其場合に非ずしてかゝる句調を用うれば浮華の文となる、凡て文句の解しがたきは却て巧を弄びたる所にあるものなり。

○第十九節 古代の假名文。

時代の違ひたる文書を読めば解釋し難きは、畢竟は言語調子の異なるによる、故に尋常に平叙したる文よりも、修飾し抽象したる文ほど猶更解しがたし、換言すれば、其事の在のまゝに書たる古文書よりも、文句を修飾したる紀記の文が解取がたき理なり。然るに假名文を讀慣たる人は漢文をよしなへて解しにくしといひ、紀

よりも記の文を事實を得たる儘に附ふは、全く反對の考へなり。古事記の序に盡
以音連者事趣更長といへり、是は漢字の訓にては其語に含みたる事趣の深長なる
所を譯されぬにより、原語のまゝに音假名を連ねて假名交りの漢文を書くといへ
るなり、深長なる意味を含みたる古語こそ、的にも解しにくきを表するものなれ。
尤も實事的の活動語ならば、當時の寫實なるを以て、深く闡究する價值あれど、此の
如き語に限りて必ず形容的抽象的の華詞なるものなり、看よ、紀の正文には其矛盾
滴瀝之潮凝成一島名之曰磯取盧島と記したるに、記には、鹽こをろくに盡鳴而引
上時自其矛末垂落之鹽累積成島、是のころ島と、是だけの假名語を加へたるは全
く文のあやばで、歌じみたる趣きの深長なるまでなり、事實に於ても何も益する所は
なし。又長き文段を擧れば、

紀の十書に故磐長姫大懸而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生、見、亦壽、有、御、磐石
常存、今、既、不、能、惟、弟、獨、身、御、故、其、生、見、必、如、木、華、之、壽、哉、と、五十言の文を、
記には、大山津彥神因返石長比賣、而太耻、白送、實、我、之、女、二、並、立、奉、由、濃、使、石、長、比
賣者、天神御子之命、雖、雪、零、風、吹、如、石、而、常、堅、不、動、坐、亦、使、木、花、之、佐、久、夜、比、賣、者、如、木

花之榮榮、坐、うけひて、貢進、此、令、返、石、長、比、賣、而、獨、留、木、花、之、佐、久、夜、比、賣、故、天、神、御、子
之、御、壽、者、木、花、之、あ、ま、ひ、の、み、坐、故、是、以、至、于、今、天、皇、命、等、之、御、命、不、長、也、と、百、二十
餘字に書延へたり、

二書は事實に小異あれど、其言は略同じ、磐石常存と常堅不動とは、ときはにかき
はにの譯なり、詛は、うけひの譯なり、移落は、あまひのみの譯なり、譯字の當否はいづ
れか是なるや知らねど、さして得失もなし。元來これは歌詞の思想にて、古語をつ
らねたる處に古趣を存すれど、實は姫の名が石と夜となるより思ひ出て、文をあや
どりたるまでにて、趣味として味ふもさして益もなし。大抵記の文に音字を連ね
たる處は此類にて、詩歌としては趣味のあらんも、事實に於ては其效少し、但古語の
其まゝなるを以て、目にも耳にもむつかしく思はるゝまでなり。

漢字の義訓を普通に人の記憶したる後の世となりては、音假名よりも訓の假名
を填めたるが、字數を減じて眉目にも明かに、意味を早く見取るも便ある故に、純國
語の和歌を書くにも、萬葉假名を用ゐるとに移り行けり、萬葉假名は即ち毎句を假
名交りの漢文になして、成だけ訓の假名を填むる書様にし、古事記の文と異なるな

し。まして國語を主用する必用のなき通用文には、官府體の漢文を以て事實を直寫する方が實際に便利なり、事務を取扱ふ人に意味深長なる文句を弄びて玩味する閑暇あらんや。古文書は其時代に於る習用の語を以て平易に書たる文なれど、其さへ時代の移るに従ふて讀取りがたき文句の多きに、若し萬葉の如くに眞假名を交へてあるならば、如何ばかり讀取がたからん、又音假名のみにて古語を綴りたるならば、紀記に載たる歌詞の如く疑義は百出すべし。然かのみならず、數多の同音ある漢字より、單に音を假りて、以呂波仁保、また伊漏者爾褒と書き、又訓を假りて、胃羽于火、また膽葉丹穗などと、種々の假名を思ひ／＼に用ゐるは、如何ばかり不便を感じたらん。正倉院文書に天平比のものと覺ゆる假名文一二紙あり、行草を交へたる字體にて、我輩は何事をつらねたる文なるや、意味を讀取るあたはず、左に其一を擧ぐ。

メ和可夜之奈比乃可波利尔波於你末之末頭羊美奈美乃末知奈流奴乎字氣る
 乾你以□都可佐乃比之伊布之可流□由惠尔尔利字氣牟比止良久流末毛太之
 米工末都利伊和う米末末布曰仍称爲毛伊太佐牟之可毛己乃波古美於可乎毛乃

夜布可流可由惠尔波夜久末可利太末布曰之於你己可つ可佐奈毛氣奈改此乃
 太食太可比己乃波尔氣都流

是にて知べし、整頓したる漢字を綴る漢文の格あるに、其雜多なる字形を假り、音と訓とを交へ、眞行草を混じ、國訛りを文に寫さんとするは、明に向ひながら闇に却歩するものなり。

平假名片假名の發明は、奈良朝の萬葉時代に假名の苦難なる經驗を通過し、平安京の初めに成出たるものと思はるゝ。世俗に片假名は吉備眞備の五十音に始まり、平假名の以呂波歌は出雲假名とよび、僧空海の作と言習はしたれど、覺束なし。片假名は經典の傍訓に用ゐたる音の略標ならん、其は字形の左へ斜になりたるにて推察さるゝ、因て奈良平安の交より傳はる佛經に注意したれど、未だ其證は見出さず、されど此字を本文に書つらねては、字形をなさず、故に、余は斷然と傍訓の用として、本文に用ゐるを廢したり、今は世人も多くは之を廢したり。平假名は既に日本文字となりたりとして然るべく、大に便益を與へたれど、其字體は以呂波歌だけ一定したれど、假名文には早くより音訓を取交て用ゐる習はせにて、字體のまらま

ちなるは、猶奈良時代の不便を遺留せり。片假名も足利氏の初めまで字形は一定せず、紅葉山に存する卜部兼夏が寫本書紀の傍訓は、ニをルに、フを禾に、マをアに、テを子に、サを二に、メをメに、ミをアに、ヌを爪に作れり、吉備公の五十音には如何なる字形を用ゐたるにや、今の類從本にては證し難し。

純假名文は前述の如き困難のあるを以て、早き時代より少し漢字を記慮すれば、輒ち漢文を習ひたるに相違なし、假名を必要とする文も、古事記體、萬葉體に綴るとになりたるは、漸々と漢文に近寄たる傾きなり。此外に宣命文といふ一種の文體あり、是は漢語の格によらずして、全く國語の格にて漢字を綴るものにて、古代の語調を其まゝに寫すに必要なり。其書き様は、訓の假名を大字に書し、音假名を小字に書して語尾を綴るものなり、訓と音と紛れぬを以て、眉目に明かにして好し、今の漢語交りの假名文は其一層進化したるものと謂べし。

宣命文は、上古に中臣部が誦したる天津諱詞、太神詞の遺法と謂ものもあり、古宗敎の詩歌にて口傳さるゝは、日本の神道に限らず、西洋のドルイド敎も亦詩歌にて文字に記さず口傳したりといふ、即ち諱辭なり。是を宣命文體に寫すは、必ず漢字

の甘苦を経たる後の思付ならんずんば、あらず、加茂真淵は出雲國造の神壽辭は舒明天皇の朝にあらはれ、大祓辭は天智天武の頃に作りたるならんといへりと。大祓は柿本人麻呂の修潤を経るとの説あり、其浮華なるは必ず後の歌人の潤筆なるべし、其他延喜式に載る祝詞には却て古き文のあるべし、敏達帝の殯に蘇我馬子物部守屋の詩(しのびごと)も、文に寫しなば宣命體に適するものなるべし。持統帝の即位に神祇伯中臣大島が中臣壽詞を讀しとを記す、台記別記に載たる康治元年大嘗會の中臣壽詞の前文は是なるべし、左に録す。

現御神止大八島國所知食須大倭根子天皇我御前仁天神乃壽詞遠稱辭定奉瓦久止申須。

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天八百萬乃神等遠集皆賜天皇孫尊波高天原仁事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平久所知食天都高御座仁御座天都御膳遠長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穗遠平久安久由庭仁所知食止事依志奉氏天降坐之後中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕氏天忍雲根尊遠天乃二上仁奉上氏神漏岐神漏美命乃前仁受給里申仁皇御孫尊乃

御膳都水、波宇都志國、乃水戸天都水、立奉止中、事教給仁依、天忍雲根命、天乃浮雲仁乘、天乃二上仁上坐、玉櫛、刺立、自夕日至朝日照、天都詔、戸乃太詔、刀言、以氏告、如此告、波麻知、波弱、菲仁由都五百、篋生出、自其下、天乃八井出、此、持氏、天都水止、所聞食止、事依奉文。

如此奉志、任仁所聞食、須瑞穗、邊四國、卜部等太兆、仁卜事、持氏奉留、悠紀仁近江國野洲郡、主基仁丹波國氷上郡、以下略す。

高天原仁より事依奉支までが壽詞にて、前後は時の祭主となる神祇官にて書添る文なるべく、此は神祇大副大中臣清親の稱辭なり、中の中臣壽詞は家に傳はる古辭にて、中臣大島が讀たるものなるべし。大島は天武帝の修史官となり、筆を執りて帝紀を書たる人なれば、或は其筆に成たる壽詞ならんか、文中に、の分は事實を記したれど、他は古語の調を模したる虚文にて、事實はさして歴史としての價なし。但古き語調を後世にて摸寫するは難きとなるを以て、國文家は諄辭宣命文を重んずるなり、中臣祓は最も稱美さるゝ長文にて、筆力の逞じき書方なるは、却て時代の降るを徴さるゝ、此壽詞などが原料となりて、敷衍されたるにて、語調詞華は應

しけれども、上古の事蹟を釋ねんとすれば失望する程に價値はなし。

文武天皇の持統天皇の禪を受けて即位の時には、中臣壽詞を讀まずして宣命詔を發せられたり、是を朝廷の大儀に宣命詔ある起りとす、其文は續紀に載せたり、左の如し。

詔 現御神止大八島國所知 天皇大命止 詔大命乎、集侍、皇子等王臣等百官人等天下公民等諸聞食止詔、高天原尔事始而遠 天皇祖御世中今至、天皇御子之阿禮坐平彌繼繼母大八島國將知次止、天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨、聞看來、此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知、倭根子天皇命授賜比、食賜布貴支、高支廣支、厚支大命乎、受賜利恐坐、此乃食國天下乎、調賜比、平賜比、天下乃公民乎、惠賜比、撫賜、奈母隨神所思、行止、久 詔 天皇大命乎、諸聞食止詔、是以百官人等四方食國乎、治奉止、任賜、留國國幸等、尔至、天皇朝廷敷賜、行賜、留國法乎、過犯事無、久明支、淨支直支、誠之心、以而御稱、稱而緩息、事無務、結而仕奉止、詔大命乎、諸聞食止詔、故尔如此之狀乎、聞食悟而、歎將仕奉人者、其仕奉、其狀隨品、品讚賜

上賜治將賜詔天皇大命乎諸聞食止詔

是は神に告る文にはあらず、王公諸臣百官國司への詔なるに、公文の常式を用ゐず、宣命體を用ゐられたり、此の如き儀式的の詔に漢文を模して抽象的に辭をつらぬるよりも、國語の古調にて宣るは中々に優るが如し。文武帝は皇孫珂瑠皇子と申奉りて、持統帝世を治ろしめし、御母元明帝と共に養育し給ひ、橘三千代といふ有名な婦人保母となり、歴代の中に女權の盛んなる時代なれば、或は婦人の望みに出たるにやあらん。元明帝の即位詔も宣命なり、元正帝は漢文なり、光明皇后の冊立は宣命なり、又公文にも宣命體あり、猶後に詳述すべし。

第六章 天平年間の勅書。

○第二十節 聖武帝の親勅及び古文書と國史と、抵觸。

漢字漢文の教習が律令の撰定に催されて發達したる趨勢は前章に述たるが如しと雖も、當時の文書は傳らず、只勅封の力によつて東大寺の正倉院に大寶二年以

後の帳簿及び之に屬する解由十餘卷を存ず、前章に抄録したるは其一斑なり、是を見ても文筆の進みは通用文書を作りて官私の事務を辨ずるに餘りあるを知らん。養老に律令定まれり、國史も成れり、聖武帝の天平より始めて普通の文書の存ずるを見る、蓋し其以前より官府の往復に漢文を用ゐると久しと雖も、盡く散佚したるにて、正倉院は東大寺建立によりて建られたるに、其以前の文書まで保存されたるは幸と謂べし。因て此にまづ東大寺建立にかゝる勅書より始めて、當時の文書を脱く緒を挑ぐべし。

勅旨

封伍仟戸

右奉入造東大寺料、其造

寺事了之後、登仟戸者用

修理破壞料、肆仟戸者用

供養十方三寶料、永年莫

勅

東大寺封伍仟戸

右平城宮御宇後、

太上天皇皇帝皇太

后、以去天平勝寶二年

二月廿二日、專自參向於

勳以爲福田、伏願以此无盡
之財寶、因施无相之如來、普
度无邊之有情、欲證无餘
之極果

天平勝寶元年

平城宮御宇太上天皇法名勝滿

藤原皇太后法名

今帝法名隆基

右は宸筆勅書と稱するものなり、余の
閱したる保井田忠友氏の影寫十冊中
には漏たり、史海第五卷の編寫に據て
舉ぐ、東大寺銅版詔書にも之あり、就は
後に具す、

九〇

東大寺永用件封入寺
家訖、而遣寺了儀、種々
用事、未宜分明、因茲今追
議定如左
營造脩理塔寺精舍分
壹仟戶
供養三寶并常住僧分
貳仟戶
官家脩行諸佛事分貳
仟戶

天平寶字四年七月廿三日

太師從一位藤原惠美朝臣

縹紙に縹紙、供養損無形、久安四年改替筆、
本縹紙外題云、勅書云々

是を東大寺の創建されたる勅書の原本とす、續日本紀に據れば、天平二十一年二
月丁巳^(廿四)陸奥國始貢黄金。夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御廬舍那佛像前殿、北面
對像、皇后太子並侍焉云々。丁未^(十四)天皇幸東大寺云々。改天平二十一年爲天平感
寶元年、黄金の發見に因てなり。五月に閏あり、秋七月甲午、皇太子受禪、改感寶爲勝
寶元年、時に御年三十三なり、宸筆勅書は此より以降五ヶ月の間に賜ひたるものと
なす、十二月丁亥^(廿七)天皇、太上天皇、太后、同行幸東大寺、施東大寺封四千戶、奴百人、婢
百人とある、其日の事なるべし、然るに五千と四千との相異あり、此に古文書學に於
て慎重の考を要するとあり。

下なる天平寶字四年の勅に勝寶二年二月廿一日件の封を寺に入るとの明文あ
れど、續紀には二月壬午、益大倭金光明寺封三千五百戶、通前五千戶とありて、行幸の
事を記せず、前年十二月丁亥に行幸施封を記したれど、四千戶と書し、東大寺と書し
あるに、此には三千五百戶と書し、金光明寺の原名を書す、彼是參差として吻合せず、
何れを是とすべしか、頗る難問なり。通例古文書と歴史と突合ぬときは古文書を

確實と定むれど、事によりて斟酌なかるべからず、官の文書を原料としたる勅撰史に勅裁にかゝる重事を記録したるは、最も信すべき條項とす、されど又正倉院に勅封にて保存されたる勅書ならば、露も疑ひあるべからず、然し之を参照すれば互に同じからざるを如何にせん。村尾元融の續紀考證は、東大寺銅版詔書に據り、寶字の勅文を擧て、當時東大寺封五千戸明矣、但銅版詔書元年所賜、豫曰五千戸者、蓋後白追刻時所改増也と辨ぜり、銅版を追刻のとき改増したるものなるか、然らば宸筆勅書は後人の改竄摸造したるものといふなり。寶字の勅は、全面に天皇御璽を朱捺し、紛れもなきものなり、勝實の勅は影寫を見ず、其書式を見るに、元年の下に、月日もなく、太上天皇太后今帝と御連名あるも、寶字の勅と順序違へり、且これは太上天皇の勅書なれば、太上天皇御璽を捺しあるにや、禪位の後に上皇の璽あることを聞かず、定めて璽は捺せざるならん、即ち宸筆勅書たる所なるか。若し普通の寺に此の如く書式に違ひ、國史に合ざる勅書を傳へたるならば、古文書學に於て眞ならずとして捨るべし、されど勅封の中に贋勅書の混入すべきに非ざれば、いよ／＼比類罕なる聖武帝の親勅と信受すべきにぞ。

さて眞偽の校合は右の辨にて足る、後勅と續紀と互に吻合せざるは何の故なるやといへば、遺は尋常の箋釋校訂の外にざる情由の子細もあるとなり。何となれば、天皇にても、攝關にても、長官にても、主權者として主務者の手を經ざることを專斷に事を施行すれば、必ず其事の纏れを生ず、故に如何なる威權の強き人にてても、決して專決即行する事は爲さざるなり、此理由に明かなれば、法式の完からぬ宸筆勅書の官の文書と抵觸すとて怪むに足らざるを知るなり。蓋し勝實元年十二月廿七日上皇の天皇太后と東大寺へ行幸の時に、造寺料五千戸を奉入する旨を僧都良辨等へ仰あり、其坐に於て宸筆を以て此勅書を賜はり、後に大臣橘諸兄等へ特旨を傳へられ、五千戸とは是までの千戸に四千戸の加封と恩食したるに、太政官の案内を檢すれば、東大寺は大倭國總國分金光明寺にて、以前に封五百戸あるとを檢出し、三千五百戸の加封となることを勘し、歳暮年始の儀式などすみたる後に、順序の手續を經て、二月下旬に施行されたるに因て、其月の史には金光明寺の名にて確數を録しある所なり。國史の前後に其數の吻合せず、後勅に種々用事未宜分明とあるなど、皆宸筆勅書を賜はりたるより生じたる事にて、其間官府の交渉は讀史者の疑義より

も譯しかりしならん。事務に嫻れぬ長官が事務の順序を踏ずして事を決行し、後日の迷惑を引起すとは、古文書の所証上にも、今の實務上にも、毎々あるとなれば、學者諒知しむかんを要す。

古文書は古史の誤傳疎漏を破毀する力ありと雖も、亦偽作の混雜するものなるを以て、此によく／＼鑿證を用ひざるべからず。右に辨じたる如きは正に其好き適例とす、正しき文書と、正しき歴史と、相吻合せざる場合に於ては、平心にいづれも確實なるものと信じて、其疏解を求むれば自ら妥當の理由を發見するを得べし。されど此勅書は勅封といふ疑念の萌を折るものあるを以て、破毀するとなくて專意に其説を鈎求する力を生ずれど、若しかゝる勅書を普通の寺に藏しあるならば、假令慎重に眞本を檢するとも、只その料紙、筆蹟、墨色等の鑿證に達したる人の信念を動すに止まりて、其缺點は掩はれず、必ず疑似の中に埋了されん、是古文書學の難き所なり。故に疑は發明の端といふと雖も、疑念を執着することなく、理解を求むべき要點を求めて氷釋せんと肝要なり、猶後に端にふれて説とあるべし。

○第二十一節 聖武帝の勅書及び御遺物。

前に擧たる宸筆勅書より以前に東大寺に賜はりたる聖武天皇の勅書あり、其は十大寺に賜はりたる勅書にて、其一を遠江國榛原郡相良の平田寺に藏する世に有名なる古文書なり、此に之を擧げて東大寺のものと異同を對校し示すべし。

書式は原本に従へども、排行は文長きを以て此冊の罪のまゝに書寫む、是も無論全面に天皇御墨を朱捺したる正式の勅書なり、大臣府郡自署は大字を用う。

綿伍佰匹 綿壹阡屯 布壹阡端

稻壹拾万束 墾田地壹佰町

以前捧上件物、以花嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說、悉令盡竟、遠限日月、窮未來際、敬納彼寺、永爲學分、依此發願、大上天皇沙彌勝滿、諸佛擁護、法藥熏質、万病消除、壽命延長、一切所願、皆使滿足、合法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道。

復誓、其後代有、不道之主、邪賊之臣、若犯若破、障而不行者、是人必得、破辱十方三世。

諸佛菩薩一切賢聖之罪終當落大地獄無數劫中永無出離須十方一切諸天梵王
帝釋四天大王天龍八部金剛密跡護法護塔大善神王及普天率土有大威力天神
地祇七廟尊靈并佐命立功大臣將軍之靈等共起大禍永滅子孫若不犯觸敬懃行
者世世累福紹隆子孫共出塵城早登覺岸。

勅

天平國寶元年閏五月廿日

奉 勅

正一位行左大臣兼大宰帥橘宿禰諸兄

右大臣從二位藤原朝臣豐成

大僧都法師行信

是は續紀に癸丑詔捨大安藥師元興興福東大五寺云とある其一なり法隆寺以下は施物の數減ず狩谷掖齋曰蓋是所賜於大安寺格廢後藏于此也と平田寺は其末寺にや。東大寺銅版詔書も粗ぼこれに同じ但敬納彼寺永爲學分を敬納彼三寶分に作り續紀に今故以茲寶物敬捨諸寺所冀に作るは太政官への

詔文なるべし成佛道の下に以代代國王爲我權越若我寺興復天下興復若我寺衰廢天下衰廢の廿七字あり後段の梵王を梵天に作り以下十六字なし大威を勢威に作り之靈の之なし斯く改むれば東大寺への勅文なり。

此は聖武帝の勅なり太上天皇沙彌勝滿とあれば此時已に上皇なれども此勅は上皇の發願なると明白なり。續紀考證などは七月甲午皇太子受禪天皇御出家と諸書にあるを以て此勅を追書ならんと謀は取捨を誤れり。蓋し帝は二月廿四日廬舍那佛前にて捨身しやがて上皇となり此勅を發せられ三日の後藥師寺宮に遷御あり皇太子受禪式は七月に行はれ其日に御剃髮なされたり其式のなき間はしばし空位の理なれど天皇御璽は上皇の宸裁に用ゐたると此勅が即ち證據なり。

東大寺の境内地界は勝寶八年に定まれり其勅定並に圖は正倉院に存す此に并せて其文書を擧げよ。

東大寺圖

奉勅七箇定三界

四至

北一堺青川川上高峯 二堺梅本横峯

三堺鳴川北横峯并梅谷

東四堺馬勝坂又外政所東峯

五堺内合并津谷

南六堺仙房并御笠山口七堺寺園

西八堺興福寺乾角

九堺野馬道并富羽北坂合

右箇堺 勅定如件

天平勝寶八歲六月九日

大僧都良弁 □少辨從五位下小野朝臣田守

治部大輔正五位下 □□王

造 □司長官正五位下佐伯宿禰

大倭國介從五位下播美朝臣

此境内は奈良の東北方一里餘の山を包み、南は御笠山にて春日社と分界せり、今は興福寺乾角に本寺の大佛を存するのみ。

隨心院文書に、同月十二日に賜はりたる勅書を藏す、并せ録して、參

勅 (全面に天皇御璽を朱捺す)

奉入東大寺官宅及田園等

五條六坊園葛木寺以東

地肆坊坊別一町二段廿四步

四至 東少道 南大道 四少道并葛木寺

北少道并大安寺園

倉參宇

檜皮葺甲倉一宇 長一丈八尺三寸 廣一丈六尺

古文書學 第六章 天平年間の勅書 第二十一節 聖武帝の勅書及び御遺物

草蓆板倉二字

一字	長二丈八尺一寸	廣二丈六尺
一字	高長一丈六尺一寸	廣二丈六尺
一字	高長一丈六尺六寸	廣二丈五尺

100

以前奉去五月廿五日 勅所入如件

天平勝實八歲六月十二日

從二位大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麿

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左馬監賀茂朝臣角足

從五位下紫微少忠葛木連戶主

五月に聖武天皇崩し、良辨は不豫の日に晝夜勤勞したるを以て大僧都に拜す、是は其翌月の事にて、東大寺を帝室の檀越に定められたる最初の國葬なれば、色々の

宿捨ありたる文書の内なり、この十二日の勅書のみ何の子細ありて隨心院に藏したるにや、其故を知らず。

七月に帝の遺物を東大寺を始め十八箇寺に獻ぜられたり、其一の勅書は法隆寺文書に存ず、此これを類舉す。

獻法隆寺

御帶壹條 紫膜斑犀角、金銅裏、鉸具、以碧施一御

御刀子壹口 大沈香把、斑竹鞘、金銀莊口及鞘、口尾以金

御刀子壹口 犀角把、白牙鞘、金銀莊口、及鞘、口尾以金飾

御刀子壹口 犀角把、金銀莊口、水牛角鞘、白組係

青香口拾節

右並盛漆草箱又盛紅綠縹地高麗錦、淺綠鶯縹裏、袋又綠地高麗錦、

綠縹裏、靶敷机又羅夾縹單靶覆、尺八寸長、六綠綾帶貳條結束、帶長一

奉、今月八日 勅、前件並是

先帝既葬之珍内可供擬之物各分數種隨獻金光明等十八寺宜令常置佛前長爲供養所願用此書因奉資冥助早遊十聖普濟三塗然後鳴鑿花藏之宮歸住涅槃之岸

天平勝寶八歲七月八日

從二位行大納言兼紫微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麿

從三位中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣永手

從四位上行紫微少弼兼武藏守巨萬朝臣福信

紫微大忠正五位下兼左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足

從五位上行紫微少忠葛木連戶主

文中にある如く同時に東大寺にも獻せらる彼は聖武帝御發願にて代々國王の檀越なれば勅封にて保存されたり是も亦其比準にて他の王公貴戚の獻納と共に寺の實財帳に登録して嚴重に保存されたるべし。五件の御物に注したる文を見て後醍醐家は莊は色莊（註）莊殿（註）の莊にて莊と同義なり綱は錦文にて元明帝紀に染

作（註）暈和色（註）而獻之とある其染色なり後に纏網とも書くなど尋ずなるは博古家は亦是に據りて古の刀子と後の短刀合口（註）との異同を證し倭錦唐錦と高麗錦との綴法を考ふならん。古文書が種々の稽古に證明を與ふる効は甚だ多しみな古文書學の範圍内に包むと雖も此學の主とする所はかく離離たるに精力を用うるに止るを本意とせず更に活潑なる社會の現象に於て史學の概括力を用うる材料に供せんと余の希望なるにぞ。

○第二十二節 古代の財産を辨ず。

古文書の現存したるは帳簿類に於て大寶二年の戸籍あり文書類に於て天平年中の公文あり是を最古の原本となす因て古文書を説く發端として其中より勅書六通を前節に類舉したり。是みな諸大寺へ寄附されたる簡短なる文にしてさして國家の大綱にかゝる事とも覺えぬ様なれど兎も角も至尊の勅書なり敬畏すべき珍重すべきものとす。よく熟看すれば決して細小なる賜與とは覺えず此文面

に含みたる権能より、後年に至り社會に風雲洶湧を起して、餘多の至要なる文書を
 簇生し、政治の變化を生ずる機を伏したるものなり。されば此に研究を加ふる淺
 深によりて、將來無數なる歴代の文書を觀察する知識を啓發し、古文書學をなすの
 基礎を立るに、偏竟なる發端を得たりと思量するにぞ、いざ是より其研究の緒を挑
 げん。

第一に擧たる親勅は封戸の定めなり、次に威寶の勅書は祿物及び墾田の寄附な
 り、みな其數たる寡少にあらず、而して寺境の地も帝都良位の山を占有す、最後の御
 物は貴しと雖も關係は較小なり、亦寺の資財となるものとす。之を統るに六通の
 勅書の裏面には數萬町の地と、數十萬口の民とありて、以て産業生活を託し、國家財
 源の増損に關すれば、其影響により地方制度の變化を生じ、藤原氏の權勢となり、武
 家の權勢となり、領家地頭の爭論となり、遂に室町時代の兵亂となりたる、千餘年間
 の歴史と文書とは、此中に自ら原動力の伏在するを見出さるべからず。

今や國家立法の根基は生命財産の保護にあるは、昔人了解する所ならん、古代と
 ても其理に漏れず。今の財産は不動産動産の二に分たる、古の財産は田宅に人民

を并せたるをいふ、文書にては所領といふなり。其人民が勞力にて田宅より引出
 す産物を、當時は租庸調の名目にて領主より收納したりしに、だん／＼と種々の理
 由にて廢削を加へしに因て、制規を變化し、徵收の名目は甚だ繁し、文書にては總て
 之を所務と云。天平の比は通用錢の創まりし最初なり、租庸調を收納すれば、其地
 に倉を建て、藏めたり、因ていづれの地にも官の米倉、布帛倉、酒倉、雜物倉、錢倉あり、
 これを時々の命令に應じて取出して臣民に給與す、之を祿物といへり、後に至り錢
 の使用弘まり、文書には米錢の給與のみの様に移りゆけり。是等の物品を受納し、
 或は其給與にて得たる製造品を家々の富となし、應用され、保藏さるゝ、之を資財と
 いふ。總て田宅資財は古代の財産なり、古文書の多分は其給與、讓受、契約、沽賣、及び
 争訟、公驗につき、證券として保存されたるものとす、故に古文書學をなすには田宅
 資財について其變化沿革の大概を瞭知し、或は文句の講究よりも最も緊要なり、
 故に最初にまづこれを略述し、おくべし。

封戸墾田等の大意は、國史を讀たらん人は普通に熟知したるべき最要の語なれ
 ど、是までの學者は財理を疎にする士氣質に、普天王土率土王臣の時を理想として

歴史を憶測するに因て、田地の事は根柢より誤解したれば、爰に贅辨を費しむかざるを得ず。封戸とは、課戸を與へて其口分田の收入を取得せしむる名稱なり、賦役令に封戸皆以課戸充、調庸全給、其田租爲二分、一分入官、一分給主とある、國郡司に於て公田の收入より封戸の數に従ひ半租を扣除して、其餘を封主に給與するものにて、田地に司宰を置くの勞なくして所得を受る便あり、頗る動産の性質あり。墾田とは、まだ田籍に登録されぬ荒地を受け、開墾して私田となすものなり、是は其土の人民に限り許可さるゝ定法とす、田令に其官人於所部界内有空閑地、願佃者任聽營種、替解之日還公とある、養解に若以土人任爲國司并郡司及百姓等營種者即永爲私田とあれば、墾田は永く私有地となるものにて、全く不動産なり。以上は甚だ見易き事なれど、猶舊學者は漫然たる理想に牽れて、自らこれを理會し難くなしたり、論じ開きて先入の迷霧を霽しむかざるべからず。

彼が普天率土の理想は臣民に私有地なしと妄信せり、因て公田私田の辨別さへたゞず、古來の家領莊園はみな破法の曲事と思へるにより、文書は闇になりたり。又財理に疎きを以て、法令の實行を德義のみに判斷し、替解之日還公の令文を見れ

ば、國司の墾田は滿任には還して歸京すると思へり、迂疎も亦甚だし。元來京官が國司を経て昇進するとを競求したるは、此墾田を得て家の身代を富すが主となる目的にて、替解までには其地に於て子を生子、或は養子をなし、令條の還公を免るゝ方は種々あり、故に世を経るに従ひて國々に私田を増加し、或は買入し、或は沽却し、種々に轉傳して、一方には又姓氏の混亂となり、古文書上の爭論となりたり。

班田に就ても迂疎なる迷説は毎々聞ところにて、班田及び租庸調は隋唐の制を摸したる空文にて、實際には行はざりしならんと疑ふもの多し、彼等は班田を猶金錢の勘定をなすが如くに、六年に一度づゝ全國の戸口を數へて田地を授受すと思へり、迂闊の至りなり。元來土地の平方積を町段畝に等差するは、帳簿上の打算を便にするにあり、必ず此數に合せて地割をなすためには非ず、平野の陸田ならば名實に合せらる地もあれど、水田には逆も行はるべからず、まして口分法の男は二段、女は三分一などの差に合はせて地割のできざるとは、田地を所有したる人の明かに了悉するとなり。

班田は國郡司が税帳に付込みて租庸調の勘きをなす算率と心得べし、是は公田

を良家に給與する割合にて、其餘を佃作地となす、佃作の地子は收穫の五分一に及ぶ、主税式に、上田の穫稻は町に五百束、廿五地子百束卅五なるに、班田を給されたる租は僅に廿二束一斗一斗にて、其外に庸調を少々納むるにすぎず、即ち家祿として收穫を給與さるゝ譯なり。故に例へば十町の田産を耕作する良家にて、其内五町は公田五町は私田なれば、公田の收穫百廿五斛より二十五斛の地子を納むべきなれど、其家族六口女男三家人奴婢十五口ありて、口分田二町を班ちたるとして、二斛二斗の租を收め、残り三町に七斛五斗の地子を收め、合計九斛七斗を公納させ、残り百十五斛三斗を所得となす、私田五町には私田の課率にて徵收す、此の如く年々郡司國廳に於て打算し、主計司に納帳するを班田の勘定とす、固り全國に行はれたり、其は古文書に證すれば明白なり。

人類は利慾の熱にて運動する動物なり、故に社會の裏面は利慾の競争市場と謂とも、歴史の現象に於て決して誤りたる觀察にあらず、而して古文書は其證左となりものとする。宗教の信念は幽闇を戒慎する力あり、夫さへも猶其競争の機械なるが如き觀をなすなり、まして國家的の世教にて社會の慾熱を滅するを得んや、宗教

世教の理想は表皮の色相にして、妍豔ともに脂肪の作用にすぎず、若し皮肉に入りて其骨髓を究むれば、粧飾はすべて壞了するなり。古文書學にて歴史の骨髓を窺はるゝは、其文書の多分は財産の關係より書綴りたるものなるに由る、故に財産の原山を究め、くは尤も此學の大綱となす、是より同じ天平比の文書によりて猶封戸墾田及び資財の實際を證明せん。

第七章 天平封戸墾田の公文。

○第廿三節 封戸の文書。

封戸墾田は古の不動産にして、貴族社寺の富貴を保つ基本財産なれば、此二語について其源委を審究し、當時土地戸口の政規は如何なる定めにて、之を國郡司に於て如何に支配したるや、之を分配されたる領主は其所得を如何して取納したるや、一と通りを了知し、かざれば、古文書に對して根本的に見解は立ざるべし。是を知るには、國史もあり、令格もあれど、眞の證據となるものは古文書とす、幸に正倉院

文書に大寶より天平までの戸籍、田籍、租帳、解由等、數十卷あり、又其收納する資財の遺ひ捌きより生じたる公文も餘多ありて、勅封の力に因て今に保存されたるは、爾後の世まで他の文書には得難きものとす。故にまづ之を尋釋する端緒として、封戸にかゝる文書より、其二三を擧ぐん。

遠江國の輸租帳に

濱名郡 依式造天平十二年輸租帳事 (全面に遠江國印を朱捺す)

合郡内管田總壹仟捌拾陸町壹段壹伯肆拾伍步

貳伯貳拾柒町肆段柒拾壹步不堪佃荒畑

壹伯貳拾柒町陸拾步四分

壹拾陸町陸段貳伯參拾陸步墾田

捌拾參町柒段壹伯參拾伍步乘田

捌伯伍拾捌町柒段柒拾肆步堪佃

伍町陸段壹伯參拾參步不輸租

肆段放生田

陸段公麻田

參町驛起田

壹町陸段壹伯參拾參步入田

柒伯伍拾玖町肆段貳伯壹拾陸步應輸租

陸町郡司職田

柒伯伍拾參町肆段貳伯壹拾陸步口分

玖拾參町陸段捌拾伍步應輸地子

陸町關郡司職田

壹町射田

捌拾陸町陸段捌拾伍步乘田

合受田戸柒伯伍拾戸壹伯貳拾伍戸神戸 壹伯壹拾戸封

口伍仟參伯柒拾壹人貳仟參伯捌拾伍人男 壹拾柒人奴 貳仟玖伯肆拾伍人女 貳拾肆人婢

壹伯捌拾柒戸損五分以上

古文書學 第七章 天平封戸墾田の公文 第二十三節 封戸の文書

參伯陸拾漆戸損四分以下

壹伯玖拾六月全得

合應輸租壹萬壹仟參伯玖拾壹東玖把

貳伯參拾參町陸段貳伯肆拾步損五分以上見不輸 肆拾參町陸段神戶 參拾捌町封 壹伯肆拾漆町捌段貳伯肆拾步官

壹伯貳拾漆町參段參伯參拾陸步損

壹伯陸町貳段貳伯陸拾肆步得

肆伯壹拾町捌段損四分以下半輸 陸拾參町貳段神戶 捌拾町封 貳伯伍拾漆町陸段官

壹伯貳拾肆町漆段貳伯壹拾陸步損 貳拾貳町貳段壹伯肆拾肆步神戶 貳拾伍町參段壹伯肆拾肆步封

陸拾參町壹段貳伯 捌拾捌步官

貳伯捌拾陸町壹伯肆拾肆步得 伍拾町玖段貳伯壹拾陸步神戶 伍拾肆町陸段貳伯壹拾陸步封 壹伯捌拾陸町肆段漆拾貳步官

壹伯壹拾肆町玖段參伯參拾陸步全得 肆拾貳町肆段貳伯肆拾肆步神戶 貳拾壹町捌段貳伯陸拾肆步封 伍拾町陸段壹伯玖拾貳步官

(以下散置して定たからず、官戸の損を列記せり、背疑に 遠江國濱名郡租帳歴 名天平十二年 と記す)

前略す

新居郷官戸壹伯壹拾陸陸拾房戸 (此一郷を舉て例を示す)

口陸伯漆拾漆人 參伯貳拾貳人男 貳人奴 參伯伍拾壹人女 貳人婢

參拾壹戸損五分以上

伍拾參戸損四分以下

貳拾陸戸全得

見管田玖拾漆町貳伯伍拾參歩口分

參拾漆町肆段貳伯肆拾步損五分以上見不輸 貳拾町參段貳伯陸拾肆步損 壹拾漆町參伯參拾陸步得

伍拾參町損四分以下半輸 陸拾陸町伍段得 參拾陸町伍段得

陸町陸段壹拾參歩全得

戸主語部荒馬田玖段壹伯貳拾歩 伍段貳伯壹拾歩遺風損六分

戸主神人部安麻呂戸語部紀麻呂田陸段貳伯肆拾歩 肆段遺風損六分

(以下曆名畧す)

戸主大湯坐部牧夫田壹町壹段壹伯貳拾歩 貳段玖拾陸歩遺風損二分

戸主白髮部得麻呂田壹町 貳段遺風損二分

謹件天平十二年輸租夾名具注如件仍附貢調使介

正六位上大伴宿禰名負申上以解

天平十二年十月廿一日 正六位下行大目吳原忌寸廣根

從五位下守守勳八等百濟王傳大

正六位上行大椽勳十二等掃部宿禰朝集使

正六位上行介勳十二等大伴宿禰名負

從七位下行少目我孫君嶋道

原本に鷗字あり、鷗を忠に歩を變に漆を染に、鷗を鷗に、租を或は租に作る、六朝の習風なるべし、爾を關に關る、今みな正す、但署名は原本に從ふ。

右は郡司の遣りし計帳に國印を捺し、國司連署して上申せし原本の寫しなれば、當時國郡に於て田籍を戶籍に分配して、官府臣民の財産を定めたる、其經濟の大綱は班田法にあるとを證さる。一郡の管する舊田籍を民戶の口數に配分するを口分田とし、其餘剩を墾田乘田とす、墾田は國郡司の開墾營種中の地にて、乘田は口分の剩餘なり、之を應輸地子の田とす。此大別より不堪佃地佃を分つ、不堪佃は事故ありて荒廢し、佃作に堪えざる田なり、中には溝池隄路敷も含むるべし、皆除租地なり。之を差引たる堪佃地を不輸租田、應輸租田、應輸地子田に分つ、不輸租は官

より其租を棄却したる田なり、輸租は前節にいへる薄税を徵して臣民の家産とするもの、輸地子は相當の佃作料を出して耕作するをいふ、今に西國には小作米を加地子といふ處あり。此の如く輸租輸地子の兩様あるを以て、每戶の口數を計へて班田の授受は、租帳の上にて容易に行はる、喻へば少男一人増せば其口分を輸租田に編入れ、若し減ずれば輸地子田に返す、必ずしも田地授受の煩擾をなすに及ばざるなり。受田の戶を神戶封戶官戶に分つ、神戶は神社に附せられたる口分田なり、封戶は前章より問題となしたる社寺貴族の家領にて、半租を給するものなり、其餘を官戶となす、郷戶房戶を分つ、新居郷は房戶多けれど、津築郷は郷戶多し、村住居と町住居との別なるべし。此に大寶二年の戶籍を抄録して、受田戶の口分の明細を示し、以て班田法の全國一般に行はれたるを證せん。

筑前國嶋郡戶籍川邊里

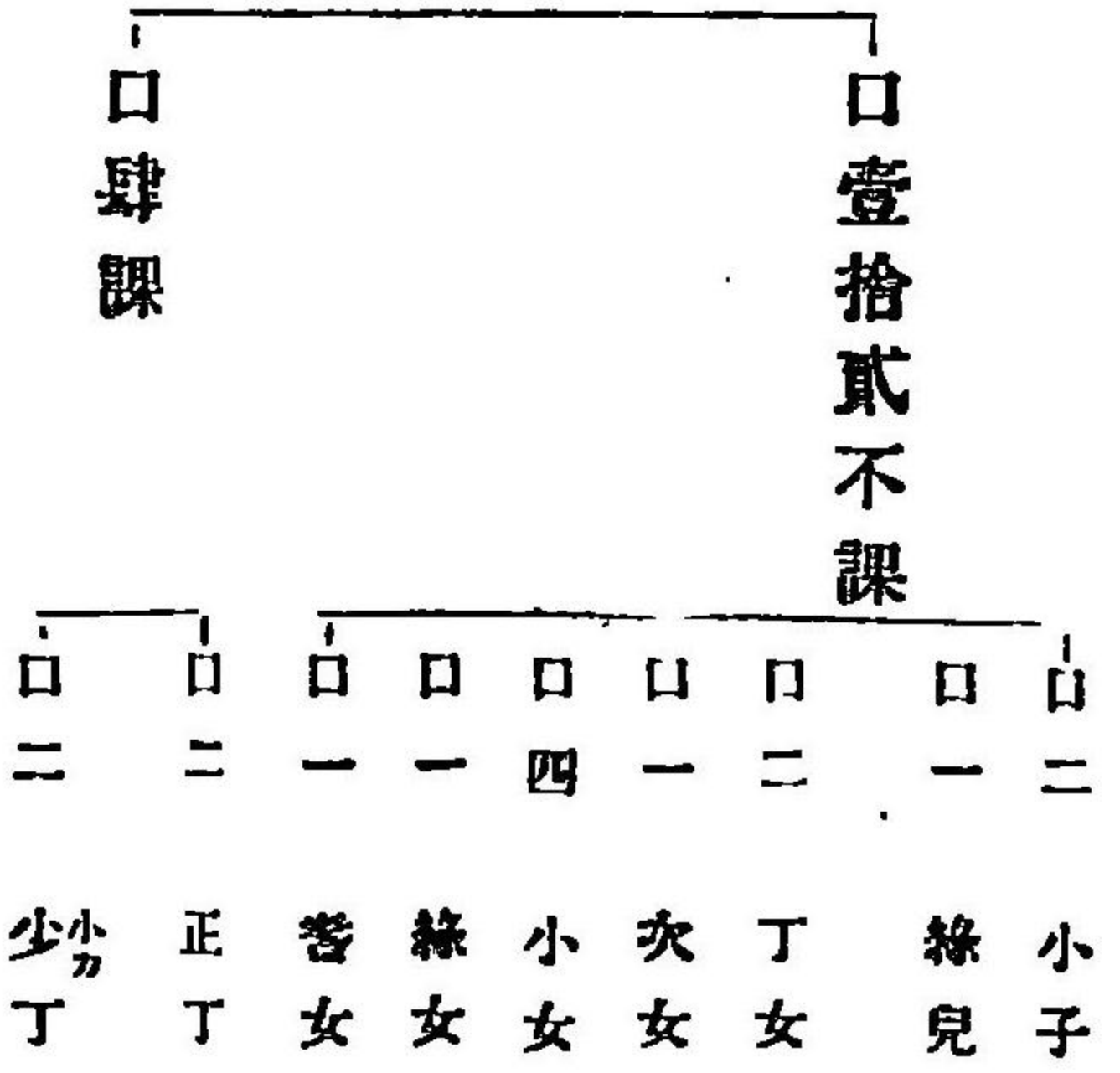
(嶋は後に志麻の二字名に改まる、是も全面に筑前國印を朱捺す、全文は大日本古文書に出づ)

戶主卜部乃母曾年肆拾玖歲
母葛野部伊志賣年漆拾肆歲
妻卜部甫西豆賣年肆拾漆歲

正丁 者女 丁妻

(以下略す)

凡口壹拾陸



(寄口奴婢の多き戸を録す)
備キレテナシ
秦部身賣年參拾捌歲

受田貳町貳段陸拾歩
丁女 寄口

男生部比呂麻呂年伍歲

(以下二人略す)

奴志麻年貳拾陸歲

男奴意富麻呂年貳歲

(以下六人略す)

女婢久我泥賣年拾陸歲

奴許牟麻呂年壹歲

奴神哭年肆拾歲

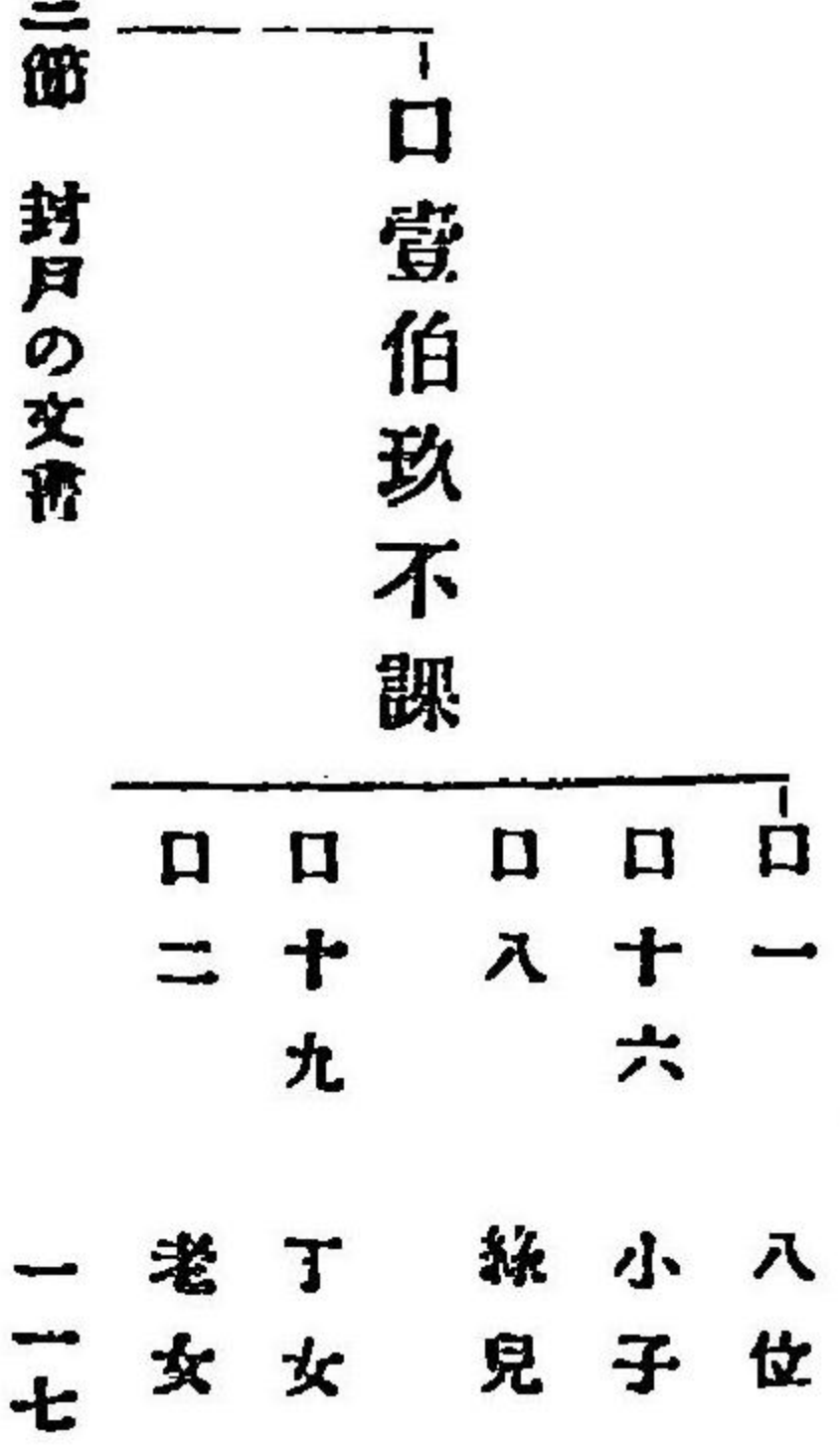
(以下十五人略す)

奴伊志牟良年參拾壹歲

小子

(奴婢には老幼を記せず其要なき故なり)

上件廿八口^七戸主私奴婢



凡口壹伯貳拾肆

口五	次女	一一八
口十二	小女	
口九	妹女	
口十五	奴	
口廿二	婢	
口一	兵士	
口十二	正丁	
口二	小丁	

口壹拾伍課

受田壹拾參町陸段壹伯貳拾步

前の戸主ト部乃母曾は常人なり、常人に寄口奴婢ある戸もあれど少し。
 後の戸主は八位に叙し、其籍は供して姓名家族を知るべからざれど、有位の人なるを以て家族寄口も、奴婢私奴婢も多く、百餘口の戸をなしたり。
 同年の豊前仲津郡丁里戸籍に、戸主勳十一等塔勝俊頼は五十一口の戸をなし、妾二人、妾の男女子四人、寄口七氏三十七人を合せ、奴婢はなし、戸主は正丁課戸と記す、其籍の尾は都合の處より切れてなき故に録せず、戸主の資格につき奴婢をかゝへ、或は妾をおき、其子の處分等は別問題なれば、此には略す。

是にて戸籍を造り、毎戸の口數を計り、課不課を定めて、受田の數を定めたる體例となすべし。太宰府管内は特別制なるに拘はらず、此の如き戸籍ありて班田の跡を存ず、大寶令の全國に實施されたるは固り疑ひを容れず。關東には是と同じき下總國葛飾郡針託郡養老五年の戸籍あり、猶くわしく研究するものは就て檢すべし、帝國大學の編年古書追々刊行さる 爰には相模國の封戸租の解を録して、前の二帳簿と參考の便に供ふ。

相模國司解 申天平七年封戸租事 (圖印を捺す前に同じ)

- 合八郡食封貳拾參處壹仟參伯戸田肆仟壹伯陸拾貳町貳段貳伯玖步不輸租
- 田壹仟貳伯肆拾肆町參段壹伯陸拾壹步見輸租田貳仟玖伯
- 壹拾漆町玖段肆拾捌步租肆萬參仟漆伯陸拾捌束漆把
- 全給拾肆處漆伯戸田貳仟壹伯捌拾貳町貳段壹伯壹拾漆步不輸租田
- 陸伯貳拾町陸段壹伯捌拾玖步見輸租田壹仟伍伯陸拾壹町
- 伍段貳伯捌拾捌步租貳萬參仟肆伯貳拾參束漆把

半給玖處陸伯戶田壹仟玖伯捌拾町玖拾貳步不輸租田陸伯貳拾參

町陸段參伯參拾貳步見輸租田壹仟參伯伍拾陸町參段壹伯貳

拾步租貳萬參肆拾伍束納官一萬一千七百七十二束五把

合全給參萬參仟伍伯玖拾陸束貳把

皇后官食封壹伯戶參伯參拾玖町肆段參伯肆拾漆步不輸租田壹伯貳拾肆

町伍段貳伯伍拾壹步見輸租貳伯壹拾肆玖段玖拾陸步租參仟貳

伯貳拾參束玖把

足下郡垂水郷伍拾戶田壹伯漆拾貳町參段貳伯肆拾步不輸租(中略)租壹

仟玖伯壹拾壹束玖把

餘綾郡中村郷伍拾戶田壹伯陸拾漆町壹段壹伯漆步(中略)租壹仟參伯

拾貳束

一品舍人親王食封參伯戶田捌伯肆拾玖町貳段貳伯肆拾陸步(中略)租捌仟

伍伯壹拾貳束玖把

足上郡岡本郷伍拾戶田壹伯貳拾參町貳伯參拾陸步(中略)租壹仟伍伯

陸拾玖束肆把

足下郡高田郷伍拾戶田壹百陸拾漆町參段貳伯伍拾玖步(中略)租壹仟

捌伯陸拾參束伍把

餘綾郡壹伯伍拾戶田參伯捌拾漆町玖段壹伯肆拾步(中略)

(此間一枚ニテ快す)

尺度郷伍拾戶

(並に主名郡名佚したるを以て略す)

桂原郷伍拾戶

右大臣從二位藤原朝臣食封大住郡中島郷伍拾戶田貳伯壹拾陸町漆段參

伯肆拾貳步不輸田貳拾漆町肆段貳伯貳拾貳步(以下快す)

前キレテナシ貳拾步租貳仟捌伯肆拾束納官一千四百束

從三位山形女王食封御浦郡走水郷伍拾戶田壹伯壹拾捌町肆段漆拾陸步

(中略)租壹仟參伯陸拾漆束納官六百八十三束五把

從三位鈴鹿王食封高座郡土甘郷伍拾戶田壹伯漆拾捌町陸段參伯伍拾參

步(中略)租壹仟壹伯漆拾陸束陸把納主五百八十八束三把

從四位下檢前女王食封御浦郡水蛭郷肆拾戸田壹伯玖町漆段壹伯伍拾參

步(中略)租壹仟壹伯參束納官五百五十一束五把

從四位下三島王食封大住郡埵取郷伍拾戸田壹伯漆拾捌町貳段參伯捌步

(中略)租壹仟玖伯肆拾參束肆把納官九百七十一束七把

從四位下高田王食封鎌倉郡鎌倉郷參拾戸田壹伯參拾伍町壹伯玖步(中略)

租一千伍伯漆拾捌束納官七百八十九束

大官寺食封高座郡壹伯戸田參伯肆拾伍町玖段參伯壹步不輸租田貳伯貳

拾肆丁以下切レテナン

(此同佚す)

附運調使史生大初位上王善德進上以解

天平七年閏十一月十日正八位下行省秦伊美吉三田次

從五位上行守勳十二等田口朝臣朝集使

正六位上行掾勳十二等酒波人磨

正六位上行介勳十二等粟田朝臣堅石

正七位上行大目田邊史廣山

此一巻殘闕し殊に大官寺食封の下文を佚して本題の證に満足せざ

れども、外に此類の解なきを以て録す。但し藤原朝臣の封は必ず全給なるべく、大官寺は其叙次の最後にあるを以て、半給玖處の一なると疑ひなし、封租全給は和銅七年舍人親王より始まれり。此文書にも此體の字ありと漢名郡輸租帳に同じ今正す。

此證例に據れば、封戸の租は其田の良否にて不輸租を扣除するにより、同じ五十戸にても、貳千束に近きあり、千二百束に及ばぬあり、高田王鎌倉の封は三十戸にて千六百束近き處もあれど、平均千六百束斛八十と概算すれば、五千戸の封戸は平均米八千斛の租にて、封主は其半を收納し、并せて庸調を全納すれば、随分莫大なる寺祿を宸筆勅書にて寄進ありたるものとす。

猶又文書の傳はらぬ以前に遡り、國史に據りて封戸の由來を略述し、古文書學に於て歴史と文書とを對較する一例となさん。書紀に大化二年正月朔の改新之詔を載たる條々の其一に曰く、罷昔天皇等所立子代之民、處處屯倉、及別臣、連、伴、造、園、造、村、首、所有、部、曲、之、民、處處田莊、仍賜食封、大夫以上、各有差降、以布帛賜官人、百姓、有差、②とある。是も抄録の古文書と見るべし、即ち封戸の起りなり。前の漢名郡輸

租帳に合郡内管田の町數に奮と注しあるは、蓋し此詔を出されたる後に子代、屯倉部、曲田莊を按檢して田籍に登録したる數なるべし。濱名湖の西北七里許に亘れる郡の管田が僅千町餘にて、七百五十戸、五千餘口にすぎざるは、蓋し東大寺の封戸を録したる帳なればなり、全郡の戸口は無論倍蓰の多きを知るべし。

大化の改新詔は撰定の律令を施行する準備のためにて、上古より沿習し、成てまぢく支配したる子代、屯倉部、曲田莊を一規の班田法に改めて封戸及び祿物を給するとなりたる財政の進歩とす。大寶養老の戸籍を見るに、毎戸の姓氏は大抵某部と稱ずる子代伴部の民にて、まゝ、姓戸を具したる臣連の家あり、兵となりたる者は兵士と記す、以て良民とは士なるを知べし。此外に家人奴婢の賤民にて、官籍に上り官戸となる資格なきもの夥多し、是等はみな班田を受けず、地子を出して佃作する、其外に莫大の田籍に登らぬ土地あるべし、後世の地頭家人は是より起りたり。古文書學をなすもの、先以て是だけの事は瞭悉し、かざるべからず、是より墾田を證せん。

○第廿四節 墾田の文書。

墾田は私田にて即ち私領地となるものなり、古來の貴族、神社、及び國縣主には私領地を有する甚だ廣し、是までは普天王土の理想にて、これ前詔の田莊に含みたる地とし、盡く罷られたると看做す人多し、甚しき謬解なり。法は既往に上らず、まして貴族政治の時代に於ては、法を既往に上せ、家領を收むるとは爲し能はざるなり。大化元年八月改新の最初に、東國等國司に詔して、方今始將修萬國、凡國家所有公民、大小所領人衆、汝等之任、皆作戶籍、及按田畝、其園池、水陸之利、與百姓俱とあり。國家所有公民は名代子代の民をいひ、大小所領人衆は部曲の民をいふ、園池水陸之利は田籍に上らぬ荒地、林野の墾田となるものなり。其月寺司等と寺主をめし、諸寺を巡行して僧尼奴婢田畝の實を驗せしむ、是も班田封戸のためにて、奴婢は官より寄附され、定法にて使ふものをいふ、前節八位の戸主の奴婢を參照田畝も私田には及ばざるなり。九月使者を諸國に遣して民の元數せしむ、其詔に、

自古以降、每天皇時、置標代民、垂名於後、其臣連等、伴造國造、各置己民、恣情驅使。又割國縣、山海、林野、池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼并數萬頃田、或者全無容針少地。及進調賦時、其臣連伴造等、先自收歛、然後分進、修治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作。易曰、損上益下、節以制度、不傷財害民、方今百姓猶乏、而有勢者、分割水陸、賣與百姓、年索其價、從今以後、不得賣地、勿妄作主、兼并劣弱。

前なるは名代の民に己に民を以て私使する公私混合を正すの旨意にて、翌年正月朔の詔を以て食封に改まり、封戸の民を賜ふて其半租を給し、其調庸は全給する制度に定まりたるなり。後なるは前詔の園池水陸之利與百姓俱の旨意を承て、分割水陸、即ち山海林野池田なり、賣與百姓、年索其價が如き、甚だしき買占を停止されたるにて、然も從今以後とあれば、是さへ既往には上らざりしなり。然るに田莊を罷るの文を見て、古來の莊園は總て大化の改新にて廢し、爾後の怠政により、莊園の占有は興れりとの空想をなすは、殆ど眼目なきものと謂べし。田莊は田所（たところ）また租所と訓み、領主の領地差配所にて、官の屯倉に同じ、近く數年の後、白雉元年正月に、白雀見于一寺田莊とあるにも心付ざるにや、莊園墾田を有すれば、田莊に其司を遣は

しよかざるを得ず、即ち差配人の事務所なり。

前節に擧たる濱名郡輸租帳にある墾田は、不堪佃の一種にて、僅の町歩なり、是は舊田籍を造るとき、此種目を以て郡の管田に編入したる分なるべし、平田寺文書の天平感寶の勅にて寄進ありたる墾田地は、是と別なり。墾田地は田令に所部界内有空閑地（あきあな）とある（第廿二節）其地にて、園池水陸之利與百姓俱とあるものなり、大化以後も國家の富源は開墾にあり、大化の詔にて有勢者の兼并私賣を停止し、國司郡司住民に割與へ、務めて百姓に利を享せんと、田令にも著はされ、其公平なる旨は洵に美なり。されど利益の競争には公平を誘惑する、魔力の存するものなり。開墾は資力の乏しくて遂げ得られぬ虚隙を打て、王公諸臣貴僧が相結託し、此途に富の競争を爲したる跡は、養老定令比の歴史にも既に暴露したると、少し注意すれば自ら知らる、古文書に徴すればいよく明白なり。

前章の天平感寶閏月に十一大寺へ寄捨の墾田は、僅に百町なれど、其以前に寄捨されたる分は尙多くあり、七月に至り、諸寺の墾田地を大倭國、國分金光明寺は四千

町元興寺は二千町、大安薬師、興福、法華、諸國、國分、金光明寺は寺別千町と制限されたり、是も事實は行はれたるにや。東大寺即ち大徳國の墾田地は莫大なるものにて、伊賀、越前、越中、因幡、出雲等の帳簿は正倉院に現存す、其中より證例に、天平神護二年、越前國解と、同三年、民部省牒との二を舉べし。越前國解は田地の明細目録七八十張に及ぶ大冊なれば、目録は略して具狀のみを全録す。

(端キレテナシ、前略ス)

●一改正田事

合田肆拾壹町陸段伍拾歩目録略す、内國分金光明寺田所注今改正七町二百六十四歩、佐味入磨更兼取寺田二町一段七十二歩、みな丹生郡樟原村の田なり
右檢案内、件田地以去天平三年七月廿六日、國司介正六位上大藏伊吉美石村、椽正七位上坂合宿祢葛木磨省從八位上林連上磨等、判給丹生郡岡本郷戸主佐味公入磨等已訖、然不爲墾開。是依天平感寶元年四月一日、詔書、國司守從五位下粟田朝臣奈勢磨椽從六位上大伴宿祢潔足等、以同年閏五月四日、占東大寺家田地已訖、比年之間、寺家墾開成田、然後依入磨等訴訟、以天平寶字二年八月

十七日、國司守從五位上佐伯宿祢美濃磨椽正六位上内真人魚磨等、偏隨前公驗復判、給入磨等、仍以天平寶字三年、檢寺田使造寺司判官外從五位下上毛野公真人等、論佃荒野、寺家墾開成田、何賑給他人者、即入磨申云、寺家墾開、功力者、以稻壹仟貳拾貳束將進上者、至今未進、賣入國分金光明寺、以天平寶字五年、付圖田籍、加以更寺田貳町壹段陸拾貳歩、己田云、妨不佃荒之、今國司等勘覆、入磨有、新墾前國司判已似不理、因茲今改爲東大寺田者。

(者はテイレメと讀む、後同じ)

(其二へつゝ)

此具狀を見れば、目録の地は大化の詔に水陸之利與百姓俱、及び田令の所部界内空閑地、願佃者聽營種の旨により、國內の豪族へ墾田として割渡されたるに、十八年間墾開の實舉らずとて、引上げて東大寺の墾田となしたるなり、此處分の事實正當なるや否は研究を要す。其後東大寺家に於て墾開して、田をなしつゝあるも、盡く闢きたるに非ざるは他の證例にて知らるゝ、十年を経て、次の國司が入磨の訴訟を受理し、取返して復判給したるも、亦理由の有となるべし。然るに翌年寺家より檢寺田使に依りて之を論糾し、遂に開墾費五拾斛餘を出さしめたるも、果して正當な

るにや。入磨が其稻を納れず、直に國分寺に賣て法衣の下に蔽はれたるは、寺家の勢力強きを避る手段と思はる、是は寶字五年に復國司の交替となり、再判して入磨を奸となし、東大寺田と定めたる具狀にて、財産の競争なれば、あながち勝訴の判文として必ず正當の理とは證し難し、後世に下りて此に類する訴訟は古文書の常として見るとなり。

世には王朝の盛時に國司領が律令を遵守したる間は、諸國みな治安に營生して、めてたき御世の様に思ふならん、決して左様なるものにあらず。大化以後より權門勢家社寺は富を墾田に競争して、國司の怠廢となり、莊園の占領となれり、其原由は文書の初見に於て、此判文あり、古文書學をなす者まづ記憶しおくべし。

(其二承前)

足羽郡合田貳拾壹町貳伯玖拾步(目錄略す、百姓墾田三町一段十一歩、船王墾田八段二百八十八歩、田邊來女墾田十一町十七歩、其他は百姓口分田改正なり)

右檢案内、上件田地、依去天平咸寶元年四月一日、詔書、國司守從五位下粟田朝臣奈勢磨、椽從六位上大伴宿禰潔足等、以同年閏五月四日、占東大寺田地已

訖(以上前)、然、寺家、占後、百姓等、私治、開、寺地、爲己、墾田、今勘問、百姓申云、誤治、寺地、無更所申、己等所治、進上、寺家、伏辨、已訖、亦船王、并右京四條一坊、戶主從七位上上毛野公與磨、戶口田邊來女等、治開、寺地、爲己、墾田、依有罪人、友儻、沒官、是實、寺家所、占界内、仍改正、寺田、亦以天平寶字四年、按田驛使正五位上石上朝臣與繼等、寺家所開、不注、寺田、只注、今新之田、即入、公田、之目錄、數、申官、已訖、仍以天平寶字五年、班田之日、授百姓、口分、并所注、公田、今改張、並爲、寺家田、已訖、但百姓口分、代者、以、乘田、替授之。
(其三へつゝ)

百姓は前述節十八の如く有姓の家なると、此目錄に忌部牧人、戶口墾野於斐、太、戶口秦前田磨、足羽熊毛、戶口同淨成女、墾など、注するを以て證すべし。左京人の戶口が當郡の墾田を開きたるは、寺家佃作の名義なるべし、罪人の友黨なるに依て沒官とあるは、墾開の私田にても罪ある者は大罪ならざるも沒收する法なるとを證す。所開の田を校して新田となし、以て公田に注入し、寺家の開きたるとして寺田に改めたり、之を見れば、百姓の墾田は校田使より公田に登記され、寺家のみは私田と

して所有するにありしなり、以て百姓が寺家の衣下に蔽はるゝ情弊の多きを
知る。末文百姓口分代の目録に、右京三條三坊戸主三國真人磯乘之男賣入寺家訖、
而未付寺名、今依前券改正寺田、又た堀江郷戸主別五百依戸口同長島、以天平勝實七
歲立國司、判券賣入寺家訖、而天平實字五年田圖所注乘田、今依前券改正寺田など、
注しある、以て賣買によりても混雜を生じたるを證す、猶次節に説くべし。

(其三)

●一相替百姓口分田并買墾田事

合田伍拾貳町漆段壹伯漆拾漆步(目錄略す、足羽郡に二十一町二百九十二步坂井郡に三
十町九段百步其餘は丹生郡の田なり)

右寺田堺内、元來犬牙百姓口分墾田、彼是零落臨耕營時、寺家不便、百姓不安、
今就便宜、其口分田者、以寺家田相替墾田者、充寺稻價、直所買、具件如前、以爲
寺田已訖。(元の字、原本のまゝ)

串方村田參町貳段壹伯肆拾肆步 百姓墾田買者

西北四條十七串方里卅一葦原田下壹町 (以下六行略す)

右元是荒墓郷、戸主高橋連安床、戸口同繩麻呂、墾田、以去天平勝實九歲三月

廿日賣、与左京六條二坊戸主從七位上間人宿柵鶴養、戸口正八位下間人宿
柵鷹養、以天平實字八年二月九日、從鷹養手買得寺家、然圖田籍帳、誤付繩磨
之名、加以券文、注坊、与天平實字五年田圖勘檢所違坊、令實錄改正寺田已訖。

●一足羽郡大領正六位上生江臣東人所進墾田漆町壹段參伯伍拾肆步

板倉壹間長二丈五尺 在丹生郡水成村六人部淨成家

右足羽郡道守村田中、犬牙墾田、便進、功德分已訖。

以前被太政官去八月廿六日符符、得東大寺鎮三綱等牒、稱越前國田使僧勝緯
狀云、去天平實字五年、巡察使并國司等、割取寺家雜色供分之田、給百姓等、又雖
乞溝堰處、无所判許、加以郡司、伯姓等、捉打寺田、使堀塞、寺溝堰、水不通、荒地不少、
者、今鎮三綱等具注申狀、牒上如前、望請依前圖券勘定、虛實若有誤、給伯姓、更收、
返入寺家、改正圖籍、並充溝堰、永得无損者、官判依請、仍差少寺主傳燈、進守法
師承天、造寺司判官、外從五位下美努連與磨等、充使發遣、國宰、承知、灌狀、施行者、
謹依符旨施行、具件如前、仍具事狀、即付與磨等、申上謹解。

天平神護二年十月廿七日從七位下行大目大宅朝臣

參議從四位下守右大辨兼行守藤原朝臣在京

正六位上行掾佐味朝臣吉備万呂

從五位下行介多治比真人長野

正七位上行少目大部直入部

從五位上守近衛少將兼行員外少卿實祿牛養

正八位守近衛員外將曹兼行員外少目後朝臣大朝使

檢田使

少寺主傳燈進守法師承天

少都維那僧慚教

知田事傳燈進守住位僧勝位

造寺司判官外從五位下美努連奧磨

卒師造寺司史生正八位上凡直判磨

其二の具狀に、口分代者以乘田替授之とあり、其三の具狀に口分田者以寺田相替、
壘田者充寺稻價直所買とあるにて、公田私田の差別を判すべし。公田は口分を以
て班授されたる地なれば、私有の性質なき故に、官の班授したる剩餘の公田(即乘田)
に替へて、其口分田を私田(即壘田)の性質になして替授け、壘田は永代私有なるを以
て、稻を以て賣買するを得るなり。其三次の具狀に、越前管内人の壘田を奈良左京

人に賣與し、轉賣して東大寺の買得となりたるに據れば、天平勝實の比は既に他管
より私田を買有すると公然と行はれ、田令に壘田は國司交替して歸るときに還公
する條の空文となると早し。其三終の具狀に、郡領寄進の地を功德分となすとあ
り、其一其二にも郡領寄進田を目錄に注せり、寺社領には公課薄く、保護嚴なるを以
て、漸々とかゝる功德分を増加し、終には寺社領より有力の大名を出す様になりゆ
きたり。

此帳簿一冊を熟覽しても、天平より天平勝實比までに、貴族大寺が私田の占有を
競争し、種々の名義にて田地の性質を變易し、公田の減じて私田の増加する端緒を
歴々と見らるゝ。殊に田地の賣買に公驗を誤授して、記入の後數年を経過し、既に
轉得して復清理すべからざるに至り、因て文書の湧出する原因とはなりたり、故を
以て古文書學をなすには、其源頭たる奈良朝の文書、即ち正倉院の當時の文書に就
て證しおくは、最も緊要なる考究とす。翌三年の民部省牒は此解と相證明するに
最要の文書なるを以て、次に之を擧ぐ。

民部省藤東大寺三綱所

伊賀國

合田壹町漆段陸拾伍步

阿拜郡一町一百廿五步

伊賀郡六段三百步

右田元公田然百姓好爲己墾田立券進寺其時國司等不隸勘檢券文判許加以天平廿年勝寶六年計田國司等不檢天平元年十一年合二歲圖爲百姓墾田也以後天平寶字二年□□國司守正六位上六人部連佐藤麻呂依先圖收爲公田也天平寶字五年巡察□石川豐麻呂所勘亦同之

越前國

合地肆拾陸町玖段參百參拾步

未開十三町□段二百二步

見開卅三□二段一百廿八步既荒

屋二間

倉三間已上在足羽郡田邊來實墾并屋舍

右得國解備件來女墾田寺地有傍相接尤甚地勢一院溝堰同用若有他交每事不安望請一爲寺地全得苗實仍具事狀謹請官裁者

合田壹伯町

寺田一町二段百廿四步

百姓口分田八十九町九段一百卅步

百姓墾田八町八段九十六步已上坂井郡故大領外正六位上品治部公

右得國解備去天平勝寶九歲坂井郡故大領外正六位上品治部公廣耳所進田一百町從元零落彼此秋收不便因茲當授田時論可相喚由國司守惠美薩雄答云被太師宣莫相換東大寺田者國依宣旨遂無聽許今檢田籍海邊百姓遠陸置口分寺田交潮傍相換无損各有便益而使并國司輒不得施行望請廣耳所進班給百姓其代聚爲寺田仍具錄事狀謹請官裁者

越中國

合寺田限給百姓口分壹拾町肆段貳伯陸拾步

古文書學 第七章 天平封戶墾田の公文 第廿四節 類田の文書

成戸莊九段二百步

須加莊一町一段一百廿步

枅口莊八町三段三百步

公田誤割充寺壹拾肆町漆段壹伯貳拾捌步

鹿田莊新應堀溝地一處長九十丈 深二尺 廣四尺

應損公田一百廿步

牒被太政官今月六日符傳被左大臣同月五日宣傳奉勅檢東大寺田使少寺主傳燈進寺師承天造□□判官外從五位下美努連奧麻呂請田者並依奏者省空承知依勅施行者符下件園等已畢仍錄事狀牒々至准狀以悞

天平神護三年二月廿八日

「原下ノ一畫缺ケ一點ナ存メ」

正六位下行大錄三田毗登安麻呂
正六位上行少丞大伴宿祢中主

田邊來女の墾田郡領所進の地及び公田を墾田に誤授する等みな前の解文と參考して公私田の紛更を生じたる原因を察すべし。

莊園は古文書の發生する墾田なるに是までの學説は草萊に付したるを以て、たび古文書に目を注げば其原因に就て疑問を湧出し若し浪に意見を植れば根株に頼みて其説の成立を失ふ概あるべし。此牒の末件に莊名を注記しあるを以て、遡りて莊園の由來を辨じよべし。

莊園の事は前に畧説したる如く大化の詔に罷處處田莊の句の誤解より草萊は滋生せり田莊の語は崇峻紀の分大連奴半與宅賜大寺田莊を始見とすれど宅莊は互稱にて其以前に雄略紀の葛城園が奉獻葛城宅七區も田莊なり莊と稱するは百濟より來るかと思ふ別宅の義より轉用したるなり。崇峻紀には田莊を田所と訓み持統紀の飛鳥皇女田莊にはナリドコロと訓めりナリは物成モノナリの成なるべし宅地支配所は即ち租稅支配所なればなり。大化の改新は務めて諸國の未開地を其國の住人に與へて利を興すの旨意なれど京師の繁昌は王公諸臣の利益競争を高め、ますく山澤を占有すると増長し慶雲二年の詔に所賜地實止二二畝由是踰峰跨山以爲境界云の語あるに至りぬ。其詔出たる後は競求の熾みたるも覺へず、養老六年に至り委所司差發人夫開墾膏沃之地良田百萬町云々と驚くべき詔出て、

貴族社寺相和して懸田を占取し、諸國に莊地を湧出するに至りたるは、此牒を一體となすべし。東寺文書延久二年弘福寺注進に、甲賀郡依智香賀兩莊大寶以前、本願佐佐名實天皇諱御施入也とあるにて、莊園の所領は古代より繼續したることを證する。莊には領家より莊司を差派す、正倉院文書の天平神護二年七月越前江沼郡幡生莊使解に、莊司僧漸敬僧行珣と署し、同日入坂井郡溝江莊所使解に、佀使僧漸敬僧行珣と署す、莊所、莊使、莊司等の名口は早きとだけは畧證さるゝ、即ち田所なり、くわしきとは此學にて發揮あらんを望む。

此に擧たる兩公文は、前の國解は節録なれど、後の省牒は全文なり、年代は較下りたれど、最古の文書に於て始見の公文なれば、まづ官府文體を熟詳しおくべし、此文書に常用する字の例を摘記せん。

件は、今に習用してクダんと訓み、此くといふ意味の如く用うると、既に此時代より習用せる六朝の官府語にて、條若くは行ヤクの義にて、くだりの意なり、六書故に物別也、又名件、條、件、俗號物數曰若干件と解し、明清の官府文には其意味にのみ用う。前章四節の職移、職解に、并寫紙如件、注狀以解は、寫紙件の如しと讀み、前記の條件と

の義と見るべし、前には解し易き様に件の注狀の如しと讀み、きたり、前解に件、田地、上件、田地、此牒に件、來女、墾田、亦同く前に注記したる條件を指す、並に同じ讀方にて通ずれど、末文の下件、國等は、明清の官府文にては下該國と書く場合なり、此には全くクダンの國の意に用ゐたるものとす。

僞は、曰と訓み、一字句の意にて讀べし、僞は稱の本字なり。稱は銓と訓じ、稱の本字なりしに、後世に稱は僞に借用して、稱の字を製して替たり、日本の官府文に僞を用うるは六朝時代の習ひを存じたる正字なり。

者は、普通の假名にて、語調の疾徐に止まりて意味なし、無ても妨げなき輕き字なり、當時日本文の習癖として、者をばに、之をしに代用したるあり、無てすむ冗字なり、例へば書紀に夜者若燦火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之の如く、官府文に右者、然者の如き是なり。斯く輕き字なれど、公文の中に一事の結に用ゐ、テイレバと訓む場合には、意味頗る重し、如此と上文を押へて然ればと下文を起す、過度の字にして、論理を見捌くに緊要の點なり。

此省牒の前文は符句、僞句、……宣句、僞句と二段に敍下し、請田句、者句、並依、奏句

者句、施行句者句と又二段に承て結びたり、凡そ官府の公文は是を普通の文體となし、時には三段四段にもなりたるあり、傳字者(テイレン)字を眼目となす、三代格符宣抄などを熟看して心得べくべし。仍は因と訓すれど、本義は其ままによるの意あり、雅文には常に用ゐぬ字なれど、通用文には因の場合に通用し、多くは結尾に用うる習はせとなれり、仍狀如件の如し、此時代より既に起りたり。

○第廿五節 賣買地の立券公驗。

大化の詔に從今以後不得賣地前節を參考の二句にて、天下の私地賣買を停止されたりと謂もの多れど、かゝる社會必要の事が果して實行されたるにや、其結果の甚だ覺束なきとは、財理に通ずる者の大疑問なり、されど從來の讀史者は理想の當然として怪まざりき。國史眼に之を私に土地を賣買するを禁ずとして、下に人民貴賤の別、土地私賣の禁は、國家政治經濟の根柢たり、其後貴族莊園の占有より云、地頭家人土地を賣買せしに、後又之を禁止したりと、徳川氏の勝手賣買禁止をいふて結びたるは余の起草にして、豫め明治地券發行の因を示したり。因て卷七九百〇に

至り、人民に勝手賣買を許し、地券を所有主に與へ云、全國はもと皆王土なり之が領主を立て、輿奪の柄は朝廷に在り、農民は佃作者に過ぎず云、是に至り土地は地主の所有となりたりと敘して、亦此大疑問に針線を通じ、後の史學有識者に深く考究を呼起す微意を存じけり。全國王土とは、大化二年皇太子天智の奏請に、國無二王是故兼并天下、可使萬民者唯天皇耳の句に據る、此理論は實に近世學者の思想を支配し、其結果にて明治の初めに諸藩の版籍奉還となりたり、余が歐洲歷聘の比、各國の學者はみな其實效を懷疑したりしに、歸朝の時は既に地券を發行され、全國の王土を一紙の詔も、一片の官令もなく、惟大藏省發行の地券にて臣民の所有となり、忽ち佃作者に地主の權利を得たるに、所有者は恬然として慶喜の色もなかりしは、洵に奇怪と謂べき事なり。果して大化の詔奏が此時に消滅し、國家社會の財産に大變化を生じたるならば、學界に論波を騰起すべき歴史の顯象なれど、是も亦冷淡に打過したるは、沃土の民は法理財理に迂疎との一語にて括すべき歎、此に史學の研究を用うべき荒野甚だ廣漠なり。

まづ大化の詔に立還りて考究すべし。不得賣地とは、是まで分割したる水陸の

私地を百姓に賣與へて年年其價を索むるを得ず、換言すれば荒地を其まゝ百姓に開墾させ、地主の權を以て地代を徵收するを得ずとの意にして、必ず地主に開墾を遂げしむる詔旨なり、全國王土なるを以て私地賣買を停止したる意は更になし。太子の奏は、私に部民を使役するをいふ、部民は毎々いふが如く有姓の士にて、朝廷直轄の臣民なり、因て公私混合を正して封戸の制を創むる準備なり、家人奴婢まで王臣の中には含ざるべし。公田あり、官奴婢あり、皆私に對する稱にして、載て令條にあり、私地私民のある是非は此に論ずるを要せず、當時の事實は此の如し。故に大化以後は墾田の分割、即ち私地の制限定まりて、終に田令の文となり、且開墾の成績を督されたるは、前節の越前國解に、佐味入麿が十八年間三任不爲墾開とて、收めて東大寺の占地となしたるにて一證となすべし、又民部省牒に、越前の見開地は四分の一に及びながら既廢と注せるは、其收地を避たるものと思はるゝ。要するに私地あれば賣買なかるべからず、賣買貸借は社會必要の事にて、決して之を禁ずるを得べからず。但土地の分割授受には必ず官の認許を要し、且は賣買權なき公田の濫賣を防ぐ必要あれば、此に立券公驗を與ふるの法起る、之なくて賣買するを勝

手賣買といふ。

土地賣買に公驗を與ふることは、大化以前に有勢者が水陸を分割私地となしたる時より既にあるべし、思ふに成務帝國郡司を設けらる時より既にあるべし、如何となれば政務に於て極必要の事なればなり。明治の始め勝手賣買を許し、土地臺帳と地圖とに據て地券を授受し、公驗の煩を省かれしに、泰西人は不動産を動産に化すると誇れりと聞しが、十餘年にして登記法起れり、其後とても實際に缺點は猶あるべし。故に土地の賣買は、經驗に於て個人の勝手に放任するを得ず、まして古代の財産は版籍のみに憑依すれば、公驗の起りは必ず早かるべし、只文書の徵すべきなきのみ。此に正倉院文書より其事にかゝる解文三を擧ぐ。

小治田藤麻呂解 申立賣買舍宅并墾田等券事 (全面に伊賀國印を朱捺す)

家壹區在阿拜郡新殖郷

板倉漆間

一間長二丈一尺

一間長一丈七尺

一間長一丈六尺

一間長一丈四尺

古文書學 第七卷 天平封戸墾田の公文 第廿五節 賣買地の立券公驗

(別筆)

通入

一四八

阿拜郡司解 申賣買伯姓常地懸田立券事 (全面に阿拜郡印を朱捺す)

合田肆段壹伯捌拾步柘植郷戸主車持首牛麻呂壘田者

付價直貳貳貳拾文二段充五百六十五文

九條三三三三三小川原田壹段今治二段一百八十步

廿六小川原田北西田壹段今治者

右田得買東大寺已訖者依法立券如件仍具注狀以解

天平勝寶三年四月十二日賣人車持首牛麻呂

(別筆)

取券 (狀に得賣とあれど賣人の署名は買人の取券なり)

大領從六位下敢朝臣安万呂 擬主帳稻置代首宮足

國判聽許已訖 (以下伊賀國印四を果捺す)

天平勝寶三年四月十三日從六位上行自勳十二等山部宿祢鳥養

正六位上行守池田朝臣足床

不入先文

(別筆)

以四年三月申了

通入

二通共に賣主の立券に郡司の勘察を訖へ捺印して國廳に呈し、國司の判許を與へたるなり。前節の民部省牒に券文判許とあるは即ち是なり。又越前國解^三に券文注坊とあるは券に注記したる田地の所書^{トコガキ}なり、之を田圖と檢校し、賣買に故障なければ捺印して國へ回す、是を郡司勘察とす。前の賣券は前年十一月に作り、翌年六月に郡印を與へ、勘察に七ヶ月を経たれど、後券は翌日國司判許を與へたるは、勘察済みたる上に取ちく買券なる故なるべし。澄屋は湯屋なるべし、然れば音權なり、汎濫の濫なれば土間の屋をいふか考ふべし。通分の字は、東大寺にて書たる田地の品目なり、天平神護二年伊賀國司東大寺田地檢定の解に、八町九段二百六十八

歩通分とありて、細目に所買と今開とを分注したり。後券の不入先文以下は寺に於て國判の餘白に書入たる文字とす。猶賣買立券の例二通を録す。

柘殖郷長解 申常地賣買墾田立券事 (捺印なし文字は行書)

神田漆段 上限東紀寺田 限西石部大万呂田 下限南京戸政朝臣權万呂田 限北物部廣万呂田

柘殖郷戸主政臣安万呂之賣墾田者 付價錢捌貫 天平勝實三年歲次辛卯年始常地作料 四斛

右墾田買得處元興寺三論衆

以前墾田賣買人依法式立券者如件、仍具錄狀申送、以解、天平勝實元年十一月廿一日郷長桃尾臣井麻呂

(此に印を朱捺す三つ、捺印なるべし)

田主政朝臣安万呂 左手食指

證人 王生少梗 同姓

石部石村

印代万呂

筆取 王生淨足

稅長 石部果安磨

是は賣地の原券となる手實を再郡國へ回す様に賣券前前に舉のけを作り、判許を取て買人に授くる法なるべし。元年の券に三年辛卯の注あるは其年より始まる、常地料と記せるなり、斯く讀べし。

伊賀國司解 申賣買開地立券文事

合地壹拾町 開田四段 限東界 朝宮谷 南界 驛道

過價錢玖貫文

右在阿拜郡柘殖郷左京四條二坊正五位上市原王之地如件、此今爲東大寺家通、買得已訖、仍依式立券、參通、以一通爲國案、以一通爲郡案、以一通付寺家案。

古文書學 第七卷 天平封戸墾田の公文 第廿五節 賣買地の立券公驗

天平實字二年十一月廿八日從六位下行國高屋連朝集俊

正六位上行守六人部連佐婆磨

以上は立券國判の手續にかゝる文書なり、國判は即ち公驗となるもの、從前今後ともに土地の賣買に是だけの順序は經由せざれば必ず違亂を生ず、謂ゆる依法立券又依式立券參通とあるは、大化より遙かに早き時代より習用したる法式なるべし。又公驗と明記しある文書を舉ん。

越前國司判 (全面捺印例の如し)

合高申葦原玖町參段伯肆拾肆步東申方江 西山 北嶺津社 部下坂井郡海郷之地

見開漆町貳段伯肆拾肆步

未開貳町壹段

西北三條十八及田里七足原田分西北角一段 (是は葦の代字なるへし)

十八足原田分北四段 十九足原田一町

廿足原八段未開

廿九足原一町未開

西北四條十八串方里六足原分西四段 五足原田分西一段

七足原田八段分一段一段百番四步 荒基郡戸主高橋連安得戸口同繩麻呂

八足原田一町 九足原田一町

十足原田一町 十一足原田分西七段

十二足原田分西五段 十三足原田九段

十四足原田分東二段 廿四足原田分二段

家登區草屋二間 地登町

價直錢參拾參貫 (文の字なし)

右得部下坂井郡解僞被國去十二月四日符得東大寺三綱康僞前件田地等是左京六條二坊戸主從七位上間人宿祢鶉甘戸口正八位下間人宿祢鷹養田地并家地今以件價買得已畢依例欲立券者郡空承知細勘申國者郡司勘察得實者國依郡解以為公驗 (此文は三條三番を疊用セリ)

天平實字八年二月九日正七位下行大目王敘忠

守從五位下惠美朝臣

正六位上行孫尾張連豐人

外從五位下行介高丘□比良麻呂

正七位下行少目大伴宿祢

公、驗とは賣買を公許したる驗證の義にて、凡て立券を郡司勘察して國に申し、國司判許したる文書を謂なるべし。此國司判文は太政官符を下されたる後の賣買にて、事體重きを以て此の如き文券を作りたるなり、普通の賣買にも必ず別に此類の公驗を作るには非ずと知るべし。

前の柘植郷長解に、付價錢捌貫の下に常地作料一年直米四斛と注しあるは、其田より地主の收納する作料なるべきも、其割には價甚だ安し、或は是大化の詔にある賣與百姓年索其價の習例にて、逆に賣主より價錢八貫を付して、二年目より價直の利として、元興寺より米四斛を拂入るゝ契約にてあるべし。又直稻といふことあり、賣主より郡に請求す、是も其同例に似たり、研究の料に其二通を録す。

岡本郷戸主粟田多比女戸口道守息蟲女解 申進上壘田事

道守(未書)合肆段參拾捌步之中荒三百步 得三段九十八步、請直稻八十五束

西北一條十一上味岡里廿一味岡田分三百步已荒

廿三川相田分西三段九十八步
(注狀なし)

天平神護三年三月二日田主道守臣息蟲女

直請人刑部人上同戸口

上件直稻充既畢

郡目代生江臣長濱

目代生江臣息嶋

道守目代字治連知磨啓

伊何我部廣曆解 申賣買壘田事

道守(同上)合貳町壹段拾陸步

請直稻肆伯陸拾伍束伍把

西北一條十寒江里廿四寒江田七段二百六十步直稻百八十束四把
伊何我部參野壘

古文書學 第七章 天平封戸壘田の公文 卅廿五節 賣買地の立券公驗

廿一寒江田一段二百九十二步直稻廿八束九把

廿二寒江田一段直稻十六束同熊野野

十一上味岡里八味岡田六段直稻百册四束孫同野燒野

廿六味岡田四段百八十步直稻百八束二把同長野野

右壘田賣進於東大寺既畢仍注具狀立券文

歷

天平神護三年二月廿四日外從入位下伊何我部廣曆

上件直稻充既畢

郡目代生江臣長濱

目代生江臣息嶋

進上し賣進し其地より直稻を請求する理はあるべからず此直稻の割合を算するに主税式上田種稻町五百束地子百束廿二冊に比すれば種稻よりも少し必ず田地の賣價には非ず。式の地子に比すれば二倍餘に當る思ふに官定の地子は民間相對の地子より至て薄歛にして相對には種稻五分の二以上の佃作料を充る習はせなる故に寄進者は直稻と稱して其割の稻を地代に取たるならん。前節に舉た

る越前國解に佐味入曆が壘開功力に稻千餘束を寺家に進上すと申立ながら未進にて國分寺に賣たるを法衣の下に蔽はれて東大寺の勢力を避る手段ならんといひおきたり。今此文書を以て参考すれば賣進といふは名義にて實は直稻を收入するを以て自己の所有と異なるなし當時地方の人が壘田の利益を競求したる實際の状況を見るべし。されば京師の王公貴族大社大寺が政權法權に憑依して富を地方に包攬すると又國郡司在廳吏及び有姓の家が各地に在て寺社に結託し富を保護すると迭に相應じて土地を兼并し鄉村の化して莊園となりたる漸は早く天平以前よりの事なるを證せらる。

是を統論するに利慾の熱にて運動する人類社會が競争心の集中する財産市場には詭譎百出して豺狼の牙を磨くが如く尋常の人は耐得る所にあらず因て此に徳義の制裁なるもの起る政治宗教はこれを標識として設るものにして聊か多數人の厭苦を慰釋するに足らん歟。表面上に政令の旨は廉潔公平を申べ宣教の聲は無慾殊勝に開ゆ故を以て眞面に哲理を説く人は之を歡迎して其言の實效あらんとを冀望するまではよしと雖も輒すれば度を過して實效あるものと信じ自ら

豺狼の前なる羊となるこそ哀れなれ。史學の觀察より之をいへば、政令の府たる京師の官衙は、全國の富を包攬する大倉庫なり、權門勢家は利益競争の巨魁にして、貴僧高僧は彼等をして未來永劫まで榮耀を遂げしめんとを請合ひて其富の分配に優先權を得たるものなり、されば財産場に於る豺狼の貪婪に止まらず、虎獅子の暴威を兼たるが如く、恐ろしの社會と謂べし。歴史に就て其情實を尋繹すれば、我に證據を與ふるもの引もきらず、此に必ずしも説明するを煩はさず、惟大化の詔が其權門勢家貴僧高僧の競争を集中したる、私地の兼并賣買を停めて、各地の百姓に利を均布せんと試みられたる制裁が、何様に扯裂壞破されたるやについて、一端を考へん。

本に立還りて、まづ版籍の字を解釋すべし。版籍とは、版圖戶籍の略なり、更に詳言すれば、所有地の繪圖面と佃作人の戶口帳となり、總て權貴者は版籍を盛多に所持し、是を搖金樹を植る園圃となし、其栽培摘實に使役する人類を奴婢となす、牛馬の如きものなり、其收實の少分を與へられて奴婢を差配するものを良民、若しくは家人とす、全國に飛瀝したる面積より收實を集むるには、此良民家人が手足となる

に頼る、故を以て之を大御財オホミツと稱へたり、古時の貴族が富を集むる組織は版籍より成る、墾田封戸は即ち其版籍なり。京師の奢侈進むに従ふて、版籍を廣むる手段を家々に講ぜらるゝ、其夾に於て律令修定ありて、政府の廉潔公平を主とする體面、即ち表面上より、之を制裁する詔を發せられ、又令條を著されたれど、田令の文を檢すれば他の官職儀衛などの條件に比較し、如何にも簡短疎略なるものなり。斯て爾後の歴史に證實すれば、大化の詔は殆ど私地と兼并を促したるが如く、古文書の現はるゝ比は既に私地賣買に紛雜を生じ、田令の條件は初めより空文に近し。見よ和銅四年の詔に、親王已下、及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以後、嚴加禁斷、但有應墾開空地、空經國司、然後聽官處分とありて、大化より六十七年間は制裁の驗なかりし。又卅二年を経て天平十五年の詔に、墾田依養老七年限滿之後、依例收授、由是農夫怠倦、開地後荒、自今以後、任爲私財、無論三世一世、悉咸永年、莫取とて、永代の私地となすに放任され、又人爲開田占地者、先就國司申請、然後開之、不得因茲占請、百姓有妨之地者、受地之後、至于三年、本主不開者、聽他人開墾之とありて、既に紛雜の端を滋くせり。是社會に於て當に然るべき事情にして、少しも怪むに足らず、故に天平は

文書の存するものに於て最古の時代なれど、其時墾田私地の占有轉買は既に紛淆の最中にてありたるなり。

大寺貴僧を清淨無欲のものとし、檀越施主を善根殊勝の人と思へば、輒ち大なる誤謬となると多し、佛教の流布は宣教の効果よりも土地占有の競争に其效を收めたり。慶雲三年に、令掃除諸佛寺并神社、亦索捕盜賊とある、寺社と盜賊とは不倫の取合せなれど、土地人民は古の財産なることを知れば、此に密接の關係ありて、法を違れて財を竊むの手段多く行はれたるべし。靈龜二年の詔に、諸國寺家、堂塔雖成、僧尼莫住、禮佛無聞、檀越子孫、總攝田畝、專養妻子、不供衆僧、因作諍訟、喧擾國郡、云云とあるに、和銅二年の詔に畿内及近江國百姓、不畏法律、容隱浮浪及逃亡仕丁等、私以驅使、由是多在彼、不還本郷、本貫云云とあるを參照しなば、ますます其近接の事なるを覺らん。課役を逃れて脱籍したるを浮浪といひ、枉法掠財して逃匿したるを盜賊といふ、其類を充れば、當時の財産競求者に枉法取財せざるもの幾くありしや、勅符の禁制を事實と對照すれば、反て勸奨されたるが如き觀をなすべし。以上は檀家が佛寺の名に託して自家の私利を圖りたる一端をいふ、是より直接寺僧の土地占有

をいはん。

大化の初め、寺司寺主を拜し、諸寺を巡行して僧尼奴婢田畝の實を驗へしめ、三法頭をおかれしより後、寺家の占地は決して俗家に減ぜず、七十九年を経て和銅六年に諸寺多占田野、其數無限、空自今以後、數過格者皆還收之との制出たり。又卅二年を経て、天平十八年に、寺家買地、律令所禁、比年之間、占買繁多、於理商量、深乖憲法、空令京及畿内、嚴加禁制との處分あり、尋て禁諸寺、競買百姓墾田及園地、永爲寺地とある、事實は何程の效驗ありしにや。天平勝寶元年に諸寺の墾田地を定め、大安、藥師、興福、法花諸國々分寺は寺別千町、大倭國分寺(即ち東大寺)は四千町、元興寺は二千町云云に限られたれど、最早此比になりては諸寺の墾田を兼并する期は過ぎて、諍訟喧擾の期に進入したり。占買の禁も、墾田の限も、事實に於て無効なるとは前に擧ぐる文書にて徵するに足らん、寶字となり、星雲、寶龜となるまゝに、其紛擾は文書の面にますます度を高めたり、後にいふべし。

○第廿六節 天平資財の文書。

理財の事は自今以後の學界に知識を磨くもの、最も腦力を用うべき時代に進入したり、古文書學の最大價直は此にあると心得べし。爰に順序を追て最古の文書を舉れば、即ちみな財産の分配にかゝり、勅書の封戸墾田はその財産の本なるを見れば、理財は自今の新知識に非ず、自古社會の必要は此にあるを證するものなり。されば逐節に當時の文書を以て證明し、并せて最古の文書は、か様なるものたる例を示したれば、既に其一斑を概見するに足りぬべし。猶資財の一項を餘せり、即ち聖武帝の勅書に掲ぐる絁綿布稻にかゝる解釋なり、此資財より生ずる奈良朝の文書は最も繁多なれば、務めて舉例を省き、只其大要を概括し、簡淨に其文書を講する案に供すべし。

資財といふは、廣、意、義に、於て、資産の總稱なり。正倉院の御物、若しくは大日本古文書に載たる、天平十九年の法隆寺資財帳小杉 桓、大安寺資財帳大和正 曆寺藏に登記しある物件の多くは、佛像、舍利、家の重器實、物に比す、經典圖書に、法具、樂器、莊嚴具、供養具、服飾、什物、炊器、容器等の富を蓄ふものにて、財を生ずる資産には非ず、寧ろ保管修繕に財を糜するものとす。其他香藥、彩料、金銀銅鐵、貨錢、布帛、絁綿、米穀等の貯蓄より、家屋倉庫、

田地、封戸、僧尼、奴婢、牛馬まで皆之を收めたり。人身を資財に數ふるは如何に思はるれど、領地領民とは近年まで稱へたる語なるを思はゞ、必ずしも怪くもなし、訝するに足らず。且公田は惟地上權のみを與へられたるを以て、戸口を領じて地を領せず、動産に類したり。私地は全く不動産なれど、之を差配佃作するため、得度の僧尼、及び家人奴婢を領有す、また封戸と同じ、歐米の人身賣買とは事情異なり。封戸墾田等は資財の生ずる本原にて、既に特説しおきたれば、此には除きて、狹意義の資財をのみ説くべし。

狹意義に於る資財は、所領の田地封戸より收納する得分を以て主用となす、是とても品目雑多にして、今の金貨、幕府代の銀米支那の錢穀といふ如く、畧稱を用ひては概括し難し、強て略稱を用ゐんと欲するは、今の思想にて昔の事を想像せんとする感ひなりとす。昔の資財として最も主用されたるものは、絁、綿、布、稻なり、祿には釜を加へたり、釜は調に於て雜物の一とす、又小官仕丁などには米鹽を給す、天平以後は漸次に錢の通用廣まり、此外に淨衣袴非沓まで給與さるゝ例もありて、文書の面に雜然として繁し。

米肆拾漆斛壹斗漆升陸合(細別略す、二升より一升二合まで不等)

鹽壹斛肆斗捌升陸合經師已下雜使已上單二千四百七十七人別六勺

醬貳斛貳斗捌升捌合已上經師應師裝演單二千四百人別一合

酢壹斛壹斗漆升玖合伍勺經師已下校生已上單二千三百五十九人別五勺

糟醬貳斛參斗伍升玖合經師已下校生已上單二千三百五十九人別一合

海藻參佰玖斤拾兩

滑海藻參佰玖斤拾兩已上經師已下雜使已上單二千四百七十七人別二兩

心大貳伯玖拾肆斤拾肆兩經師已下校生已上單二千三百五十九人別二兩

芥子肆斗漆升壹合捌勺經師已下校生已上單二千三百五十九人別二勺

油捌斗壹合陸勺經師應師裝演單二千四百人別四勺

大豆壹斗壹升紙、糲料、以三升糲紙一千張(當時は大豆糊にて紙を糲たるなりん)

小豆貳斗溲豆料 小刀肆柄 礪壹

以前、應奉寫大般若經一部料、可用雜物、顯注如前、謹解年月日、署名なしとあり。單は官府文

にて箋に用う、食單の數なるべし。可用雜物は、今の官府文には應用雜物とかくべき所なり。淨衣は雜令に、官戸奴婢三歳以上、毎年給衣服、春布衫袴、衫裙、各一具、冬布襖袴、襦裙、各一具とあれど、此は奉寫に付ての別給與なるべく、米鹽は日糧なれど、醬以下は供養の調膳用なるべし。

租稻府布及び調の純絲綿は物品交換時代に錢の代用となす便利もあるとなれど、雜物に至りては、賦役令に列記したるもの實に雜多なり、海藻根、滑海藻などもあり、堅魚、烏賊、熬海鼠などは、猶可なり、雜鮓、鹽煮、年魚、堅魚、煎汁まで、調に取て出納したは、雜物倉の取扱ひ、非常の混雜なるべし。

されど天平の正稅帳の數多を檢するに、毎郡の正倉を穀倉、稻倉、類倉、糶倉、及び動不動、公川と類別し、米、粳、糯もあり、又粟もある、此外に必ず酒、鹽、醬、末醬を配せざるはなし、或は酢もあり、酒は盛饗五斛別受、醬は盛饗一斛別受、或は酒清四斛、一斛六斗と注し、或は糟病者と注する等、随分稻倉の中も混雜なり。是等を見れば、當時の國郡司は八百屋、乾物屋、荒物屋を兼業し、往來の官吏に米鹽酒を供し、讀經供養あれば米稻を充て、粥加糲、米、大豆餅万米毛、小豆煎餅伊利毛、餛阿米、及び醬、末醬を供給す、是旅館を

も兼るなり。此の如くは正倉の開闔を嚴正にし、出納を整理し、之を京師に上計し、解由を得て滿任の交替を濟すとは、殆ど爲得るべからざる難題目と謂べし、天平寶字年中に巡察使が歸朝して、公平の政をなす國司は一人もなしと奏したるは既に遅し。

物品交換時代の資財出納を推せば、王公貴族大寺が墾田を廣大に占有し、郡司の例に倣ふて莊司を派して、收納の資財を取扱せたるも、畢竟この雛形に仍りたるならん、是とても亦公平なる出納は斷して得難し。されば官司も領家も初めより其地の地頭名主等より勝手に利用されたるべし、其潛勢を養成すると百年の後に、國より武門武士及び盜賊浮浪の湧出したるも亦怪むに足らず。

天平六年は、和銅より二十五年に過ぎず、其年の造佛所作物帳あり、當時の錢を以て物を買ふ價直のあらまじを知るべきを以て、此に摘録しおく。

- 買小豆一斛一斗五升と升四文 直錢四百六十文
- 買雜菜直錢廿一貫七百十六文
- 葵一百七十把直八十五文と別二把

茶三千三百卅六把直一貫一百十二文と別三把

厥五千二百九十六把直一貫三百廿四文と別四把

瓜四千九百卅顆直一貫三百二文四百卅四顆文別三顆 四千九十六顆文別四顆

茄子十一斛直一貫三百五十六文八斛五斗六升と別二文 四斗四升と別一文

椒子一斛三升直二百七十七文一斗一升と別三文 九斗二升と別二文

芥子三升直卅文升別十文

買椿灰八十五斛二斗七十一斛九斗と別四文 直錢三貫二百九十五文

買燭松二百五枝 直錢六百五十三文廿三枝各七文 八十二枝各六文

買薪一千一百七十三束四百廿六束各四文 七百廿七束各三文 直錢三貫九百卅五文

買炭二百一斛九千七百廿斤 直錢三貫六百八十五文七千五百斤文別三斤 二千六百七十斤文別二斤

買和炭一千五百十四斛一千二百卅八斛別十一文 二百六十八斛別十一文 直錢十五貫四百八文

買六百卅圓自島官運車九圓貨錢六百卅五文 三車各七十五文 六車各七十文

買漆廿斛九斗一升八斛六斗五升と別一百九十文 八斛六斗五升と別一百九十文 直錢四百九貫五百五十文

買生銅九百十四斤五百七十四斤と別五十四文 三百七十四斤と別六十四文

買銀子十五具、別冊六文直錢、キレヲナシ

續紀和銅四年五月に、以穀六升當錢一文、令百姓交關各得其利とあれど、生銅の直斤別五十四文の比較にては、一錢の直は此の如く貴かるべからず。又翌年の制に宐以錢五文、准布一常とあり、十文にて一端に當る、是六斗にて一端に易るなり、亦價位を得ず、鑄錢の初めは此の如く錢を貴びしにや。天平六年は是より廿三四年の後なり、再び廿六年を降りて、天平寶字四年の物價を左に録して、其比較を示す、但し是年萬年通寶の十文錢を鑄られ、舊錢の價低落せし比とす。

- 四百五十文闊布一端 (六年には武藏布端別三百五十文とあり) 七百冊八文生綿三丈四尺直 (六年には丹波綿四別一貫百文とあり)
- 八十文狸毛筆二管直 卅文墨一廷直 (墨は普通此直なり)
- 百廿文鐵一廷重三斤十三兩直 百廿文檜樽三材直材別冊文
- 一貫百廿六文薪七十二荷直 ハ荷別十七文 卅六荷別十五文 卅六荷別十六文
- 五十五文荒炭七籠直
- 二貫六百文買白米二石直 石別一貫三百文 (六升七十八文に當る)
- 二百冊文買糶一斗五升直 七十五文田東麥三百縣直

- 二百文索餅六十三籠直 五十一籠別十一文 八十文大角豆五升直 升別十六文
- 百冊八文酢六升直 四升別廿五文 二百九十五文醬一斗四升直 一斗廿二文 一斗三升別廿一文
- 百二十文荒醬八升直 二升別十三文 百六十四文末醬一斗二升直 八升別十三文 四升別十三文
- 三百三文鹽一斗九升直 一斗三升別十五文 一升十五文
- 百廿五文布乃利四斗直 一斗別廿一文 三斗別廿一文 五十文昆布二把直
- 百冊文菹三斗直 升別四文 廿二文蕨五十把 把別一文
- 五十文水葱廿把直 七十五文干海松三連直
- 五十五文糖一升直 百十二文生栗子八升直 升別十四文
- 六十文干柿四條直 冊八文竹子十二把直
- 九十文陶碗廿合直

右自四月一日迄廿九日錢用如件 主典安都宿祿 案主下上

薪炭は雜令に文武官人、毎年正月十五日並進薪、長七尺、以廿條爲二擔、一位十擔より、初位二擔に至る、これにかゝる文書もあれど、此には擧げず。又給後宮及親王炭、云々、其薪知用多少、量給供進、炭者不在此例とありて、薪炭を諸臣に供進させて、主殿寮に

於て出納したり。是は天武の朝よりある物品交換時代に於る地租の一種なり、憶ふに國郡に於ても管内に總ての應用物品を供給させて求需に充たるべし。寫經所に於て筆紙を用ゐたる書類は甚だ多けれど、いづれも種類多く、筆は菟毛管別四文より四十文、鹿毛管別二文より十五文のもあり、紙は二張一文より一張十文に至る、其他の雜用帳及び雜物の受拂等には、物品の明細を考ふる料多し、煩しければ略す。此に天平の盜難届を録すべし。

謹解 申所盜物事(全面に左京之印を朱捺す)
合壹拾叁種

- 麻朝服一領 葛布半臂一領 帛禪一要 麻系替一箇 帛被一蓋 紵帳一張
- 調布帳一張 被蓑一合 綠裳一要 斜一面 於往此、枝繼所於申可、換入、 紵帳一箇
- 弓一枝少、削黑漆端 幌二具 赤漆真

右等物六條二坊安常拜麻呂之家、以去八月廿八夜所盜、注狀以解、

天平七年閏十一月五日

中宮職舍人少初位上中臣酒人宿祢久治良

左大舍人寮少屬大初位下安拜朝臣常曆

(前條) 職符 東市司(印前に同じ)

件所盜物、以去八月廿八日、申送如前

大進大津連船人

少屬衣縫進人君

終りに貸借の事を述ぶくべし、雜令に公私以財物出舉者、任依私契、官不得理、每六十日、取利不得過八分之一、雖過四百八十日、不得過一倍、家資盡者、役身折酬、不得回利、爲本とある、利息一倍の期といふとは、後世まで猶存する法なれど、利息の制限は物價の制限と同じく、物情の許さぬにより、必ず行るゝ事に非ず。天平の比までは此令條も猶遵行されたと覺えて、其比の證文に、

謹解 申出舉錢請事 (字體楷書なれど拙劣にしてまゝ、字形を失ふ)

古文書學 第七章 天平封戸墾田の公文 第廿六節 天平資財の文書

合請錢四百人

高屋連兄該

質充田二段

阿妻笑? 原木女

女稻女

阿波比女

口人、生死同心、八箇月内半倍進上、若期月過者、利加進上、謹解

若年不過者稻女 阿波比女二人身入申

天平勝寶二年五月十三日

謹解 申請商錢事 (此は字體やよし)

合伍貫文

右錢限八箇月成半倍將進上、若過期日成壹倍將進納、仍舉事狀謹以解

天平寶字五年八月廿九日九子 人主

保漆部 救人

奈良朝の末に至りては、京師の小官人祿薄くして窮乏し、廉耻なきに至るといふ。寶龜年中の月借錢證文は多く存じ、其利息は既に令の制限を超過し、而して嚴酷に

これを取立たり、此に數通を録す。

謹解 申請月借錢事

合參伯文。月之利。册九文。

右件錢布施給日、並本利而進納、仍注事狀、謹解。

寶龜三年二月卅日物部道成

(已下朱書) 依旨充

以六月十四日納四百卅文(三百文本、一百卅文、三月又十日、利)

謹解 申請月借錢事

合參伯文。利。册九文。

質物布二端

右件錢限二箇月之内、本利共備、將進上、若過期限、斷給時、質物成賣、如數進納、

仍錄事狀、謹解。

寶龜三年二月十四日 給當麻鷹養

償若倭部益國

(朱書)

依旨行可

上馬養

敢男足

一七六

三月廿四日納、廿九文、前

四月廿四日納、卅九文、

六月十三日納、三百六十五文、三百五十五文、本

六十日利

利稻の出舉は勸農を名とし、春貸し秋納め、過分の利を徴したるを、和銅に半倍に制限され、養老には十の三に減じられ、猶高利なり、然も一時のとなるにや、奈良朝の末に出舉稻の結果は百姓を流離せしむるに畢れり。實龜の比は高利貸の最中にて、貴族は奢侈に困しみ、微者は薄奉に困しみ、平安の大内裏成る比は、國家の財政は已に退潮に屬す、更に延暦以後の文書に就て尋釋したらば、種々の事情を發見するなるべし。

第八章 古文書の時代變化

○第廿七節 平安朝文書の變化

前章に列舉したる大寶の戶籍、天平の移解、感實の勅書は、古文書を原本にて保存されてある最古の物なれば、是について奈良朝の封戸、畠田資財にかゝる文書を類舉して論じぬ、是にて古文書といふものは、か様なるもの、之を考究すれば此の如き益あると、其一斑は知れたらん。偕其時代を數ふれば、千年乃至千二百年の寒暑を移したる紙なるに、今に保存されて數大冊を成す程もあるは、全く敕封の力によりて、東大寺の正倉に藏したるもの十の九に及ぶ故なり。其餘のものも大抵大寺の寶藏に保存されたり、俗家に傳へたるものは早く烏有になり畢れり、故に國史格などに録したるを涉獵して以て斯學を發揮すべし。

まづ最古文書は前舉の分にて足れりとして、次に平安朝の文書に移るべきが順序なり、是とても千年以上の古紙なれば、保存されてあるもの甚だ少しと雖も、平安京には東寺を建立され、東大寺の信向を此に移し、正倉院の文書は漸々減じて、東寺文書の夥多しきは、百合文書と稱する分にて、唐櫃百箇に充つ。故に正倉院東寺の兩文書は一千年間の斯學の幹川といふべく、諸家の文書を之に匯注すれば、浩瀚なる學海をなす、逆も一人の力の究め盡すべきに非ず、余はこの大海に向ひ一棹を

試むれば、要處を擇み、文書の時代變化を少しく論述せん。

平安朝の初めは京師の文章變化の時期なり、一般より概言すれば、漢文を磨きて全國の用文となさんと務めたる反動にや、假名字を改良し、假名文の發達したるは此際にあり。是は日本の文學史に於て大に研究すべき事なれども、簡略にいへば京師の貴族富足りて閑日月多く、其中に藤原氏外戚となり、宮掖の勢を挾みて子弟を朝に布植し、言語儀容をのみ修治し、萬事華美に趨く所よりして、女文よめぶみを磨きて男文は第二流有司の取扱ふものとなり、自然に衰へたるならん。さはさりながら男文たる漢文の最も重んぜられて、學修の盛んなるも亦此際にあり、文學の常として文を登げば必ず華に走る、まして世事に遠き貴族の間には猶更華麗雅文を尙ぶにより、實用の通文は、然と衰ふを免れざるなり。

初め律令の施行さるゝに當り、全國を通して官府用の漢文を細修させんために、大學に於て明經道より文章學を別ちて是を本領の經學より重んずる様になりたるは聖武帝の神龜中より既に然り。官位令の集解に、神龜五年十一月廿一日、大學寮への勅を載て、律學博士二人、直講三人、文章博士一人、生廿人、以前、一事已上、同

助教博士とある、是を文章博士の物に見えたる初めとす。是年諸國にも國博士をおかれ、天平二年三月には、帝松林宮に御して五位以上を宴し、文章生等を引て曲水を賦せしめ、物を賜ふ差ありと見えて、文章生は唐の詩賦を以て士を選舉する餘風なり。國博士は經學を主とすれども、自然と必用文の教習に傾き、天平以來諸國の文書に辭句の修りたるは、其教育に出るものと見るべし。平安朝となりて格に、

太政官符

紀傳博士一員

右右大臣宣奉、勅、割直講一員、置件博士、其官位同直講。

大同三年二月四日(二四の字は令集解にて補ふ)

是より紀傳史學なり、文章並ひ置れしに、廿六年を経て(令集解の成たる翌年)

太政官符

應加置文章博士一員事

右從二位行大納言兼皇太子傅藤原三守宣奉、勅、停紀傳博士一員、其紀傳得業及生亦從停止。

承和元年三月八日

一八〇

是より文章學を紀傳道と稱ずるとに成行けり。名は實の實にして、當時の史學は文章の辭藻を専らとし、是を大業人と稱じ、最も貴重する學にして、菅原氏大江氏は此學より起り、菅右府栗田右府は大業儒より顯用されたれど、實は文學家なり。大業儒は内記となりて詔勅を草し、又史官となりて官符を作る、是を官務といふ、明經儒は外記の局務を先途となし、普通の文書は局務の作るものとす、即ち中原氏の文體は明經家の官府體通文なり。

故に文章學の平安朝の初めに盛んなりしは、重に詩賦にありて、女文の和歌假名書と並に磨研され、華美を競ひたれば、其流れ通用文とは異派になり、詔勅其他翰藻を擴り、消息文に力を用うる様になれり。通文雅文については既に第十八節に述たるが如く、詔勅などは修潤を極むるにより、抽象的の雅文になるは昔しよりの事なれど、官符も文章生の筆は修治により、四六駢儷に近きもの多し、三代格を見れば自然にこれを知得するならん、殊に吏務財産等に非ざる事は、文筆を整きたる傾き多し、是文章生の力を著はしたる痕跡なり。三代格禁制の卷に

太政官符

一 禁制諸司、諸院、諸家、所々之人、燒尾荒鎮、又責人求飲、及臨時群飲事

右撰格所起請、備去天平寶字二年二月廿日、勅書、備隨時立制、有國通規、議代行、權昔王、舞訓頃者、民間宴集、動有違僭、或同惡相聚、濫非聖化、或醉亂無節、便致關諍、據理論之、甚乖道理、自今以後、王公以下、除供祭、庶患之外、不得飲酒、其朋友僚屬、內外親情、至於暇景、應相追訪者、先申官司、然後聽集、如有犯者、五位以上、停一年俸、六位已下、解却見任、已外、決杖八十、冀將淳風俗、能成人善習禮、於未識防亂於未然者、(以上勅書)而今輪持出後年代久遠、有司解體、弃而不行、因茲諸司、諸院、諸家、所々之人、新拜官職、初就進止之時、一號荒鎮、一稱燒尾、自此之外、責人求飲、臨時群飲等之類、積習爲常、醉亂無度、主人每有竭財之憂、賓客會無利身之實、若期約相違、終至陵轢、營設不具、定爲罵詈、非管爭亂之萌芽、誠作鬪亂之源、望請准據勅文、嚴加禁止者、(以上起請)右大臣宣奉、勅依請、但雖聽集者、不當過十人、又不得飲酒過差、至於鬪爭、若有違者、親王以下、五位以上、並奪食封位祿、自外如前格、若容隱不糾、同處此科。

一 禁制諸家并諸人、祓除神宴之日、詣衛府舍人、及放縱之輩、求酒食責被物事

右同前起請僭諸家諸人至干六月十一月必有祓除神宴事絃歌醉舞欲悅神靈而諸衛府舍人并放縱之輩不緣主招好備資位優幕爭入突門自臻初來之時似愛酒食臨將歸却更責被物其求不給忿詰罵辱或亦託神言咀恐禍主人如是濫惡傍年惟新推彼意况不異群盜豪貴之家尙無相憚何况无勢無告之輩哉是而不糾何云國憲望請嚴仰所司一切禁遏者(以上)同宣奉勅依請若有犯者不論蔭贖坐從免鉗但五位以上及六位已下把笏者一如上條又知見不糾之人必將科違勅罪努不堪相提者須錄其名進所

以前條事具件如右。

貞觀八年正月廿三日

焦尾は鯉魚の龍門瀑を登りて龍とならんと尾を焦すに喩へ荒鎮は野民の荒き魂を鎮めて貴種に變化するをいふ並に族種の昇進を慶するとなり被物は酒宴の席にて饒る衣服料にて布帛等を與ふをいふ。兩條共に京師眼前に行はるゝ風俗にして其状態を描寫し四六駢儷の調にて辭句を整へ事實に浮ざる限界内に於て文を鼓して抽象したるは文章生の筆力を見るに足る。官符の文章家の選な

れば總て辭句修整したれど民間に通じて用ふる普通の文書は田地資財にかゝる事のみにて貴族社會には最も迂遠なる上に物品交換時代に成たる令文式例を守りたれば吏務の文書は格に擧たる官符夥多けれども辭句は套語を堆積し這般の文辭に比すれば甚だ不發達を免れず。

古文書の發見したる時代より京畿の貴族貴僧は諸國に墾田占有を競ひ其地の豪族即ち百姓なるものと衝突したり藪をつゝいて蛇を出したるに異ならず其結果にて武門武士の強暴を啓きたり。平安京の初めまでは京師は古來の習慣を存し大倭といふ觀念は日本聯島の總稱にてはなかりき内國といふは畿内にて其他は外國となせり大寶令までは内外位を分ち官職は内國人の專有なりしに養老令に至り外位を廢したれど猶内外の習例は改まらざりし。格に

太政官符

應禁制外國百姓奸入京戶事

右齊衡二年十三日格僭延曆十九年十一月廿六日下民部省騰勅符備都鄙之民

役不同附除之事損益已異今聞外民挾奸就貫京畿非唯增口貪田實亦冒名假藤

如不改轍、何絶詐僞、自今以後一切禁斷者(勅符)、如聞外土之民、奸附京畿、多通謀役、無懷土心、右大臣宣奉、勅宐依延曆符、嚴加禁止、但有隱首、色不獲已、可附者、氏中長者、覆審加署申所司、所司申官待報符而後附帳者(以上)、年來外國百姓或賄小吏、而貫京畿、或賂戶頭、而冒氏姓、即是格制雖存於前、有司緩於後之所致也、右大臣宣奉、勅宐重下符勅加檢錄、若戶主隱而爲人所告、有司忍而不勸督察、依法科處、不寬宥。

寬平三年九月十一日

又同日に京戸子弟居住外國を禁制する符もあれど略す。京畿の貴族は朝官朝位の榮典を專有して、外國の士に誇耀し、資格を進むれば、焦尾荒鎮に家を破るに至る。因て外國の貴族は土地の富を占有し、財源を阻て、遂に天慶の亂を發して、武人の強暴を馴致したり。此時局の變化は平安京の初め百餘年間にあり、即ち京師に文學の最盛なる時にして、其結果は明文の發達は澀滯して、文書の通用文は倭習を長じ、宮掖の假名文のみ發達したるを見る。諸家に古文書として保存されたるは家の資産にかゝる公驗支證なれば、京師の貴族社會にて巧美を競ふたる文章には非ず、所司の吏務と地方の授受とに成たる用便の文なれば、吏事の繁忙なるにつれて

益龜率になりゆけり。

○第廿八節 私地賣買の諍訟。

田地開け、戸口息し、財源の増加は社會の榮耀を長じ、經濟の膨脹するに従ふて、吏務の繁劇になるは必然の理由なり。吏務の繁劇と文書の繁劇とは相伴ふものなれば、世の開くるに従ひ、文書は簡便敏捷に趨るべし、文辭を磨きて趣味を玩ふは文學的の事にて、閑日月になす娛樂なり、實用的の通文は其反對の結果を得るべきものとす。故に古文書の時代の變移を原本に就て檢すれば、大寶と天平と同じからず、寶字以後は亦同じからず、寶龜となれば寫本にても心付くべし、是時代の進み自然の推移なり。時代の推移は文書に變化を示すが如く、平安遷都の後は政局にも變化を生じたり。弘仁に藏人所を設けて公文を出納し、太政官は虛位となれり。又京師は檢非違使を設けて、衛府の追捕、彈正の糾彈、刑部の判斷、京職の訴訟を寄られ、諸國は權門勢家の私領に養はれたる家人が、帶劔の武士を以て判官に補し、盜賊浮浪の追捕に當りたる等、みな公文に變化を起す大なる原因とす。古文書の上に

著れたるを見れば、前章に述たるが如く、墾田の占有を競ひたる末は、多くの莊園を生じ、公田私田の交換にてます。紛淆を生じ、國郡司の緩怠、權勢家の驕奢、小官の貪婪、百姓の退轉、利稻の弊害等は、奈良朝の末より既に甚だしく、令格は漸々と有名無實となり、文書の面に自然に衰頹を示したり。三善清行意見封事の序文に、

臣某言、伏讀去二月十五日詔、通令公卿大夫方伯牧宰、進隱議、盡謀讓政、百王之澆漓、拯萬民之塗炭、雖唐虞之置諫、雖陸周之制官箴、德政之美、不能過之。臣某誠惶誠恐、頓首死罪、臣伏案舊記、我朝家神明傳統、天險開疆、土壤膏腴、人民庶富、故東平肅慎、北降高麗、西虜新羅、南臣吳會、三韓入朝、百濟內屬、大唐使驛於焉納賄、天竺沙門爲之歸化、其所以爾者何也、國俗敦龐、民風忠厚、輕賦歛之科、疎徵發之役、上垂仁而牧下、下盡誠以戴上一國之政、猶如一身之治、故范史謂之君子之國、唐帝推其倭皇之尊。自後風化漸薄、法令滋彰、賦歛年增、徭役代倍、戶口月減、田畝日荒、既而欽明天皇之代、佛法初傳、本朝推古天皇以後、此教盛行、上自群公卿士、下至諸國黎民、無建寺塔者、不列人數、故傾盡資產、興造浮屠、競捨田園、以爲佛地、多買良人以爲寺奴。降及天平、彌以尊重、遂傾田園、多建大寺、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有如鬼神、之製似非

人力之爲、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是天下之費十分而五。至于桓武天皇、遷都長岡、製作既畢、更營上都、再造大極殿、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、盡賦調庸之用、於是天下之費五分而三。(十分の五より十分の三を)仁明天皇即位、尤好奢靡、彫文刻鏤、錦繡綺組、傷農事、害女功者、朝製夕改、日變月換。(流行の變りなり)後房內膳之飾、飢寒關樂之饋、麗靡煥爛、冠絕古今、府帑由是空虛、賦歛爲之滋起、於是天下之費二分而一。(即ち十分の九を費す)貞觀年中、應天門及大極殿、頻有災火、備依本政大臣昭宣公、匪躬之誠、具瞻之力、庶民子來、萬邦廣至、修復此宇、期年而成、然而天下之費亦失一分之半。然則當今之時、曾非往世十分之一也。(以下略す)

延喜十四年四月廿八日、從四位上行式部大輔、臣三善朝臣清行、上奏、此文に謂へる十分之五より一分之半まで減耗の差は、清行が當時の文書帳簿を檢して勘定したる上の立案ならん、今は其文書帳簿の存せざれば、證明するに由なけれど、當時國家の財源たる田地によりても、其大數の然るを知らるゝ。如何んとなれば、天平以前は公田班授も一般に猶行はれたり、田籍に上らぬ荒地の墾田令を

發せられたり、此時までは國家の富源は官にありしに、天平以後より之を大寺に寄附され、王臣に割取され、國郡百姓に給與され、實に其半は私有地となりたるべし。爾後ますます、鑿田占有の度を進めて、因て公田を紛更し、因て諍訟を生じ、因て國郡司の緩怠を長じたる等、文書の表に露見したり。延曆に至りては、財計既に窮竭に傾きたるに、大内裏の造營ありて、天下の殷富を九條九陌に鍾むる規模なりしかども、七條以外には畑戸充たず、羅城門は盜賊の棲巢となるに終りたれど、官の財源は猶十の二は存じたらん、即ち天下の費五分而三なり。帝室の御領地が宮掖より漏れて貴族の占有となり、府帑空虚になるとの速かなるは左の文書にて證するに足るべし。是は正倉院文書内親王の寄進文なり。

獻上 (全面に酒印を朱捺す)

大般若經一部六百卷

金剛般若經一百部一千卷

在各錦袂

厚見莊在美濃國厚見郡

鑿田一百一十七町三百三十九步

横江莊在越前國加賀郡

鑿田一百八十六町五段二百步

土井莊在越後國古志郡

鑿田地二百町

熟田五十一町

未開地一百卅九町

佛御布施料銀香爐一具

御鉢料銀器八口

以前故二品朝原内親王臨終遺訣、僞恩德極深無諭。天地泣血傷性、豈能得報、冀春花粧野之節、奉爲。

栢原聖靈轉讀大般若經秋葉映嶺之月奉爲。尊堂披讀金剛般若經伏報内極之大恩、薄賽難報之深德、仍以件田、永納東大寺二會之料者、今依遺訣旨、加副所持十